

岡山市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和5年9月

岡山市防災会議

目 次

第1部	総則	1
第1章	計画の目的	3
第1節	計画の基本方針	3
第2節	計画の構成	4
第3節	用語の意義	5
第2章	防災会議	6
第3章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第1節	実施方針	8
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	9
第4章	岡山市の防災環境	22
第1節	自然的条件	22
第2節	社会的条件	23
第3節	岡山市の地震履歴	24
第5章	断層型地震の被害想定	25
第1節	方針	25
第2節	平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施概要	25
第6章	南海トラフ巨大地震の被害想定	30
第1節	方針	30
第2節	想定地震	30
第3節	想定される被害	31
第4節	岡山市に想定される揺れ	31
第5節	岡山市に想定される津波	32
第6節	岡山市に想定される被害	33
第7節	想定される被害に対する被害軽減対策と効果の試算	35
第7章	津波災害対策の基本的な考え方	36
第1節	基本方針	36
第2節	概要	36
第2部	地震・津波災害予防計画	37
第1章	自立型の防災活動の促進	39
第1節	防災知識の普及啓発計画	39
第2節	防災教育の推進計画	43
第3節	自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	45
第4節	ボランティア養成等計画	47
第5節	住民及び事業者の地区防災活動の推進	49
第6節	住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加	50
第7節	地域防災活動施設等整備計画及び推進	52

第8節	要配慮者の安全確保計画	53
第9節	食料、飲料水、生活必需品の確保計画	59
第9-1節	食料の確保	60
第9-2節	飲料水の確保	61
第9-3節	生活必需品の確保	62
第2章	迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え	63
第1節	災害応急体制整備計画	63
第2節	情報の収集連絡体制整備計画	66
第3節	保健医療活動に係る体制整備	69
第4節	救助・救急体制整備計画	70
第4-1節	救助・救急	70
第4-2節	傷病者の搬送	71
第4-3節	災害救急医療体制整備計画	73
第4-4節	医薬品等の確保体制の整備	76
第5節	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	77
第6節	避難及び避難所の設置・運営計画	79
第6-1節	避難方法	79
第6-2節	避難所の設置	81
第6-3節	指定避難所の運営体制	83
第7節	災害救助用資機材の確保計画	85
第8節	建設用資機材の備蓄計画	86
第9節	地域防災活動拠点整備計画	87
第10節	緊急輸送活動計画	88
第11節	消防等防災業務施設整備計画	90
第12節	広域的応援体制整備計画	91
第13節	行政機関防災訓練計画	94
第14節	津波避難計画	97
第15節	公的機関等の業務継続性の確保	99
第3章	地震・津波に強いまちづくり	100
第1節	建物、まちの不燃化・耐震化計画	100
第2節	公共施設等災害予防計画	104
第3節	ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画	110
第4節	廃棄物処理体制整備計画	119
第5節	危険物施設等災害予防計画	122
第6節	有害ガス等災害予防計画	125
第7節	流出油等災害予防計画	126
第8節	地盤災害予防計画	127
第9節	津波災害予防計画	130
第4章	震災予防施設等の緊急整備計画	133
第1節	防災業務施設の整備	133

第2節	避難場所・避難路等の整備.....	135
第3節	緊急輸送道路の整備.....	137
第4節	防災上重要な建物の整備.....	138
第5節	市有施設の整備.....	139
第3部	地震・津波災害応急対策計画.....	141
第1章	応急体制.....	143
第1節	応急活動体制.....	143
第2節	地震・津波情報の種別と伝達計画.....	148
第3節	被害情報の収集伝達計画.....	151
第4節	広域応援.....	154
第5節	自衛隊災害派遣要請.....	157
第6節	津波災害応急対策計画.....	163
第2章	被災者の救助・保護.....	164
第1節	災害救助法の適用.....	164
第2節	避難及び避難所の設置・運営計画.....	169
第2-1節	避難方法.....	169
第2-2節	指定避難所の設置.....	174
第2-3節	指定避難所の運営体制.....	177
第3節	被災者の救出計画.....	181
第4節	食料の供給計画.....	184
第5節	飲料水の供給計画.....	187
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画.....	190
第7節	医療・助産実施計画.....	192
第7-1節	医療体制.....	192
第7-2節	医薬品等の供給.....	197
第7-3節	傷病者の搬送.....	199
第8節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画.....	202
第9節	住宅応急対策計画.....	205
第10節	障害物の除去.....	210
第11節	文教対策計画.....	212
第3章	緊急活動.....	217
第1節	道路啓開.....	217
第2節	交通の確保計画.....	219
第3節	消火活動に関する計画.....	223
第4節	危険物施設等の応急対策計画.....	225
第5節	災害警備活動に関する計画.....	229
第6節	緊急輸送計画.....	230
第7節	ボランティアの受入れ・調整計画.....	233
第4章	民生安定活動.....	236
第1節	要配慮者支援計画.....	236

第2節	被災者に対する情報伝達・広報計画	239
第2-1節	情報伝達体制	239
第2-2節	報道関係への対応	241
第3節	風評・パニック防止対策計画	243
第4節	ごみ・し尿処理計画	244
第5節	災害廃棄物処理計画	246
第6節	防疫及び保健衛生計画	248
第6-1節	感染症等予防	248
第6-2節	健康管理	250
第6-3節	食品衛生	251
第6-4節	公衆衛生活動	252
第5章	機能確保活動	254
第1節	ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画	254
第1-1節	ガス施設応急対策計画	254
第1-2節	上水道施設応急対策計画	255
第1-3節	工業用水道施設応急対策計画	256
第1-4節	電力施設応急対策計画	257
第1-5節	電気通信施設応急対策計画	259
第1-6節	下水道施設応急対策計画	260
第2節	公共施設等応急対策計画	261
第4部	地震・津波災害復旧・復興計画	265
第1章	復旧・復興計画	267
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	267
第2節	被災者等の生活再建等の支援	268
第3節	公共施設等の復旧・復興計画	271
第4節	激甚災害の指定に関する計画	273
第5節	津波災害からの復興計画	275
第2章	財政援助等	276
第1節	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	276
第2節	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	279
第3節	義援金品等の配分計画	282
第3章	市復旧・復興推進本部の設置及び市復興計画	284
第1節	市復旧・復興推進本部の設置	284
第2節	市復興計画	285
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	287
第1章	総則	289
第1節	南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	289
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域	290
第3節	南海トラフ地震の被害の特徴	291
第4節	防災会議	292

第5節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	292
第2章	災害対策本部等の設置等.....	293
第1節	災害対策本部等の設置.....	293
第2節	災害対策本部等の組織及び運営.....	293
第3節	災害応急対策要員の参集.....	293
第3章	地震発生時の応急対策等.....	294
第1節	地震発生時の応急対策.....	294
第2節	資機材・人員等の配備手配.....	297
第3節	他機関に対する応援要請.....	298
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	299
第1節	津波からの防護のための施設の整備等.....	299
第2節	津波に関する情報の伝達等.....	301
第3節	避難対策等.....	302
第4節	消防機関等の活動.....	304
第5節	電気・ガス・水道・下水道・通信関係.....	305
第6節	交通対策.....	307
第7節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策.....	309
第5章	時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	311
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	311
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	312
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	318
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	320
第7章	防災訓練計画.....	322
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	324

第1部 総則

第1章 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため作成した、総合的な運営計画である。

本計画において、本市の地理的特性（地震・津波の被災想定・避難者数想定）を効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、地震・津波による被害を想定し、対応すべき概要を示すものとする。

第1節 計画の基本方針

この計画は、地震による直接的被害が突発的・広域的に起こることに加え、沿岸部を有する市域南部は津波被害の可能性もあり、さらに生活様式の多様化・高齢化・都市化の進展等により被害を拡大させる要因等を考慮し、岡山市における震災対策を体系化したもので、「岡山市地域防災計画」のうちの「震災対策編」を「地震・津波災害対策編」とするものである。

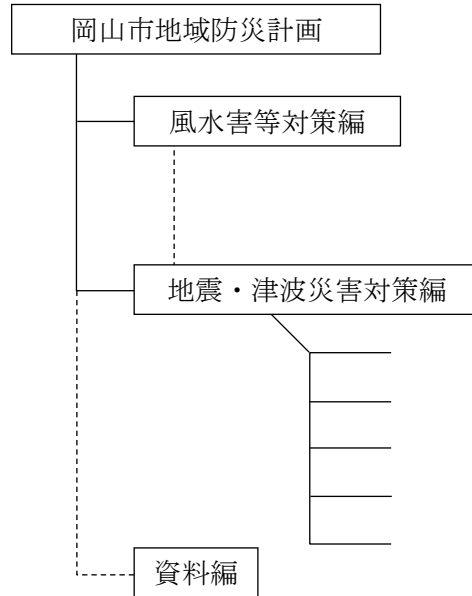
地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なることもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策に津波災害対策をあわせ取りまとめるものである。

また、岡山市国土強靱化地域計画を踏まえ、南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することによる被害の発生、新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生等の複合災害も想定するものとする。

なお、この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正するものとする。

第2節 計画の構成

この計画は、「岡山市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」であり、「地震・津波災害予防計画」「地震・津波災害応急対策計画」「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「地震・津波災害復旧・復興計画」の4本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。



- 第1部 総則
- 第2部 地震・津波災害予防計画
- 第3部 地震・津波災害応急対策計画
- 第4部 地震・津波災害復旧・復興計画
- 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 用語の意義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

◆岡山市関係

- ① 災害対策本部・・・・・・・・岡山市災害対策本部をいう。
- ② 区本部・・・・・・・・岡山市各区の区災害対策本部をいう。
- ③ 現地本部・・・・・・・・岡山市現地災害対策本部をいう。
- ④ 地域防災計画・・・・・・・・岡山市地域防災計画をいう。
- ⑤ 本部長・・・・・・・・岡山市災害対策本部長をいう。
- ⑥ 区本部長・・・・・・・・岡山市各区の区災害対策本部長をいう。
- ⑦ 現地本部長・・・・・・・・岡山市現地災害対策本部長をいう。
- ⑧ 防災関係機関・・・・・・・・県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- ⑨ 災害警戒本部・・・・・・・・岡山市災害警戒本部をいう。
- ⑩ 指定職員・・・・・・・・避難所開設職員のことを「指定職員」という。

◆岡山県関係

- ① 県本部・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- ② 県現地本部・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
- ③ 県備前地方本部・・・・・・・・岡山県備前地方災害対策本部をいう。
- ④ 県防災計画・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- ⑤ 県本部長・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- ⑥ 県現地本部長・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
- ⑦ 県警察・・・・・・・・岡山県警察をいう。

第2章 防災会議

1 防災会議

岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づく市の附属機関として設置され、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する市長への意見の陳述を行う。

2 組織

(1) 会長

市長

(2) 委員

- ①指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ②岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ③岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- ④市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤市教育委員会教育長
- ⑥市消防局長及び消防団長
- ⑦指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- ⑧自主防災組織・学識経験者のうちから市長が任命する者
- ⑨市議会・市民団体等のうちから市長が任命する者
- ⑩市長が特に必要と認めて任命する者

(3) 専門委員

防災に関して専門事項を調査する必要がある場合、防災会議に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員・岡山県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。

3 所掌事務

- ①地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ②市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- ③その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

4 地域防災計画の作成又は修正

岡山市防災会議は、災害対策基本法に基づき岡山市地域防災計画を作成し、同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

岡山市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自

第2章 防災会議

関連する計画等

発的協力を得ることが重要である。

また、岡山市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施方針

1 岡山市

岡山市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどに指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告・指導・助言等の措置を行う。

4 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力する。

《参照》

○資料編 第10 協定書一覧

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 岡山市

- ①防災に関する組織の整備を行う。
- ②防災に関する調査・研究を行う。
- ③防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ④防災用施設・設備の整備及び点検を行う。
- ⑤防災に必要な物資・資機材の備蓄及び点検を行う。
- ⑥危険物施設の保安確保に必要な指導及び立入検査を行う。
- ⑦高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- ⑧自主防災組織の育成・指導及び災害ボランティア活動の支援を行う。
- ⑨防災気象情報等の収集・情報提供・伝達を行う。
- ⑩災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
- ⑪被害の調査及び報告並びに災害に関する広報・公聴を行う。
- ⑫水防活動・消防活動及びその他の応急措置を行う。
- ⑬市域内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整を行う。
- ⑭被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- ⑮指定地方行政機関に、災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- ⑯災害時における交通整理・輸送対策・警戒地域の設定、その他社会の秩序の維持を行う。
- ⑰避難指示等の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難所の開設を行う。
- ⑱被災者の救出・救助を行う。
- ⑲被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- ⑳県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- ㉑災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ㉒災害時における被災児童・生徒等に対する文教対策等の応急措置を行う。
- ㉓公共土木施設・水道施設・下水道施設・農地及び農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
- ㉔災害時における清掃・防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ㉕救助実施市である岡山市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ㉖被災者支援総合窓口の設置を行う。
- ㉗その他、岡山市防災会議に関する事務を行う。

2 岡山市消防団

- ①火災予防のほか、各種災害予防を行う。
- ②水防活動及び消防活動を行う。
- ③被災者の救出・救護・避難誘導を行う。
- ④災害現場の応急作業を行う。

3 岡山県

- ①防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ②災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
- ③災害情報の収集及び伝達を行う。
- ④災害広報を行う。
- ⑤市の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- ⑥災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑦災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ⑧水防法、地すべり等防止法に基づく、立退きの指示等を行う。
- ⑨津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。
- ⑩災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑪水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示・調整を行う。
- ⑫被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑬公共土木施設・農地及び農林水産施設等に対する応急措置を行う。
- ⑭農産物・家畜・林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑮緊急輸送車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- ⑯水防・消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑰公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- ⑱救助物資・化学消火剤等、必要資機材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- ⑲危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- ⑳高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- ㉑自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ㉒指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- ㉓市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要請を行う。
- ㉔内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要請を行う。
- ㉕市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- ㉖指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請を行う。
- ㉗市が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- ㉘運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

関連する計画等

- ⑳ 県が管理する港湾区域・港湾施設の維持管理及び港湾区域内の清掃等を行う。
- ㉑ 有害ガス・危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

4 岡山県警察

【県警察本部、岡山中央・岡山西・岡山南・岡山北・岡山東・赤磐警察署】

- ① 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- ② 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- ③ 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- ④ 救出救助及び避難誘導を行う。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- ⑥ 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- ⑦ 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- ⑧ 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

5 指定地方行政機関

【中国地方整備局（岡山河川事務所・岡山国道事務所）】

- ① 気象・水象について観測する。
- ② 一般国道2号・30号・53号・180号直轄管理区間の改築工事・維持修繕・その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- ③ 緊急を要すると認められる場合は、申合わせに基づく、適切な応急措置を実施する。

（宇野港湾事務所）

- ① 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- ② 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
- ③ 港湾・海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧事業の指導・実施を行う。
- ④ 海上の流出油等に対する防除措置を支援する。

【大阪管区气象台（岡山地方气象台）】

- ① 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。
- ③ 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- ④ 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通報する。
- ⑤ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報（警報）の利用の心得等の周知・広報に努める。

- ⑥ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。
- ⑦ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- ⑧ 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- ① 災害復旧事業の適性かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち合わせる。
- ② 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のため、災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- ③ 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付け等の措置を適切に行う。
- ④ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の強調を図り、必要と認められる範囲内で災害関係の融資・預金の払戻し及び中途解約・手形交換、不渡処分・休日営業、平常時間外の営業・保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国農政局]

- ① 農地海岸保全事業・農地防災事業・農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- ② 農作物・農地・農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。
- ③ 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- ④ 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- ⑤ 農地・農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- ⑥ 直接管理し又は工事中の農地・農業用施設等について応急措置を行う。
- ⑦ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ⑨ 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- ① 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

関連する計画等

の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- ② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- ③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。
- ④ 応急復旧用として国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- ⑤ 市長・知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 電気・ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- ③ 被災地域において、必要とされる災害対応物資（生活必需品・災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため、必要な指導等を行う。
- ④ 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達のあっせん・特定航路への就航勧奨を行う。
- ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。
- ④ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- ⑤ 鉄道・バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- ⑥ 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあっせん・輸送の分担・迂回輸送・代替輸送等の指導を行う。
- ⑦ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- ① 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- ② 関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。
- ③ 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- ④ 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- ⑤ 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）]

- ① 情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。
- ② 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- ③ 航行警報放送する等災害の発生について船舶への周知を図るとともに、必要に応じて、避難の勧告及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- ④ 海上における消火及び被災者・被災船舶の救助を行う。
- ⑤ 航路障害物に対し必要な措置をとるとともに、その所有者等に除去を命じる。
- ⑥ 海上火災の発生するおそれのある海域にいる者に対し、火気の使用を制限し又は禁止する。
- ⑦ 流出油等について、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。

[中国総合通信局]

- ⑧ 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ⑨ 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- ⑩ 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- ⑪ 非常通信協議会の指導育成を行う。
- ⑫ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- ① 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に大規模な爆発・火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- ② 被災者の医療対策のために、必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- ③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な監督指導調査を行う。
- ④ 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- ⑤ 災害応急工事・災害復旧工事等に対する指導監督等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- ⑥ 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- ⑦ 被災した労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により、納付猶予及び換価猶予を認める。
- ⑧ 災害原因調査を行う。

[中国四国管区警察局]

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

- ① 管区内各警察の指導・調整及び応援派遣を行う。
- ② 他管区警察局との連携を行う。
- ③ 関係機関との協力を行う。
- ④ 情報の収集及び連絡を行う。
- ⑤ 警察通信の運用を行う。
- ⑥ 津波警報の伝達を行う。

[中国四国厚生局]

- ① 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督・指導を行う。
- ③ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- ① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集、伝達を行う。
- ② 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- ③ 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- ① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
- ② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
- ③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

[中国四国防衛局]

- ① 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

6 自衛隊

[陸上自衛隊（第13特科隊等）]

自衛隊は、災害派遣要請者（知事・管区海上保安本部長・空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握を行う。
- ② 避難の援助を行う。
- ③ 遭難者等の捜索救助を行う。
- ④ 水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動を行う。
- ⑥ 道路又は水路の啓開を行う。
- ⑦ 応急医療・救護・防疫を行う。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 炊飯及び給水を行う。
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- ⑪ 危険物の保安及び除去を行う。
- ⑫ その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 指定公共機関

【西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）（以下、「JR西日本」という。）】

- ① 線路・ずい道・橋梁・停車場・盛土・電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- ② 災害により線路が不通になった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ③ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ④ 運転再開に当たり、抑止列車の車両検査・乗務員の手配等を円滑に行う。

【西日本電信電話株式会社（岡山支店）（以下、「NTT西日本」という。）】

- ① 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。
- ⑤ 災害時における公衆電話の確保・被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ⑥ 地震情報、津波情報を市へ連絡する。

【株式会社NTTドコモ（岡山支店）（以下、「NTTドコモ」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション株式会社、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社】

- ① 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策資機材・人員の配備を行う。

[日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）]

- ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- ②被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- ③被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- ④被災者救助団体に対するお年玉葉書等の寄付金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

①通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所有現金の確保について必要な措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

②輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送・通信手段の活用を図る。

③金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じる。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

④金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。
- イ 被災者に対して定期預金・定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取り扱いを行うこと。
- ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置を取ること。

⑤各種金融措置に関する広報

上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

- ⑥①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社（岡山県支部）]（以下、「日赤県支部」という。）]

- ①必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出勤できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成

し、災害時に医療・助産・その他の救助を行う。

- ② 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- ③ 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給等を行う。
- ④ 輸血用血液製剤確保供給を行う。
- ⑤ 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- ① 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- ② 防災知識の普及に関する報道を行う。
- ③ 緊急警報放送・避難指示等、災害情報の伝達を行う。
- ④ 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社（岡山ネットワークセンター）]

- ① 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- ② 災害時における電力の供給確保に関すること。
- ③ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社（岡山支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- ① 災害時における、市長の車両借り上げ要請に対する、即応体制の整備を図る。
- ② 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社]

- ① 災害防止に関すること。
- ② 交通規制・被災点検・応急復旧工事等に関すること。
- ③ 災害時における、利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- ④ 災害復旧工事の施工に関すること。

8 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株式会社・岡山放送株式会社・テレビせとうち株式会社・岡山エフエム放送株式会社）]

- ① 日本放送協会に準じる。

[岡山ガス株式会社]

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- ③ 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- ① 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- ② 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- ③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- ④ 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

- ① 日本通運株式会社に準じる。

[公益社団法人岡山県医師会（以下、「県医師会」という。）]

- ① 医療及び助産活動に協力する。
- ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ③ 災害時における医療救護活動を実施する。
- ④ 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[岡山市内医師会連合会（以下、「岡医連」という。）]

[一般社団法人岡山市医師会（以下、「市医師会」という。）]

- ① 医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。
- ② 傷病者に対する応急処置及び重症者等の後方医療施設への転送の要否・順位の決定並びに死亡の確認に関すること。

[一般社団法人岡山県病院協会岡山支部]

- ① 後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。

[岡山市内歯科医師会連合会]

- ① 災害時の歯科治療に協力する。
- ② 遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。

[岡山市薬剤師会]

- ① 医療品を中心とした医療救護活動に協力する。
- ② 被災地内の衛生環境整備を支援する。
- ③ 災害時における医療救護活動に協力する。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- ① 医療及び助産活動に協力する。
- ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ③ 災害時における医療救護活動に協力する。

【災害拠点病院】

- ① 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

【おかやまDMAT】

- ① 災害現場において、市町村・消防機関・県警察等の公共機関と連携した情報収集・伝達・トリアージ・救急医療等を行う。
- ② 災害拠点病院等における患者の治療等を支援する。
- ③ 患者搬送及び搬送中の診療を行う。
- ④ 被災地内では、対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療に従事する。

【災害時精神科医療中核病院】

- ① 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- ② 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- ③ 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- ④ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

【一般社団法人岡山県ペストコントロール協会】

- ① 岡山市からの要請により、防疫活動を実施する。

【報道機関（新聞・CATV・コミュニティエフエム等）】

- ① 防災に関する報道について、迅速・正確に周知を図るための協力を行う。

【農業・経済団体（農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等）】

- ① 被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

[文化・厚生・社会団体（社会福祉協議会・赤十字奉仕団・青年団・婦人会等）]

- ① 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[土木・建設協会]

- ① 市からの要請により、被災者の応急救助のため必要資機材の使用及び操作員の出役に協力する。

[危険物施設の管理者]

- ① 自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

- ① 災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

- ① 自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第4章 岡山市の防災環境

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

岡山市は、岡山県の南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し、6市4町と市境を接し、市域面積は789.95km²で、県土の11.1%を占めている。

方位	地名	経度・緯度	距離
東端	東区瀬戸町弓削	東経134度07分22秒	東西 35.1 k m
西端	北区西山内	東経133度44分23秒	
南端	南区奥迫川	北緯 34度31分07秒	南北47.7 k m
北端	北区建部町角石谷	北緯 34度56分57秒	

2 地勢

地形・地質の特性をみると、市土は北部丘陵地・平野部・児島山地の3つに大別され、北部丘陵地は東部吉備高原山地の一部で、地形輪廻の各過程の地形が見られ、特に足守川以西の丘陵斜面は急傾斜で幼年期の谷が分布している。平野部は、旭川・吉井川・笹ヶ瀬川等の沖積作用によって形成され、16世紀末からは干拓事業によって、急速に平野部面積が拡大され、児島半島は瀬戸内海の島しょであったものが、平野の拡大によって陸続きとなったものである。

3 気象

瀬戸内式気候の典型的な地域で、夏高温で冬暖かく、年間を通じて降雨量は少なく、夏は海陸風が卓越する。

(1) 気温

全般的には温暖であるが、過去の最高気温が39.3℃（1994年8月）、最低気温は-9.1℃（1981年2月）で、8月の最高気温の平年値が33.3℃、1月の最低気温の平年値が0.1℃である。

特に、夏は日中の暑さに加え「瀬戸の夕なぎ」として知られる無風現象が発生する。また、冬の朝は厳しく冷え込むが、日中は暖かい日が多い。

(2) 降水量

年降水量の平年値は1,143.1mmで、季節的に見ると梅雨季と台風季（6月169.3mm、7月177.4mm、9月142.2mm）で一年の約43%の降水量がある。一方、雪の日数は年間24.4日程度である。

(3) 風

年間を通じて強風となる事は少ないが、春には日本海で急発達する低気圧、秋は台風、冬は西高東低の気圧配置による季節風によって強い風が吹くことがある。平年値の風速は3.0m/sである。

※平年値の統計期間は1991年～2020年である。

第2節 社会的条件

1 人口

明治22年6月1日、市制及び町村制の施行とともに、岡山区を改め岡山市となる。古くから中・四国の交通の要衝として繁栄し、市制施行のときは戸数9,581戸、人口47,564人となり、順次、隣接の町村を編入し、また、公有水面の埋立てにより市域を拡大してきた。

昭和44年（1969）から昭和50年（1975）にかけて、周辺1市7町3村（西大寺市・一宮町・津高町・高松町・吉備町・妹尾町・上道町・足守町・福田村・興除村・藤田村）と合併し、人口は50万人を突破した。

その後、平成8年には中核市、平成17年3月22日に御津郡御津町・児島郡灘崎町と合併。

さらに、平成19年1月22日に御津郡建部町・赤磐郡瀬戸町と合併し、面積789.91k㎡・東西約35km・南北約48km・人口696,172人（平成17年国勢調査確定値）を擁し、平成21年4月1日には全国18番目の政令指定都市に移行した。

なお、令和2年国勢調査では世帯数327,620世帯、人口724,691人となっている。

2 土地利用

市域面積789.95k㎡のうち、山林面積が360.26k㎡と一番多く、全体の45.6%を占めている。

山林を除く面積は429.69k㎡（54.4%）と比較的広大な平地で、人口集積などさらなる都市空間の広がりの可能性を秘めている。また、農用地面積は166.620k㎡と区域の21.0%を占めており、農用地にも恵まれている。

3 交通網が集中する広域交流拠点

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では東西方向に国道2号・国道180号・国道250号・国道484号が南北方向に国道30号・国道53号・国道429号が整備されており、県道とともに本市の骨格的な道路網を形成している。

鉄道は、東西にJR山陽新幹線が敷設され、在来線では山陽本線を始め伯備線・瀬戸大橋線・宇野線・津山線・赤穂線・吉備線が、JR岡山駅から各地域に連絡しており、中・四国の結節点として拠点的作用を担っている。

また、3,000m滑走路を擁し、輸入促進地域（FAZ）の指定を受け、国際物流拠点としての発展をめざす岡山空港や重要港湾として岡山港がある。

これら自動車交通量等の増大に伴い、地域を連絡する幹線道路ネットワーク等、道路を始めとする交通基盤整備が求められている。

4 防災上の問題点

市街地への人口急増と宅地の急増は山地・農地の比率を低下させたことから、雨水の貯水能力が低下し、河川氾濫による被害の増加等、従前と災害の様相が変化した。加えて、高層建築物や危険物を包蔵する特殊建造物、危険物施設の大規模・複雑化、

交通網の輻輳と混雑に伴う大規模な交通災害の危険性、生活環境の悪化による生命、身体、財産に対する危機意識の増大、ライフスタイルの多様化や急激な人口流入に伴う隣保精神の希薄等、多様な問題がある。

また、上記の社会環境の変化は市内でも地域差があり、防災体制の均衡には困難を極めるものがある。しかも、今後本市における都市化の進展、産業構造の変化等がさらに進み、社会経済条件が成熟するに伴い、特に都市防災の見地からの防災施設の整備、排水対策の強化、危険物の安全管理、交通安全対策の確立、道路及び街区の整備、建築物規制対策、食料の安全、救急救助対策の強化、宅地造成の規制及び用水の確保等、人的・物的・社会的災害に対する都市防災構造の対策が重要かつ重大な課題となってくる。

特に本編の地震災害は、規模が広範囲にわたることが懸念されるため、建物の不燃化と耐震化及び広域避難場所の整備拡充が喫緊の課題である。

第3節 岡山市の地震履歴

過去、岡山市に被害を及ぼした地震は、近県を震源とする内陸型地震と、太平洋側のプレート境界面付近を震源とする海溝型巨大地震とに大別できる。

《参照》

- 資料編 第2 岡山市の災害 IV大雨発生状況及び地震履歴

第5章 断層型地震の被害想定

第1節 方針

岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もある。

岡山県では平成25年度に、断層型地震が発生した場合の県内にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行っており、その調査結果を本章に記載する。

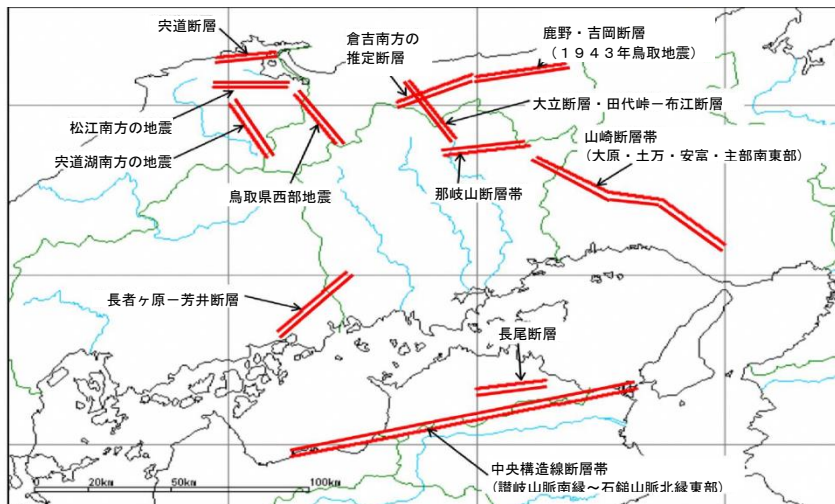
第2節 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施概要

1 断層型地震の概要

岡山県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。以降にその概要を示す。

(1) 断層の位置



(2) 1.2 断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模 (長さ・幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M8.0	L=80km W=18km	国 (地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M7.6	L=32km W=26km	国 (地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M8.0	L=132km W=24km	国 (地震調査研究推進本部)
長者ヶ原-芳井断層	M7.4	L=36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M7.2	L=30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M7.2	L=30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M7.3	L=26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M7.2	L=33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M7.1	L=26km W=18km	国 (地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	M7.3	L=27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M7.3	L=27km W=14km	島根県
宍道断層	M7.1	L=22km W=13km	島根県

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

(3) 震度分布等概要

断層名	山崎断層帯 (※)	那岐山断層帯 (※)	中央構造線断層帯 (※)	長者ヶ原- 芳井断層 (※)	倉吉南方の 推定断層	大立断層・田代 峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層帯 (※)	宍道湖南方の 地震	松江南方の 地震	宍道断層 (※)
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

- 注1 断層名欄の※は主要活断層
(長者ヶ原-芳井断層「鹿野-吉岡断層」「宍道断層」は、平成28年の「中国地方の地域評価」より後に追加された)
2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。
3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所)

2 地震被害想定手法

(1) 被害想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

(2) 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅而就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店等で火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

3 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施結果

(1) 岡山市の特に警戒を要する断層型地震

地震がもたらす揺れの強さ(震度)と被害の関係から、震度6弱以上となる場合、その被害は大きくなることが知られている。先に示した12の断層型地震のうち、岡山市域に震度6弱以上となる揺れをもたらすのは、以下2つの地震である。

- ① 中央構造線断層帯の地震
- ② 長者ヶ原－芳井断層の地震

よって、この中央構造線断層帯の地震及び長者ヶ原－芳井断層の地震は、岡山市において特に警戒を要すべき断層型地震であるといえる。これらの地震被害想定概要を以下に示す。

① 中央構造線断層帯の地震

最大震度は、震度6弱が想定されている。

- ・ 建物全焼・全壊49棟、死者1人、負傷者166人、重症者17人、最大避難者数1,918人が想定されている。
- ・ 山陽本線等の被害により、岡山市で最大約61,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・ 中央構造線断層帯の地震によって発生すると想定される被害は、断層型地震の中では最も大きな被害となるが、後述する南海トラフ巨大地震の想定被害を下回る。

② 長者ヶ原－芳井断層の地震

- ・ 最大震度は、震度6弱が想定されている。
- ・ 建物全焼・全壊17棟、死者0人、負傷者140人、重症者15人、最大避難者389人が想定されている。
- ・ 山陽本線等の被害により、岡山市で最大約16,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・ 長者ヶ原－芳井断層の地震によって発生すると想定される被害は、中央構造線断層帯の地震及び後述する南海トラフ巨大地震の想定被害を下回る。

表 特に警戒を要する断層型地震の被害想定結果概要

項目		中央構造線断層帯の地震	長者ヶ原-芳井断層の地震	
震度	最大震度	震度6弱	震度6弱	
建物被害	揺れ	全壊	2	
		半壊	482	407
	液状化	全壊	35	5
		大規模半壊	478	74
		半壊	863	134
	急傾斜	全壊	0	0
	火災	焼失棟数	12	12
	全壊・全焼棟数 計		49	17
	半壊棟数 計		1,823	615
	人的被害	揺れ	死者	0
負傷者			60	50
重傷者			0	0
急傾斜地		死者	0	0
		負傷者	0	0
		重傷者	0	0
火災		死者	0	0
		負傷者	2	1
		重傷者	0	0
屋外転倒物等		死者	1	0
		負傷者	45	39
		重傷者	17	15
屋内転倒物等		死者	0	0
		負傷者	59	50
		重傷者	0	0
死者数 計		1	0	
負傷者数 計		166	140	
重傷者数 計		17	15	
その他被害	避難所生活者数	当日・1日後	521	232
		1週間後	959	193
		1か月後	262	117
	避難者数合計	当日・1日後	868	387
		1週間後	1,918	386
		1か月後	870	389
	帰宅困難者数		60,715	15,720

(2) 断層型地震に対する今後の取り組み

今回の被害想定によれば、岡山市においてはいずれの断層型地震も後述する南海トラフ巨大地震の想定被害を下回るものであることがわかった。そのため、基本的には本市においては、最も警戒すべき地震は、南海トラフ巨大地震である。ただし、断層型地震においては、局所的には強い揺れが生じ、山間部等での孤立集落の発生や、交通断絶に伴う初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や指定避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討すべき必要がある。

第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定

第1節 方針

平成23年3月11日に起こった、東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、大規模地震に対する備えの重要性が改めて認識されることとなった。こうしたことを踏まえ、岡山市では、大規模地震に対する備えに万全を期するため、南海トラフ巨大地震を想定地震とした被害想定を平成25年に実施した。この調査結果を本節に記載する。

第2節 想定地震

南海トラフ巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠である。これを踏まえ、内閣府では、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震に対する設定方針の検討を行っている。以下に当検討会において検討された想定震源域、想定津波波源域を示す。

本市においても、この震源を対象として被害想定を実施した。



地震の規模	南海トラフの巨大地震		参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

第3節 想定される被害

南海トラフ巨大地震が発生した場合、以下のような被害が発生することが想定されている。

- ① 揺れによる建物被害、人的被害、ライフライン等の被害
- ② 液状化による建物被害、人的被害、ライフライン等の被害
- ③ 急傾斜地の崩壊に伴う建物被害、人的被害
- ④ 火災による建物被害、人的被害
- ⑤ 津波による建物被害、人的被害、ライフライン等の被害

第4節 岡山市に想定される揺れ

南海トラフ巨大地震では、市域の大部分が震度5強以上となり、岡山平野部において、最大で震度6強をもたらすことが想定される。なお、南海トラフ巨大地震では、揺れに伴う液状化の発生も懸念される。

[各地震における震度階級別面積率]

地震名	震度階級別 面積率 (%)			
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
南海トラフ巨大地震	11.2%	46.1%	32.2%	5.9%
東南海・南海地震	2.4%	32.9%	28.2%	0.0%

第5節 岡山市に想定される津波

南海トラフの巨大地震は、海溝型地震であるため、津波発生が懸念される。この津波については、岡山県が同じ南海トラフの巨大地震を対象とした津波浸水解析を実施し、その影響範囲を想定している。この解析結果から、岡山市では、以下のような津波が発生すると想定されている。

[津波水位・高さの最大値]

区名	津波水位の最大値 (T. P. m)	津波水位の平均値 (T. P. m)	朔望平均満潮位 (T. P. m)
	津波高の最大値 (m)	津波高の平均値 (m)	
	※津波水位、津波高は、朔望平均満潮位を含む		
岡山市北区	*	*	*
	*	*	
岡山市中区	1. 6	1. 5	1. 3 6
	1. 8	1. 7	
岡山市東区	2. 3	1. 9	1. 0 9～1. 3 6
	2. 5	2. 1	
岡山市南区	2. 4	1. 7	1. 3 6
	2. 6	1. 9	

※津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における標高で表示

※津波高は、地殻変動量を考慮して表示

[浸水面積]

区名	浸水面積(ヘクタール)					
	1 cm 以上	3 0 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	1 0 m 以上
岡山市北区	60	20	*	-	-	-
岡山市中区	1, 160	1, 070	740	230	-	-
岡山市東区	3, 210	2, 980	2, 270	1, 140	*	-
岡山市南区	6, 390	5, 920	3, 990	1, 590	*	-

※ 「*」は、10ヘクタール未満、「-」は、浸水なし

※ 河川等を除いた浸水面積

[到達時間]

岡山市は震源地からの距離があるため、津波が到達するまでに約2時間50分かかる想定である。

第6節 岡山市に想定される被害

1 岡山市地震・津波等被害想定結果（平成25年11月）

南海トラフ巨大地震では、全壊建物は、1万3千棟、死者数1,400人(冬深夜に発生した場合)、避難者（災害直後）は、十万人を越えるという大規模な被害が生じ、経済被害額も1兆円を大きく越える規模となることが想定される。

[想定被害量]

算定項目		想定シーン① 冬深夜	想定シーン② 冬夕方	想定シーン③ 夏正午	単位	
建物被害 (住家)	揺れ	全壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約4,400 (約13,000)			棟
		半壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約33,000 (約75,000)			棟
	津波	全壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約2,200 (約6,400)			棟
		半壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約21,000 (約45,000)			棟
	液状化	全壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約400 (約900)			棟
		大規模半壊+半壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約15,000 (約19,000)			棟
	急傾斜地	全壊棟数 ※ () 内は非住家含む	約10 (約10)			棟
	火災	焼失棟数 ※ () 内は非住家含む	約1,000 (約1,200)	約5,400 (約8,300)	約1,000 (約1,800)	棟
	建物被害合計 (全壊+焼失棟数) ※ () 内は非住家含む		約8,000 (約22,000)	約12,000 (約29,000)	約8,000 (約22,000)	棟
	人的被害	揺れ+液状化	死者数	約400	約300	約200
負傷者数			約8,300	約4,200	約3,900	人
重傷者数			約500	約300	約200	人
津波		死者数	約1,000	約900	約800	人
		影響人口	約100,000	約100,000	約100,000	人
火災		死者数	5	約30	7	人
		重傷者数	約10	約60	約20	人
		軽傷者数	約100	約300	約100	人
急傾斜地		死者数	2	2	2	人
		負傷者数	3	3	3	人
		重傷者数	2	2	2	人
死者数 計		約1,400	約1,200	約1,000	人	
避難者		避難所避難者数 (災害直後~1日)	約120,000	約120,000	約120,000	人
		避難所外避難者数 (災害直後~1日)	約59,000	約59,000	約59,000	人
		避難所避難者数 (1週間後)	約52,000	約57,000	約53,000	人
		避難所外避難者数 (1週間後)	約22,000	約24,000	約23,000	人
		避難所避難者数 (1月後)	約18,000	約19,000	約18,000	人
		避難所外避難者数 (1月後)	約41,000	約44,000	約42,000	人
帰宅困難者数 (※平日・昼の場合)		約72,000			人	
上水道		断水人口 (発生直後)	約470,000			人
下水道	支障人口 (発生直後)	約440,000			人	
道路	揺れ	約200			箇所	
	津波	約1,700			箇所	
鉄道	揺れ	約200			箇所	
	津波	約200			箇所	
橋梁	被災する可能性が高い	0			箇所	
	被災する可能性がやや高い	約20			箇所	
危険物施設	火災	0			施設	
	流出	3			施設	
	破損	約40			施設	
宅地造成地 (10ha以上)	ランクA	1			箇所	
	ランクB	2			箇所	
	ランクC	4			箇所	
電力	停電 (1日後) ※発生直後は100%停電	約17,000			世帯	
通信	固定電話不通	約46,000			回線	
災害廃棄物		約130			万t	
資産等の被害		約12,000			億円	

2 岡山市被害想定調査（令和4年5月）

岡山市は、令和4年5月に被災想定調査により、災害種別ごとの立退避難者を算出し、岡山市地震・津波等被害想定結果（平成25年11月）における避難所避難者数（災害直後～1日）について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、最大立退避難者数を算出した。

これらの結果を踏まえ、今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所が確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。

被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。

[災害種別ごとの住家被害数]

災害種別	被害数（棟）
洪水＋土砂災害	約 190,000
高潮	約 35,000
地震	約 37,000
津波	約 23,000

[災害種別ごとの避難者数]

災害種別	立退避難者数（人）
洪水＋土砂災害	約 68,000
高潮	約 9,000
地震・津波	約 115,000

[町丁目ごとの最大立退避難者数：約 157,000 人]

※算出方法：町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、集計した。

（イメージ図）

町丁目	立退避難者（人）		
	洪水＋土砂	高潮	地震・津波
A	100	0	200
B	200	100	100
C	10	100	80

灰色網掛け箇所を積み上げ

《参照》

○資料編 第12（参考）被災想定調査結果

第7節 想定される被害に対する被害軽減対策と効果の試算

1 建物の耐震化の促進

市内の住宅の耐震化率は、令和3年3月改定の岡山市耐震改修促進計画によれば88%と推計している（令和2年度末時点）。住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具等からの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。

2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

家具等の転倒・落下防止対策を強化することで、屋外に迅速に避難することが可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

3 津波避難の迅速化

地震や津波は必ずしも想定どおりの態様で発生するとは限らないため、津波災害から人命を守るためには、津波到達時間の想定に関わらず、揺れを感じたら津波を意識し、直ちに避難行動を開始するという心掛けが極めて重要である。

第7章 津波災害対策の基本的な考え方

第1節 基本方針

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波。

第2節 概要

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2部 地震・津波災害予防 計画

第1章 自立型の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発計画

第1項 方針

災害発生に対しては「自らの身は自ら守る」との基本理念と、正しい防災知識を市民一人一人が持ち、住宅の耐震化や3日間分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレなどを備蓄し、非常持出品を準備するなど、災害に対する備えを心がけることが重要である。また災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

また、防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく必要もある。

津波については、個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報、高齢者等避難、避難指示の意味合い、避難方法や避難場所等津波に関する防災知識を住民等に対して広く啓発する。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・保健福祉局・岡山っ子育成局・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・消防局・教育委員会・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・防災訓練の実施 ・防災マップ・行動マニュアルの作成及び普及 ・生徒、児童に対する防災教育の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・津波避難対策の助言及び支援 ・緊急地震速報の普及啓発
各企業（施設管理者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）の策定・運用等によるリスクマネジメントの実施 ・防災知識の向上 ・防災教育・訓練の実施 ・避難誘導計画の作成及び訓練の実施 ・施設の点検・改修等防災措置の推進
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の備蓄 ・自主防災組織活動への参加

第3項 実施内容

1 実施主体

【市】

- ① 住民や事業所に対して防災知識の普及啓発を図るため、広報紙やパンフレット等の配布・出前講座DVD・防災に係るDVDの貸出し・出前講座等の開催、地域防災訓練の実施などを行う。
- ② 帰宅困難者対策として、職場や外出先等に待機をする「一斉帰宅の抑制」や、徒歩帰宅者を支援するコンビニエンスストア、外食事業者等の「災害時帰宅支援ステーション」について、普及を推進するとともに、住民や事業者へ周知する。また、帰宅困難者の発生を想定した備蓄、一時避難場所の確保に努める。
- ③ 地域住民の適切な避難や防災活動に資するために、防災マップ・地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。
- ④ 避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置する。
- ⑤ 津波浸水想定区域図に基づいて避難地、避難路を示す津波ハザードマップを作成し、住民に周知を図るものとする。
- ⑥ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。
- ⑦ 消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- ⑧ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えるため、調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

【県】

防災知識の普及・啓発に向けた市町村の取組を支援するとともに、自らもあらゆる機会をとらえ積極的に普及・啓発活動を行う。

また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

【住民】

自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加、ハザードマップの活用等を通じ、地域の防災力向上に努める。また、自ら災害教訓の伝承に努める。

【企業】

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、事業継続計画(BCP)の策定・運用のほか、防災訓練の実施・事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から、復旧計

画策定・各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保などに取り組み、防災活動の推進に努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭の防災知識向上につながる点に留意する。

2 家庭・地域の普及対策

【市】

防災週間や防災とボランティア週間といった防災啓発時期を中心として、年間を通じて、地震・津波に関する一般知識・平常時及び地震発生時の心得として、次の項目について普及・啓発を図る。

- ① 3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること。
- ② 自動車へのこまめな満タン給油を行うこと。
- ③ 家屋の耐震性の把握、ブロック塀や石積みの補強など、家庭における減災対策を行うこと。
- ④ ペットへの所有明示や同行避難、避難所での飼養について準備しておくこと。
- ⑤ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと。
- ⑥ 建物から避難する際、電気及びガス製品が消火・消灯の状態でも通電火災の発生を未然に防止するため、電気のブレーカーやガスの元栓を切ること。
- ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ⑧ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認を行うこと。
- ⑨ 通常の避難だけでなく広域避難についても検討しておくこと。
- ⑩ 初期救助、応急手当、消防水利設置場所、初期消火の方法を把握しておくこと。
- ⑪ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をとること。

3 事業所・職場の普及対策

【企業】

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災知識を広める。

- ① 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。
- ② 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ③ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- ④ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

第1章 自立型の防災活動の促進
第1節 防災知識の普及啓発計画

- ⑤ 事業所における飲料水・食料等の備蓄に関すること。

4 教育機関の普及対策

【市】

一般住民に対する防災知識の普及と合わせて、児童・生徒を対象とする防災教育を推進する。また、児童・生徒の安全を確保する観点から、次の事項に関して防災対策の推進を図る。

- ① 地震災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科・特別活動等で、児童・生徒等の発達段階や学校等の状況に応じた、防災教育を実施すること。
- ② 避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- ③ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

5 不特定多数が利用する施設の普及対策

【企業 施設管理者】

不特定多数の者が利用する施設（デパート・駅・病院・各種福祉施設等）は、個々の施設の特性を配慮しながら、次の事項に関して管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ① それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- ② 利用者の立場にたち、施設の点検・改修等、必要な防災措置を推進すること。
- ③ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図る。
- ④ 従業員等に応急手当法の普及啓発を図ること。

6 緊急地震速報の普及・啓発

【市・県】

住民が緊急地震速報（警報）を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報（警報）について普及・啓発に努めるものとする。

【企業】

地震発生時の施設利用者の安全確保や、機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置の積極的活用を図るよう努める。

第2節 防災教育の推進計画

第1項 方針

災害発生時においては、自らの命を自らが守り、進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した防災教育が必要とされていることから、災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全確保を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・岡山っ子育成局・教育委員会）	・ 防災知識の普及
学校管理者・学校等職員	・ 連携体制等の整備 ・ 防災教育の実施 ・ 計画の策定及び訓練の実施

【主な実施内容】

- ① 市は、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。
- ② 国公立各学校管理者は、市の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

第3項 実施内容

防災教育に関する指導内容の整理・充実に努め、学校では外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

国、公共機関、県及び市は、教育機関、民間団体等と連携の下、テキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

1 防災上必要な組織の整備

【学校管理者・学校等職員】

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

【学校管理者・学校等職員】

第1章 自立型の防災活動の促進

第2節 防災教育の推進計画

児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

【学校管理者・学校等職員】

将来的に地域で防災を担うことができる人材を育成する教育の推進に努める。

(3) 関係職員の専門的知識の養及び技能の向上

【市】

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研修会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養及び技能の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

【市】

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

【学校管理者・学校等職員】

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

第1項 方針

自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市を始めとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

このため、地域住民主体による自主防災組織の活動の充実・活性化が効果的に行われるよう、協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、災害時に住民の避難誘導を実施することも考えられることから、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・市民協働局・消防局）	・自主防災組織の育成強化 ・消防団の充実・活性化
各企業（自衛消防隊）	・各機関との連携体制の強化
自主防災組織	・地域の防災知識の普及・啓発
消防団	・各機関との連携体制の強化
住民	

第3項 実施内容

1 市の対応

【市】

平常時から声かけ、見守りなどを通じて、人々がつながりを持った災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となる地域防災リーダーに対して研修等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

- ① 自主防災組織が未設置の地域の組織化を進めるとともに、既存組織の育成強化を図る。
- ② 地域の中にある消防団経験者、赤十字防災ボランティア等、防災の専門的知識のある住民と連携を取り、リーダーの役割を担う人材の育成を図る。
- ③ 自主防災組織結成時に、地域の実情に応じた防災活動を行う準備のため、経費を助成する。また、結成後の活動運営のための経費を助成する。
- ④ 防災士養成講座や出前講座の開催等により地域の防災リーダーを育成する。
- ⑤ 消防団のニーズを把握し、団員の減少や平均年齢の上昇への対策として、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組むとともに、研修会や出前講座を開催するなどして、消防団の充実と活性化を図る。
- ⑥ 平常時において感染症対策を踏まえて活動を行うこと及び災害時においても感染症対策を踏まえた避難行動、避難所運営・生活等を行うことを周知・啓発する。

2 地域の自主防災組織

【自主防災組織】

- ① 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。
- ② 自主防災組織は、地域の消防団と連携を密にし、平常時には消防団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

3 企業等の自主防災組織

【企業】

平常時から市の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献するよう努める。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

4 各防災組織相互の協調

【市】

平素から、地域の自主防災組織・事業所自衛消防隊と消防団や防災ボランティアなど、防災関係機関と協力して、地域の防災対策の推進・防災知識の普及・防災訓練を行い、防災組織相互の協調体制を確立しておく。なお、協議すべき事項の概要は、次の項目である。

- ① 防災計画の立案に関すること。
- ② 人命救助救出に関すること。
- ③ 被害情報の収集に関すること。
- ④ 住民への情報伝達に関すること。
- ⑤ 被災者の収容及び避難所の運営に関すること。
- ⑥ 応急救護所設置及び応急救護活動に関すること。
- ⑦ 食料・緊急救護物資等、輸送・保管及び配給に関すること。

第4節 ボランティア養成等計画

第1項 方針

災害時には、平常時の行政システム処理能力をはるかに越える事態が予想され、人命救助や負傷者の手当から、大量の人員が必要となる。そこで、常時より医師・看護師を初めとする専門技術型ボランティアの確保に努めるとともに、災害時に効果的なボランティア活動が可能となるような体制や組織づくりを行い、自主的なボランティア活動との連携を効果的に進める必要がある。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・市民協働局・保健福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置に係る事前準備 ・防災ボランティア活動の体制整備
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成や意識の醸成
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置に係る事前準備 ・ボランティア養成や意識の醸成
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携した災害時の活動体制の整備

第3項 実施内容

1 市とボランティアの連携

【市】

本市が被災した場合に、被災者のニーズ等の情報提供や活動支援・事故補償等、安心してボランティア活動に参加できるような、環境の整備を図る。

2 ボランティアの養成、登録

【市】

災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行い、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。

また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

【県】

県は、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

第1章 自立型の防災活動の促進
第4節 ボランティア養成等計画

【日赤県支部・市社会福祉協議会】

日赤県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、市や県と協力し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

3 ネットワーク化の推進

【市】

市は、日赤県支部及び社会福祉協議会と連携し、定期的な連絡会議の開催等により、平時よりさまざまな支援活動を行っている団体等との関係づくりを行うことにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるように努める。

また、迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進

第1項 方針

災害時において、「自助」・「共助」の精神に基づく、コミュニティレベルでの防災力は、減災を実現する上で極めて大きな役割を担うことが、過去の災害から指摘されている。

このため、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案することができる。また、岡山市防災会議は、必要があると認めるときは、岡山市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室）	・ 防災活動の推進
事業者等	
住民	

第3項 実施内容

【市】

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【事業者等・住民】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第6節 住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加

第1項 方針

いつ災害が発生しても、対応できるようにするためには、平常時から防災訓練を行い、防災活動の知識・技能を習得しておく必要があるため、自主防災組織・企業・教育機関において、繰り返し防災訓練を実施し体制の充実を図る。

また、県、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等と連携を図り、訓練を行う。防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局・教育委員会）	・自主防災組織の訓練計画の指導、助言
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	・市が実施する訓練への協力
海上保安庁（玉野海上保安部）	
その他国防災機関	
自主防災組織	・市が実施する防災訓練への参加 ・各種訓練の実施

第3項 実施内容

1 訓練計画の策定

【市】

県の協力を得て、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努めるとともに、住民・地域・企業等は、それぞれの防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実施的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2 自主防災組織の防災訓練

【市・自主防災組織】

(1) 防災訓練項目

防災訓練項目の主たるものは下記のとおりとする。

1) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

2) 消火訓練

消火器等の消火用機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

3) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

4) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により、食料や水を確保する方法・技術を習得する。

5) 救急救護訓練

最低限必要な人工呼吸・心臓マッサージ、応急手当の他、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

6) 避難所運営訓練

避難所での備蓄物資の取扱い、電源確保、ペット避難などの方法等について習得する。

(2) 総合訓練

自主防災組織の各班が、有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮した訓練をする。

- ① 市あるいは消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ② 自主防災組織、事業所防災組織等が共同して訓練をする。

3 ボランティア団体等との連携

【市】

防災訓練を実施する際、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化・予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第7節 地域防災活動施設等整備計画及び推進

第1項 方針

地震災害において、各地域で活動する自主防災組織等の役割を遂行するため、都市形態・集落形態等を考慮しながら、平常時においても多目的・多面的に利用できる、複合した防災活動施設等の整備を進める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	<ul style="list-style-type: none"> 施設や資機材の整備 消防団の施設、整備の改善
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 市との連携体制の強化
消防団	

第3項 実施内容

1 活動施設の整備

【市】

国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、消防団との連携をとりながら、避難場所や公民館等に併設し平常時から活動の拠点ともなる、施設や資機材の整備に努める。

- ① 自主防災組織の初期消火・救護等、活動に必要となる資機材等を整備する。
- ② 地域の広場・公園等においても、応急活動や避難生活の場所となるものについては、必要となる資機材・水道・照明・トイレ等を整備する。
- ③ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

第8節 要配慮者の安全確保計画

第1項 方針

高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

社会福祉施設は、要配慮者が災害発生時にも安全で良好な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、医療・福祉部局との連携の下で、要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立を図り、要配慮者向けの避難先である福祉避難所等を確保する。

地域においては、男女共同参画による自主防災組織の結成・育成により、要配慮者に対する体制を整備し、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・市民協働局・保健福祉局・消防局・教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成 個別避難計画の作成支援 防災知識の普及、啓発 福祉避難所等の確保 避難所運営マニュアル及び福祉避難所開設・運営マニュアル等の作成 岡山市災害時多言語支援センターの設置
県	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う福祉避難所等の確保への協力
民生委員・児童委員 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者に関する情報の把握及び共有 個別避難計画の作成支援
社会福祉施設等・要配慮者を雇用する事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に関する情報の把握及び共有 防災教育及び訓練の実施
住民	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に関する情報の把握及び共有

第3項 実施内容

1 避難行動要支援者名簿の作成

〔市〕

要配慮者のうち自ら避難することが困難で、支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

また、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実に努める。名簿の提供に当たっては、個人情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(1) 避難支援等関係者

第1章 自立型の防災活動の促進
第8節 要配慮者の安全確保計画

以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。

ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず名簿情報を提供する。

- ① 岡山市消防局
- ② 岡山市消防団
- ③ 岡山県警察
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ (社福)岡山市社会福祉協議会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ 安全・安心ネットワーク
- ⑧ 町内会等
- ⑨ その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満たす者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者及び地域定着支援を利用している精神障害者
- ⑤ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- ⑥ 上記①から⑤までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
- ⑦ 上記①から⑤までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を、関係部局から集約する。

(4) 名簿の更新に関する事項

少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳など避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行う。

(5) 名簿の管理

庁舎が被災した場合などに名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる。

- ① 名簿の提供範囲は、要支援者の居所を担当する地域の避難支援等関係者に限る。

- ② 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 名簿を施錠可能な場所へ保管するよう指導する。
- ④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑤ 名簿の提供先が個人でなく団体の場合、団体内で名簿の取扱者を指定するよう指導する。

(7) 要配慮者が円滑に避難を行うための通知又は警告に関する配慮

着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等にする。
- ② 同じ障害でも、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ③ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。
- ④ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成支援

【市】

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

個別避難計画は、避難支援等関係者への名簿提供に同意している要支援者のうち、床上浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などの居住者を優先して、避難支援等関係者などの協力を得て作成する。

(2) 作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成にあたり、要支援者の個人情報や緊急連絡先、避難支援等実施者等に関する個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取する。また、必要に応じて、福祉事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。

(3) 更新に関する事項

個別避難計画は、要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード状況の変化により、支援内容等に変更が生じる場合において、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により適宜更新を行う。

(4) 個別避難計画と地区防災計画の整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。

(5) 避難支援等関係者

(6) 個別避難計画の管理

(7) 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

(8) 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

(9) 避難支援等関係者の安全確保

3 防災知識の普及

【市】

社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者等の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族・障害者相談員・関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を、研修等を通じて行う。

【要配慮者を雇用する事業所等】

施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

災害への備えや災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し実施する。

- ① 施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制
- ② 地域住民とともに行う防災訓練

【住民（要配慮者等）】

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくものとする。

4 福祉避難所等の確保

【市】

福祉避難所の確保に努めるものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる要配慮者の現況を把握し、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握に努める。

また、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースの確保に努めるものとする。

被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

なお、福祉避難所について、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるとともに、要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する。

【県】

市が行う福祉避難所等の確保に協力し、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

5 生活支援等

【市】

災害時において要配慮者等に対する必要な情報提供や、支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難支援全体計画、避難所運営マニュアル及び福祉避難所開設・運営マニュアル等を作成する。

- ① 要配慮者等の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
- ② ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- ③ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- ④ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- ⑤ 特別な食料（柔らかい食品・粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- ⑥ 指定避難所・居宅への必要な資機材（車いす・障害者用トイレ・ベビーベッド・ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- ⑦ 指定避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- ⑧ 指定避難所又は在宅の要配慮者等のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

【住民】

町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活動を通じて、要配慮者等を支援できる地域社会の醸成に努める。

また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、要配慮者等の生活についての知識の習得に努める。

6 岡山市災害時多言語支援センターの設置

【市】

災害発生時に岡山市災害時多言語支援センターを設置し、以下の業務を行う。

- ① 外国人に災害・避難・支援の情報を多言語で発信する。
- ② 外国人の避難・被災の状況、支援ニーズを把握する。
- ③ 外国人被災者からの相談への対応を行う。

第9節 食料、飲料水、生活必需品の確保計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の備蓄・調達・連絡体制の整備 ・運送事業者等と協定の締結 ・防災訓練の実施
県	
各事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先、要請手続等の確認

第2項 実施内容

1 物資の備蓄・調達

【市】

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、物資供給計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

備蓄計画
物資供給計画

2 体制の整備

【市】

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況を確認し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

緊急輸送ネットワーク、県が開設する広域物資輸送拠点や市の備蓄拠点の設定状況等を考慮して、市内の地域内輸送拠点についてあらかじめ検討しておくなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。

【県】

救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市である岡山市及び必要な関係者との連絡調整を行う。

3 被災地支援に関する知識の普及

【市・県】

小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になるなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第9-1節 食料の確保

第1項 方針

被災当初における円滑な食料の確保は、家庭内・事務所内での食料備蓄が重要であるため、その推進を図るとともに、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保するため、南海トラフ地震の被災想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者との協力協定により協力体制を整備し、効率的な食料の調達体制を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室）	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄計画の策定及び備蓄食料の確保 ・食料備蓄の啓発
住民、各企業	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食料の確保

第3項 実施内容

【市】

次の事項について、実施する。

- ①最新の被災想定に基づく備蓄計画の策定による計画的な備蓄食料の確保
- ②食料の調達・配送計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定計画に当たっては、要配慮者等へ適切な食料供給に十分配慮する。
- ③住民・事務所へ食料備蓄の啓発

【住民・企業等】

3日間分以上（できれば1週間分）の食品を備蓄するように努める。なお、備蓄に当たっては、乳幼児・高齢者等の家族構成に、十分配慮するものとする。

第9-2節 飲料水の確保

第1項 方針

危機管理室は、南海トラフ地震の被災想定に基づき計画的に公的備蓄を拡充するとともに、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者との協力協定等により協力体制を整備し、効率的な飲料水の調達体制を図る。

岡山市水道局は、管内の地域において被災想定人口に基づき給水計画を樹立し、住民への飲料水が確保できるよう努める。その目標は最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）とする。

また、小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓も利用し、スムーズに飲料水の供給を行うとともに、住民、事業所等に対して飲料水の備蓄を勧奨する。

備蓄計画
物資供給計画

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄計画の策定及び飲料水の確保 ・飲料水の備蓄の啓発
住民、各企業	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水

第3項 実施内容

【危機管理室】

次の事項について、実施する。

- ①最新の被災想定に基づく備蓄計画の策定及び計画的な飲料水の確保
- ②飲料水の調達・配送計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定
- ③住民・事務所へ飲料水の備蓄の啓発

【岡山市水道局】

次の事項について、実施する。

- ①水道復旧資材等の備蓄を行う。
- ②給水タンク・給水車・トラック・非常用飲料水袋・ろ過機等、応急給水用資機材を整備するとともに、水道施設の耐震化、配水池の2池化、緊急遮断弁の設置及び緊急時連絡管の検討を行う。
- ③住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。
- ④水道工事業者等との協力体制を確立する。

【住民・企業等】

備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日間分以上（できれば1週間分）を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く震動により水もれや破損しないものとする。

第9-3節 生活必需品の確保

第1項 方針

発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者との協力協定等により協力体制を整備し、効率的な生活必需品の調達体制を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室）	・備蓄計画の策定及び生活必需品の備蓄 ・生活必需品の備蓄の啓発
日赤県支部	・毛布・緊急セット（日用品等）・バスタオル等の確保
住民、各企業	・生活必需品の備蓄

第3項 実施内容

【市】

次の事項について、実施する。

- ①最新の被災想定に基づく備蓄計画による計画的な生活必需品の確保
- ②生活必需品の調達・配送計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

【日赤県支部】

被災者に、毛布、緊急セット（日用品等）・バスタオル等を確保しておく。

【住民・企業等】

「自らの身は自らで守るのが防災の基本である」という考えに基づいて、平常時より食料・飲料水のほかに救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。ペットの飼い主は、ペットフード、ペット用トイレシート、ケージ及び常備薬等も準備をしておく。

また、病院・社会福祉施設・企業・事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え

第1節 災害応急体制整備計画

第1項 方針

地震は、前ぶれなく不意に起こることから、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における迅速な初動体制非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限等、応急体制全般について所要の整備を図る。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	・災害対応に当たる要因・資機材等の整理 ・訓練の実施 ・防災関係機関相互の連携体制の構築 ・津波警報や避難指示等の発表・発令体制の整備
県	
各防災関係機関	・防災機関相互の連携体制の構築

第3項 実施内容

1 対応計画の作成

【市】

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

【市】

さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。また、

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え

第1節 災害応急体制整備計画

関係機関が連携し過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

3 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

(1) 市及び防災関係機関の体制整備

[市]

市はその他防災関係機関と連携し、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について、必要な整備を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携

[市]

- ① 県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ② 避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ③ 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結ぶなど、必要な準備を整える。
- ④ 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を確認しておく。
- ⑤ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務の支援システムを活用する。
- ⑥ 男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、市民協働局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、岡山市男女共同参画社会推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、それぞれの役割について明確化しておくよう努める。
- ⑦ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- ⑧ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- ⑨ 民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難

者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- ⑩ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

【県】

- ① 国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底し、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ② 市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- ③ 医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- ④ 市に対し家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害想定迅速化を図る。

(3) 津波警報・津波注意報による配備等

【市】

津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

【県】

避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

第2節 情報の収集連絡体制整備計画

第1項 方針

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化のため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

さまざまな環境下にある住民、市職員等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	・情報提供機能の確保及び整備
県	・情報通信手段の確保
岡山地区非常通信協議会	・市と連携した非常通信体制の充実・強化

第3項 実施内容

1 防災関係機関の通信手段

【市・県】

- ① それぞれの通信設備の耐震化、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備充実を図る。
- ② 地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。
- ③ 迅速な緊急地震速報（警報）の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。
- ④ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ⑤ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
 - ウ 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - エ 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

オ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い耐震性のある堅固な場所への設置等

- ⑥ 被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- ⑦ 災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

【市】

防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）緊急速報メール、岡山市防災情報メール（多言語版）、各種SNS、市Webサイト等を整備し対象地域に迅速かつ的確に伝達する。

なお、ホームページ（トップページ）については下記の状況時、関係課協議の上、全面緊急災害情報画面に切替えるものとする。

- ア 岡山市内で震度5強以上の地震で甚大な被害が予想される場合、若しくは震度6強以上
- イ 津波被害が著しい場合

【防災関係機関】

無線機器を基本にそれぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(1) 非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に努める。

また、これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。

(2) 地震・津波情報の連絡

【市】

全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線等を自動連動させることなどにより、J-ALERTにより受信した緊急地震速報（警報）、津波警報等を住民等に迅速に伝達する。

1) 情報収集の方法

- ア 被害情報の収集は、参集した職員からの報告、収集に動員した職員の巡回・警戒活動、防災関係機関及び市民からの通報を基に収集する。
- イ 防災関係機関は、災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報収集・交換の緊密化を図る。
- ウ 岡山市消防局は、高所監視カメラ及びヘリコプターによる上空からのヘリコプターテレビ電送システムにより、情報収集を行う。
- エ 警察災害派遣隊・緊急消防援助隊等の情報を収集する。

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え

第2節 情報の収集連絡体制整備計画

2) 災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集が、迅速かつ的確な応急対策を実施する上で重要となるため、職員からの報告や市民からの情報のみではなく、警察・消防・自衛隊と以下の情報について情報共有を図る。

- a 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の状況
- b 道路被害状況
- c 生活関連（電気・ガス・水道）の状況
- d 被害規模状況の把握のための情報

3) 応急対策時の情報収集・連絡

ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、市、県及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 被害情報については、各部・班及び区本部等からの報告を本部が取りまとめ、県及び関係機関に連絡する。

ウ 必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。

第3節 保健医療活動に係る体制整備

第1項 方針

大規模災害時に、県において医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療活動の総合調整を行うことができるようにする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局）	・ 県との連携体制の整備
県（こども・福祉部）	・ 県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部における体制整備

第3項 実施内容

【市】

本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部（保健福祉部設置）による総合調整の下で保健医療活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。

【県】

大規模災害時に設置する県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。

- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームとの情報連携
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努める。

第4節 救助・救急体制整備計画

第4-1節 救助・救急

第1項 方針

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災関係機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊及び救急隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局・消防局）	・組織体制の整備及び通信手段の確保
県警察	

第3項 実施内容

1 組織体制の整備

【市】

職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

救出・救助活動が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保について、あらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿って、救助活動に直接関係ないヘリコプター等の運航等を一定時間規制するサイレントタイムを設定できるようにする。

【県警察】

災害時に救助隊を迅速に組織・派遣するためのマニュアルを作成する。

2 災害対応に当たるヘリコプターの活動拠点

【市・県】

災害時において、空からの情報収集や救助活動等に当たる市消防ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等の駐機、給油等を行う活動拠点を岡山空港及び岡南飛行場の2カ所に置くこととする。

3 住民等による救出活動のための条件整備

【市】

住民、事業所等に対し、救助隊が到着するまでの初期段階における救助・救護の意識啓発及び知識の習得のための訓練を行うとともに、各消防団単位と消防本部を結ぶ無線通信装置の充実を図る。

第4-2節 傷病者の搬送

第1項 方針

傷病者の搬送については、県において設置する県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部が消防機関・医療機関・保健所等との総合調整を行い、ヘリコプター等の確保も含め、市は県に協力する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局・消防局）	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な搬送体制の確立 ・広域災害救急医療情報システムの活用 ・ヘリコプター等航空機による搬送体制の整備 ・救急隊員等の資質の向上
県（道路管理者・関係部署）、県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害救急医療情報システムの活用 ・ヘリコプター等航空機による搬送体制の整備 ・航空輸送拠点臨時医療施設（SCU）の整備
医療機関（岡医連・市医師会・その他医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害救急医療情報システムの活用

第3項 実施内容

1 組織体制の整備

【市】

道路管理者・県警察及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法や災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

2 広域災害救急医療情報システムの運用

【市】

広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況等、搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを、県・医療機関と供に活用することとする。

3 ヘリコプター等航空機による搬送

(1) ヘリコプター等航空機の確保

【市】

道路交通網の寸断時の遠隔地への搬送について、岡山市消防局ヘリコプターの効率的な運用を図るとともに、県消防防災ヘリコプター等と連携の下災害時におけるヘリコプター輸送の確保を図る。

(2) ヘリポートの整備

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え
第4-2節 傷病者の搬送

【県・災害拠点病院】

災害拠点病院のヘリポート施設の整備に努める。なお、ヘリポート施設が整備されるまでの間は、緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

(3) ヘリコプター基地の運用

【県】

岡山空港に整備した消防防災ヘリコプター基地において、広域応援等で来援したヘリコプターの支援を行う。

市は県に協力するものとする。

4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

【県】

県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMAT等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

また、医療機関から航空搬送拠点までの傷病者の搬送について、ヘリコプターや救急車等による搬送手段の確保を図る。

5 救急隊員等の研修

【市】

災害時におけるトリアージ技術や応急手当の方法、感染防止等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第4-3節 災害救急医療体制整備計画

第1項 方針

大規模災害を想定しての情報収集・連絡体制の確立のため、広域災害救急医療情報システムとは別に、バックアップ機能となるよう防災用無線施設を整備し、災害医療提供体制の整備・医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び市民への災害医療の普及・啓発を推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局・消防局）	<ul style="list-style-type: none"> 搬送体制の整備 医療機関情報の確保体制の整備 一次救命処置（BLS）等に関して、市民への普及・啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> 搬送体制の整備 災害・救急医療拠点病院の整備 災害医療チーム体制の構築 一次救命処置（BLS）等に関して、県民への普及・啓発 医療機関における受診状況等の実態把握及び患者団体との連携
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> 一次救命処置（BLS）等に関して、市民又は、県民への普及・啓発
おかやまDMAT	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療救護要員の確保 医療救護活動に必要な資機材の整備
医療機関（県医師会・その他医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> 広域災害救急医療情報システムへの参画 災害医療救護計画の策定

第3項 実施内容

1 組織・体制の整備

【県】

県は、県災害保健医療調整本部・地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、災害拠点病院による医療救護活動等、関係者との円滑な連携を図るものとする。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院に加え、市消防ヘリとの一層の連携による傷病者等の搬送体制の整備を図るものとする。

2 広域災害救急医療情報システムの整備

【市】

市内の医療機関・消防機関・岡医連・市医師会・関係行政機関等との連絡・連携体制を強化し、広域災害救急医療情報システムとの調整をとりながら、医療機関情報を確保できる体制を整備する。

【医療機関】

広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

3 災害・救急医療拠点病院等の整備

【県】

県において指定された、災害時に医療提供の拠点となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院：県内1病院、地域災害拠点病院：二次医療圏1病院(県内9病院)を順次整備し、被災地域の継続的医療供給を確保する。

(1) 機能

- ① 高度の診療機能、広域搬送対応機能
- ② 医療救護チーム派遣機能・応急用資機材貸出し機能・研修機能（基幹災害医療センターのみ）・DMAT等の受入機能・DMAT派遣機能
- ③ 応急用資機材貸出し機能
- ④ 研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

(2) 整備

- ① 耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
- ② 受水槽・ヘリポート
- ③ 研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）

【災害拠点病院】

広域災害救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

4 災害医療チーム体制の整備

【県】

県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努めるものとする。

また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、DMATを保有する災害拠点病院等をDMAT指定機関として指定し、DMATの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMATの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行う等、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。

【県医師会】

県との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護班の編成及び派遣に資するため、災害医療救護計画を策定するものとする。

【DMAT指定機関】

灰色網掛け：市以外の役割

DMA T研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

5 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備

【医療機関】

次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

- ① 施設の耐震診断の実施とその耐震化の推進
- ② 貯水槽・非常用発電等の整備
- ③ 医療設備・機器の転倒防止のため、ボルト止め等の実施
- ④ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- ⑤ 携帯電話の設置等通信体制の多重化の整備

6 効率的な医療を確保するための研修の実施

【医療機関】

基幹災害拠点病院及び日赤県支部において行われるトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

7 市民への災害医療の普及・啓発

【市・県・日赤県支部】

一次救命処置（BLS）・応急手当・災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民又は県民への普及・啓発を行う。

8 人工透析・難病患者等への対応

【県】

災害時の対応を迅速に行うため、県では医療機関における受診状況等の実態把握及び患者団体との連携に努めることになっているが、市も県に協力するものとする。

第4-4節 医薬品等の確保体制の整備

第1項 方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保するものとする。輸血用血液製剤については備蓄が困難なため、的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局）	・各機関との連絡体制の整備
県	・救急医薬品等の備蓄状況の把握
医薬品等備蓄施設	・医薬品等の確保
岡山県赤十字血液センター	・中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立
医療機関（岡医連・市医師会・他の医療機関）	・各機関との連絡体制の整備

第3項 実施内容

【県】

医薬品卸売業者、薬剤師会との連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け、管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

【医薬品等備蓄施設】

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者・災害拠点病院及び薬剤師会会員薬局等）は、県と連携をとり、次のとおり医薬品等の確保に努める。

- ・災害後1～2日で必要と思われる医薬品は、包帯・ガーゼ・三角巾・副木・消毒液・輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬・胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬・糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

【岡山県赤十字血液センター】

輸血用血液製剤の確保については、岡山県赤十字血液センターにおいて、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。

【市】

各種医薬品等の確保のため、医療機関、薬剤師会、業者との連絡体制を整備する。

第5節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

第1項 方針

地震発生時の緊急的な避難先である避難場所・広域避難場所及び避難路は、人的被害の発生を未然に防止するために重要な施設であることから、あらかじめ避難路・避難地の指定を行い、住民への周知徹底に努めるとともに、避難地への案内を表示する標識等の設置に取り組む。

また、市及び国・県等は避難地及び避難路の重点的な整備を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局）	・ 指定緊急避難場所の指定 ・ 避難路の整備
県（道路管理者・関係部署）	・ 避難路の整備

第3項 実施内容

1 指定緊急避難場所の指定

〔市〕

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、出入口部分の整備や開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

《参照》

「風水害等対策編 第2部 第1章 第5節 第2項 （2）指定緊急避難場所の選定及び指定」

2 避難路の指定

【市】

市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次の基準により避難路を指定する。

指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するとともに、避難路には避難場所への案内標識等を設置するよう努める。

- ① 避難場所への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。
- ② 避難場所から広域避難場所への避難路は、おおむね 15m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路・自転車歩行者専用道路・緑地又は緑道で十分な幅員を有するものは指定することができるものとする。
- ③ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ④ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- ⑤ 避難路は、アーケードが設置されていない道路とする、また、窓ガラス・看板等の落下物についても考慮する。
- ⑥ 避難路には避難場所への案内標識等を設置するよう努める。

3 避難路の整備

【市・道路管理者等】

市街地における道路は、交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能を始め、多くの機能をもつ施設である。

道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、避難の支障となる電柱倒壊・変圧器落下・切断電線等による二次災害を防止するため、必要に応じて、電線類の地中化に努める。また、沿道建築物の耐震化や、窓ガラス・看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、耐震化されていない建築物や落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや避難場所の方向の標示を各所に行い、避難場所へ速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第6節 避難及び避難所の設置・運営計画

第6-1節 避難方法

第1項 方針

震災時においては、同時多発の火災・津波・がけ崩れ・落石等が予想されるため、住民の早期避難のために複数ルートを確認しておくとともに、総合的な避難計画を策定し、住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

避難指示等の判断・伝達マニュアル

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・岡山っ子育成局・消防局・教育委員会）	・避難誘導體制の整備 ・避難訓練の実施
自主防災組織	・要配慮者に関する情報の把握及び共有
大型小売店、駅、学校、病院、社会福祉施設等の管理者	・避難誘導マニュアルの作成
住民	・防災訓練への参加

第3項 実施内容

【市】

大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難計画

【市】

- ① 避難場所・避難路・避難方法・避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民・避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。
- ② 避難計画策定に当たっては、要配慮者等へ十分配慮し、消防職（団）員、水防団員、警察官、市職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。
- ③ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ④ 避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- ⑤ 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え

第6-1節 避難方法

- ⑥ 小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- ⑦ 指定緊急避難場所や指定避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める

【自主防災組織】

あらかじめ町内会等においては、自主防災組織等をつくり避難計画を自主的に見直すとともに各地域における避難の際、介助が必要と思われる要配慮者等について、プライベートに配慮しながら把握に努める。

【施設管理者】

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者等へ十分配慮するものとする。

2 避難訓練の実施

【市】

防災関係機関と共同し又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

【住民】

市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人一人が日頃から災害についての認識を深めるようにする。また、万一の災害に備え、避難場所・避難方法等の確認に努めるとともに自らも自主的に避難訓練を実施する。

第6-2節 避難所の設置

第1項 方針

安全な避難所の確保のため、あらかじめ指定をして、広報紙等により住民に周知を図るとともに、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には、避難所において、資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図り、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

また、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
岡山市（危機管理室・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所、指定緊急避難場所及び津波避難ビルの周知 指定避難所における感染症対策の実施 指定避難所の施設設備の整備
NTT西日本（岡山支社）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時優先電話の申請承認
各避難所の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営に係る役割分担等の整理

第3項 実施内容

1 避難所の事前指定・周知

【市】

- ① 避難所及び避難場所について、必要な要件を満たす公民館・学校、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定をする。指定をした施設は、ハザードマップや広報紙等を通じ、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。加えて、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。
- ② 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ③ 津波災害に対しては、他災害と比べて特に緊急性を要する避難が求められることを踏まえ、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビル等の指定・周知を進める。
- ④ 避難所及び避難場所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等を事前に協議し、換気・照明等、避難生活の環境を良好に保つため設備の整備に努める。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え
第6-2節 避難所の設置

を含め、危機管理室と保健福祉局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

- ⑥ 必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- ⑦ 建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年・床面積・構造・階数・耐震診断・改修の状況等を把握し、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物は、補強・改修に努めるよう、管理者に働きかけるものとする。
- ⑧ 適当な施設を得がたいときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設する。また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借り上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。
- ⑨ 指定避難所内では生活が困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

(指定避難所の指定条件)

《参照》

「風水害等対策編 第2部 第1章 第5節 第2項(1) 指定避難所の選定及び指定」

2 指定避難所の施設設備の整備

[市]

- ① 指定避難所となる施設において、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- ② 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ③ 指定された避難所に分散備蓄倉庫を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、緊急の際に活用できるよう、協定締結先の連絡先等をまとめておく。調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- ④ 非常通話等の迅速・円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所に申請し、承認を受けておく。

第6-3節 指定避難所の運営体制

第1項 方針

運営体制の組織づくりに当たっては、指定職員と地域住民が協力して円滑な運営を図る。また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、指定避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのために必要な事項については、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておく必要がある。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・教育委員会・区役所）	・指定職員の配備計画の策定 ・避難所運営マニュアルの作成
各避難所の施設管理者	・関係職員の知識の習得
自主防災組織、住民	・指定避難所の運営管理への協力

第3項 実施内容

1 行政側の管理伝達体制

【市】

災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法について、あらかじめ定めておく。なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

2 避難者の自治体制

【市】

指定避難所の運営管理に当たり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所内では、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

事前に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、その作成に当たっては、避難所運営における意思決定の場への女性の参画や最大限要配慮者等へ配慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- ① 避難所の開設の流れ
- ② 開設に当たって当該施設の安全確認の方法
- ③ 本部への報告・食料・水・毛布等の必要量の確認及び不足分の調達
- ④ 避難者の運営組織（立上げ、代表者、意志決定手続き等）に係る事項
- ⑤ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ご

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え

第6-3節 指定避難所の運営体制

み処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等)

- ⑥ 避難状況の確認方法に係る事項
- ⑦ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- ⑧ その他避難所生活に必要な事項
- ⑨ 事前周知、避難所運営組織との連携
- ⑩ 避難所の統合・廃止の基準・手続き等
- ⑪ 避難所の閉鎖の流れ

3 施設管理者による避難所支援体制

【避難所の施設管理者】

避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援に当たるため、関係職員にあらかじめ説明を行うなどし、必要な知識の習得に努める。

第7節 災害救助用資機材の確保計画

第1項 方針

震災時に、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助用資機材については、消防機関・県警察・自衛隊の装備充実の強化と合わせ、一般社団法人岡山県建設業協会やリース業者等関係団体との連携により、重機類及び要員を確保する。さらに、地域住民による初期の救助活動のため、資機材の整備促進を図る。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の確保のため、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	・ 協定締結による重機類・人員の確保 ・ 高度な災害救助用資機材の整備・充実
県警察	
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	・ 市と協定の締結
建設業協会	
リース業者等	

第3項 実施内容

【市】

自主防災組織を単位とした地域の防災活動に用いる資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類等の借り上げ及びその要員を確保するため、建設業協会・リース業者等と協定を締結する。

【市・県警察・自衛隊】

ファイバースコープやエアーカッター、地中音響探知機、熱画像直視装置、電磁波探査装置等、高度な災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

第8節 建設用資機材の備蓄計画

第1項 方針

震災時の同時多発性被害を想定し、既存の水防倉庫及び消防団機庫における最小限必要とする備蓄資機材の備蓄に努めるとともに、一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体の協力が得られるよう努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局）	・資機材の備蓄
一般社団法人岡山県建設業協会等 関係団体	・市と協定の締結

第3項 実施内容

1 備蓄

【市】

県及び関係団体における資機材の保有状況と調整を図りながら、可能な範囲で初期活動に必要な資機材の備蓄に努める。また、備蓄場所については緊急輸送道路のアクセス条件や危険性の分散を十分考慮した位置とする。

2 調達

【市】

市域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査・把握した上で、関係団体及び他都市との相互応援協定等の締結を促進し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるようにする。

第9節 地域防災活動拠点整備計画

第1項 方針

県、市は大規模災害時にそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点の指定に基づき整備を計画的に進める。

《参照》

- 資料編 第4 防災上必要な施設・設備等 5 避難施設等
広域避難場所
地域防災拠点
防災拠点

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	・地域防災拠点の整備
県	

第3項 実施内容

【市・県】

次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ① 物資等の集積基地
- ② 救急・救援の活動基地
- ③ 災害ボランティア等の受入施設
- ④ ヘリポート施設
- ⑤ 消防防災ヘリコプター等広域応援受援拠点

第10節 緊急輸送活動計画

第1項 方針

市及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する一次物資拠点、市が開設する二次物資拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局）	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設の耐震性の確保 ・協定締結による道路啓開等に係る人員・資機材の確保
県（関係部署・道路管理者）	
中国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ・緊急通行車両標章交付の事前届出
指定公共機関、その他重要な施設の管理者	

第3項 実施内容

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

1 拠点施設の耐震化

【施設管理者】

市を含む各施設管理者は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に努める。

2 道路啓開の計画

【市・県・中国地方整備局】

発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

3 陸路以外の緊急輸送手段の確保

灰色網掛け：市以外の役割

【施設管理者】

市を含む各施設管理者は、陸路の破壊による輸送ルートへの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

- ①施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。
- ②これらの場所を災害時に有効に利用しうよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。
- ③臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

【市・県】

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するよう周知を図る。

5 緊急輸送車両の通行保証

【市・県】

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。

6 その他環境整備等

【市・県】

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第11節 消防等防災業務施設整備計画

第1項 方針

災害時に応急活動の中核となる消防機関、県警察及び自衛隊においては、防災活動に必要な資機材の整備・充実を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（消防局）	・水防水利の確保・整備
県警察	・ヘリコプターテレビ伝送システムの充実
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	・救助活動の資機材の整備・充実

第3項 実施内容

【市】

- ① 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。
 - ア 防火水槽、耐震性貯水槽の整備
 - イ 池、河川等の自然水利の活用
 - ウ プール、下水道等の既存の人工水利の活用
 - エ 道路横断用のホース保護具等の整備
- ② 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。
- ③ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。
- ④ ファイバースコープ等高度救助資機材の整備を図る。
- ⑤ ヘリコプターテレビ電送システムの充実を図る。
- ⑥ 消防ヘリコプターの活動拠点を県、警察と連携を図りながら市内外各地域に設置する。

【県警察】

- ① ヘリコプターテレビ電送システムの充実を図る。
- ② ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。
- ③ 災害時における警察の主な任務である救助活動及び交通規制に要する災害警備用装備資機材の整備に努める。
- ④ 警察災害派遣隊等の災害警備用装備資機材整備に努める。

【自衛隊】

- ① 救援活動の資機材の整備、充実を図る。
- ② ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第12節 広域的応援体制整備計画

第1項 現状と課題

南海トラフの巨大地震などの大災害に際しては、近隣県自身が被災地域となり、対口支援の取り決めが機能しないなど、従来の自治体間の応援システムが機能しなくなることも想定する必要がある。

また、被害が比較的少ない県は、自力で災害対応を行うと同時に被害の甚大な地域への支援も行うという考え方を持つ必要があり、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」との整合に留意しながら、国の関係機関、政令指定都市間、中国・四国地方を中心とする都道府県間、県内市町村間での広域的応援体制の確保・充実に向け、具体的な活動計画について、関係者で十分に協議、検討しておく必要がある。

第2項 方針

大規模災害時における応援については、被災の範囲・被害規模の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するとともに、広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアルの整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。

第3項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	・応援・受援に関する連絡・要請手順等の確認 ・広域的な相互応援体制の確立
県警察	・航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	・航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有
相互応援協定都市	・広域的な相互応援体制の確立

第4項 実施内容

1 他の都道府県又は市等に対する応援要請

〔市〕

(1) 他市町村への応援要請

災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

- ① 応急対策職員派遣制度
- ② 広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請
- ③ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ④ 21大都市災害時相互応援に関する協定
- ⑤ 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え
第12節 広域的応援体制整備計画

- ⑥ 災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局）
- ⑦ 災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市）
- ⑧ 岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定（岡山県及び県下27市町村）

(2) 自衛隊派遣

- ① 知事に派遣要請を行う。
- ② 知事は状況により、市長の要請を待つことなく迅速に派遣要請を行う。
- ③ 災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。

受援計画

2 応援の受入体制

【市・県】

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

応援隊の受入れは、次の担当部署とする。

- ① 警察災害派遣隊等の受入れは県警察とする。
- ② 緊急消防援助隊の受入れは消防局とする。
- ③ 自衛隊の受入れは市を基本とするが、県は状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。
- ④ 自治体からの応援受入れは県・市で行う。
- ⑤ 外国からの応援受入れは県が行う。

3 応援活動の相互調整

【市・県警察・自衛隊】

- ① 消防機関、県警察、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとりあい災害情報等の共有に努めるものとする。
- ② 人命救助その他の救助活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当るよう、相互に調整を行うものとする。
- ③ 消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等、航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成された航空運用調整班へ、航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行うものとする。

4 広域的な相互応援体制の確立

【市・県】

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

- ① 災害の発生により、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他都市との広域支援体制の確立に努める。
- ② 「災害等発生時の広域支援に関する協定」については、県は、中国地方5県、中国・四国9県及び全国都道府県と、市は中国・四国地方9県の県庁所在地市、県内15市、尼崎市、姫路市、政令指定都市(東京都含む)と相互応援協定をそれぞれ締結しており、その概要は次のとおりである。
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - ウ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつせん並びに資機材の提供
 - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 避難者を受入れるための施設の提供
 - カ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項
- ③ 南海トラフの巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県及び市町村の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、被害の甚大な県南地域から被害の比較的少ない県北地域へ広域避難できるように、県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める必要がある。

第13節 行政機関防災訓練計画

第1項 方針

地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、市及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、市及び県等の防災体制の改善を行う。

市、県及び国は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	・各種訓練の実施・参加
県、県警察	
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	
防災関係機関	
自主防災組織等	・総合防災訓練への参加

第3項 実施内容

1 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

(1) 訓練参加機関

- ① 市・消防機関・県・県警察・自衛隊
- ② 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
- ③ 医療・看護等の関係団体
- ④ 町内会・自主防災組織・事業所等の防災関係団体

(2) 訓練項目

- ① 防災意識の高揚
- ② 住民・地域・企業における自主防災組織の訓練
- ③ 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ④ 防災関係機関による応急対策訓練
- ⑤ 緊急輸送路確保・救援物資輸送等の訓練
- ⑥ ライフライン等の確保訓練
- ⑦ 指定避難所、救護所の開設・運営に関する訓練
- ⑧ 災害対策本部訓練

⑨ 広域応援要請訓練

(3) 訓練後の評価

訓練の終了後に評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し、防災体制の改善に反映させる。

2 広域的防災訓練

【市】

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート市や政令指定都市等と連携し次の防災訓練の実施を図る。

- ① 支援要請訓練
- ② 情報連絡訓練
- ③ 応援隊等の応援・受援訓練
- ④ 支援における必要な物資・資機材の確保訓練

3 気象庁（気象台）情報伝達訓練

【市】

防災気象情報の受信に基づき、迅速・的確に対応する訓練をする。

4 地震対応訓練

【市】

大規模な地震・津波災害発生時の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携・各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練を実施する。

- ① 災害対策本部の設置訓練
- ② 情報の収集伝達訓練
- ③ 人命救助等応急対応訓練
- ④ 受援及び市町村支援訓練
- ⑤ 消防応援活動調整訓練
- ⑥ 航空運用調整訓練
- ⑦ 災害保健医療調整訓練
- ⑧ 災害対策本部会議訓練

5 配備訓練

【市】

緊急初動班員について、職員の配備・情報収集・伝達等の訓練をする。

6 非常通信訓練

【市】

災害時の通信確保のため、岡山地区非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施し、職員の習熟を図る。

7 高圧ガス等特殊災害対策訓練

【市・県】

消防、事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

8 消防機関における訓練

【市】

- ① 岡山県下消防相互応援協定に基づく実践的な訓練を実施する。
- ② 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ③ 消防職員の非常招集訓練等を実施する。

9 県警察における訓練

【県警察】

- ① 災害警備実施計画に基づく一般部隊（救出救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。
- ② 警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

10 自衛隊

【自衛隊】

派遣要請があった場合に、救援活動が迅速かつ適切に行えるよう総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。

11 指定地方行政機関等における訓練

【指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第14節 津波避難計画

第1項 現状と課題

東日本大震災では、15,000人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが、そのうちの90%以上が溺死であり、津波による被害がいかに甚大なものであったことがわかる。津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組むことが必要である。

本市の場合、特に被害甚大が想定されている南海トラフの震源から距離があるが、地震発生後から津波到達までの時間はあくまでも推計値であり、地震や津波は必ずしも想定どおりの態様で発生するとは限らないため、津波災害から人命を守るためには、津波到達時間の想定に関わらず、揺れを感じたら津波を意識し、直ちに避難行動を開始するという心掛けが極めて重要である。

第2項 方針

迅速かつ確実な住民等の避難行動を確保することを基本とし、住民の命を守ることを最優先に、沿岸市町及び県、防災関係機関が連携し、津波警報等の迅速な情報伝達や指定緊急避難場所等、安全な避難場所への的確な避難誘導の実施体制の確保を図る。

第3項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局）	・避難指示等の発令基準の設定 ・住民の迅速・的確な避難体制の整備 ・指定避難所・津波避難ビルの指定 ・津波に対する施設の安全性の確保
県、県警察	・住民の迅速・的確な避難の支援
自主防災組織	・住民の迅速・的確な避難体制の整備

第4項 実施内容

1 避難情報等の伝達

【市】

迅速・的確な避難のため、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な基準をあらかじめ定めるとともに、市・県を始め防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）緊急速報メール、岡山市防災情報メール（多言語版）、各種SNS、市Webサイト等により、対象地域住民等対象者に周知・徹底する。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示等の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え
第14節 津波避難計画

2 津波避難誘導體制の確保

[市]

(1) 避難指示等発令基準

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定し、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市による発令基準の設定・見直しを支援する。

(2) 津波避難誘導計画の策定

津波発生時に住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーション等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難誘導計画の策定等を行い、その内容を住民等へ周知徹底するように努める。また、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。車を待避させる行為は、避難場所の混乱、人災等を招くおそれがあるため厳禁とする。

(3) 避難支援体制

避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮し、消防職（団）員、水防団員、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の問題点を検証し、行動ルール等の適切な見直しを行う。

3 安全な避難の確保

[市]

(1) 指定避難所、津波避難ビルの指定等

できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所にある施設を指定し、併せて住民への周知徹底に努める。やむを得ず津波による被害のおそれがある施設を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、住民の安全のために必要な対策を図る。さらに、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビル等の指定に努める。また、津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努める。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難路・避難階段等の整備も図っていく。

(2) 多数が利用する施設の安全対策等

地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に配慮する。

第15節 公的機関等の業務継続性の確保

第1項 現状と課題

市、県、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

第2項 方針

市、県、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

第3項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	・業務継続体制の確保
県・防災関係機関	

第4項 実施内容

【市・県・その他防災関係機関】

災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。特に、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び県は、災害時に応急対策や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第1節 建物、まちの不燃化・耐震化計画

第1項 方針

地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。特に、防災上重要な庁舎等や避難所となる学校等の建築物については、早急に現行基準での耐震診断及び耐震改築を図る必要があることから、「岡山県建築物等耐震対策基本方針」に沿った対策を講じることとする。

また、火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、一般の住宅・建築物について不燃化を進めるとともに、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域・準防火地域を指定し、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。

さらに、公園・緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、計画的な整備を図る。整備に当たっては、市街地再開発事業等の整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

加えて、市都市計画マスタープランや立地適正化計画等に示すとおり、緊急輸送道路への対策、避難経路、避難場所に係る対策、土地利用に係る対策など、都市計画において求められる対策に取り組む。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（総務局・都市整備局・消防局・教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点等の不燃化及び耐震化 ・一般住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 ・落下物・ブロック塀等倒壊対策 ・防火地域等の指定 ・不燃帯の整備 ・公園、緑地等公共空地の整備 ・道路網の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の不燃化及び耐震化 ・一般住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
中国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網の整備
救援活動の拠点・学校・社会福祉施設・医療機関等の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点等の不燃化及び耐震化

第3項 実施内容

1 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

【市・県・施設管理者】

災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など、防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物を中心に耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

また、これらの建築物に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

【市】

- ① 一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化が図られるよう指導及び助言を行う。
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている劇場、百貨店等多数の者が集まる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言等を行うと共に、他の既存耐震不適格建築物についても耐震化に努めるよう周知を図る。

【市・県】

耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

3 落下物・ブロック塀等倒壊対策

【市】

避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス・外装材及び広告版等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井（特定天井）を有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く市民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修及び生垣化等を奨励する。

4 防火地域等の指定

【市】

防火地域は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないよう、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである。建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域において、令和5年3月現在で約146haを指定している。また、都市部と郊外との中間で、建築物の密集度が高い地域は準防火地域として約1,080haを指定している。

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第1節 建物、まちの不燃化・耐震化計画

今後も、必要に応じて、防火地域・準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では市街地再開発事業等の面的な整備手法も導入しながら、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。

5 避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

【市】

避難場所や避難路が火災、輻射熱に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、避難場所・避難路だけではなく、避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

道路・公園・緑地・河川等の空間確保とあわせ、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点で、住民の協力を得て進める。

6 公園、緑地等公共空地の整備

【市】

公園・緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難場所・災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど、防災上重要な役割を持っている。

このため、公園事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画による、緑地の保全・緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

7 道路網の整備

【市・中国地方整備局】

道路の延焼遮断効果を生かし、市街地での新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら、広い幅員を確保して植樹帯等の設置を促進するとともに、環状線等の災害時における輸送の迅速性を高める機能を持つ幹線道路を整備する。

8 計画的な防災まちづくりの推進

【市】

災害に強いまちづくりは、日常生活空間としての住環境の整備とあわせ、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画の中に防災街づくりの方針を積極的に盛り込んでいく。

また、道路・公園・緑地・河川等について、避難路・避難場所・延焼遮断空間等の確保の観点から総点検を行い、早急に整備する必要があるものについては防災整備計画を策定し、整備目標として位置付けるとともに、その整備に努めることとし、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

道路・・・・・・・・・・避難路として、迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として、機能を果たすための空間が確保されているか。

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第1節 建物、まちの不燃化・耐震化計画

関連する計画等

公園・広場・学校等・・・避難地・救援活動の拠点・延焼遮断帯として機能を果たすために、適正に配置されているか。

延焼遮断帯・・・・・・・・道路・公園・緑地・河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2節 公共施設等災害予防計画

第1項 方針

地震・津波に強い県土の形成を図るため、県、市、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設を始め、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業等により、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動にも重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2項 関係機関の役割の例

【道路】

機関	役割の例
市（産業観光局・都市整備局・区役所）	・緊急輸送道路等、道路網多重化
県（道路管理者）、県警察	
中国地方整備局（岡山国道事務所）	
西日本高速道路株式会社	

【鉄道】

機関	役割の例
J R西日本（岡山支社）	・鉄道構造物の耐震補強

【河川】

機関	役割の例
市（下水道河川局）	・施設の耐震性の確保
県（土木部）	
中国地方整備局（岡山河川事務所）	

【砂防関係施設】

機関	役割の例
県（関係部署）	・施設機能の維持及び補強対策

【ダム】

機関	役割の例
県（関係部署）	・施設の維持管理
中国電力株式会社	

【ため池】

機関	役割の例
市（産業観光局・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・危険度等の基礎的調査の実施及び改修 ・緊急連絡体制を整備 ・防災知識の啓発
県（関係部署）	

【海岸保全施設】

機関	役割の例
県（関係部署）	・海岸保全施設の整備

【港湾施設・漁港施設】

機関	役割の例
市（都市整備局）	・交通機能の確保
県（港湾管理者）	・耐震強化岸壁の整備

【空港】

機関	役割の例
県（岡山空港管理者）	・空港施設の耐震性の確保

【学校施設】

機関	役割の例
市（教育委員会）、学校等施設管理者	・学校施設の耐震

【公共建築物】

機関	役割の例
市（総務局・都市整備局・消防局・教育委員会）	建築物の不燃化及び耐震化

第3項 実施内容

1 道路

(1) 方針

道路は地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものであるため、耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高めるとともに災害時に道路の機能が十分発揮できるようにする。

橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施するとともに、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

また、落石等危険箇所については、災害時の避難・緊急物資の輸送に支障を来さないよう重点的にパトロールを実施し、危険箇所の抜本的解消を図る。

(2) 対策

【市・県（道路管理者）・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社】

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第2節 公共施設等災害予防計画

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網の多重化や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路等緊急度の高い橋梁から、順次、補強を行い、今後新設する橋梁は、道路橋示方書に基づき整備を行う。

また、横断歩道橋・大規模な擁壁・共同溝等についても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路等を優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

【県警察】

交通信号機の倒壊を防止するため、鋼管柱への仕様変更を推進するほか、主要交差点の交通信号機について、非常用の電源を確保するなどの対策を講じる。

2 鉄道

(1) 方針

JR西日本岡山支社が、管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両・施設・設備の災害予防・災害応急対策・災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止・災害時の輸送確保・社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(2) 対策

【JR西日本】

耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を適切に実施する。また、被災時の代替輸送の確保に努める。

地震発生時には線路点検等を実施し、防災強化に努める。

3 河川

(1) 方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の整備を図る。

(2) 対策

【市・中国地方整備局・県（土木部）】

堤防・水門・樋門等の河川管理施設で、耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

4 砂防関係施設

(1) 方針

灰色網掛け：市以外の役割

砂防関係施設が、老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修・補強等、整備を促進し地震による土砂災害を防止する。

(2) 対策

[県]

砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工等の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

施設管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した施設は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

5 ダム

(1) 方針

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、それぞれの被災地にあるダムの安全性に直ちに影響を及ぼす被害は発生していない状況であり、安全性は高いとされている。

(2) 対策

[県・中国電力株式会社]

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の対応については、今後、国の動向を踏まえた上で、必要に応じ検討する。

6 ため池

(1) 方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、ため池浸水想定マップを更新し周知する。

(2) 対策

[市・県]

農業用ダム・ため池の管理は、水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて防災の観点から重要なため池を対象として、危険度等の基礎的調査を実施する。

調査結果に基づき、安全管理を徹底するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池について緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からため池浸水想定マップを更新・周知し、耐震化や統廃合などを推進する。

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第2節 公共施設等災害予防計画

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、調査対象となっているため池について早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

7 海岸保全施設

(1) 方針

台風等に伴う高潮被害から背後地の人命、財産を保護するため、海岸保全施設の整備を進めるが、過去に整備した施設については、現状での耐震性能を満たしていない施設もあるため、対象とする地震規模に対し、所要の耐震性能を有する施設の整備を行う。

(2) 対策

[県]

人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、地震・液状化を考慮した海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

8 港湾施設・漁港施設

(1) 方針

港湾施設については、大規模地震災害時において、住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

(2) 対策

[市・県]

大規模地震対策の拠点港湾として、宇野港・その補完港として水島港・岡山港・東備港・笠岡港を位置付け、順次、耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は、緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路がふさがれたり、泊地が埋没したりすることのないような施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難や、緊急物資の輸送に利用できるような広場や緑地を確保し、避難地や防災拠点としての機能強化を図る。

また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した、交通機能の確保にも配慮が必要である。

9 空港

(1) 方針

空港施設は、震災時には物資・人員等輸送の交通拠点として重要な役割を果たすことから、災害時においても十分その機能が発揮できるよう整備・補強を行う必要がある。

(2) 対策

[県（岡山空港管理事務所）]

今後、整備を行う空港施設については、耐震性の向上に留意することとし、既存施設についても十分な点検・管理を行うとともに必要に応じ、補強対策等を講じる。

10 学校施設

(1) 方針

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の応急避難場所として重要な役割を果たす施設であることから、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、防災機能の充実を図る。

また、空調設備の完備は今後の課題として、関係部局が連携して取り組むものとする。

(2) 対策

[市・県]

1) 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成を行う場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

2) 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難施設等は定期的に点検を行い整備に留意する。

3) 危険物等の災害予防

ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法規に従い適切に取り扱うよう講じる。

4) その他

私立学校においては、さまざまな制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

11 公共建築物

本章第1節 第3項 1 「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」を参照。

第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

第1項 方針

電気・ガス・水道・下水道等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性・信頼性を高める必要がある。

特に、第3次医療機関等の人命にかかわる重要施設へのライフライン施設については、重点的に耐震化を進めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

【電線共同溝】

機関	役割の例
市（都市整備局）	・電線共同溝建設の促進

【上水道施設】

機関	役割の例
市（水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化 ・バックアップ機能の向上 ・広域支援体制の確立や民間事業者との連携

【下水道施設】

機関	役割の例
市（下水道河川局）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化 ・被災時の迅速な下水道機能の回復、事業継続体制の確保

【工業用水道施設】

機関	役割の例
市（水道局）	・施設の耐震化

【電気施設】

機関	役割の例
中国電力ネットワーク株式会社	・防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去

【ガス施設】

機関	役割の例
岡山ガス株式会社	・施設の耐震性の強化
一般社団法人岡山県LPガス協会	・施設の耐震性の強化

【通信施設】

機関	役割の例
NTT 西日本、NTT ドコモ	・アクセス系設備の地中化

第3項 実施内容

1 電線共同溝

【市】

(1) 方針

震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、電線共同溝の整備を効率的・効果的に進め、電線等の地中化の推進を図る。

(2) 対策

電気・電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝を始めとする地中化の促進を図る。

2 上水道施設

【市】

(1) 方針

耐震性確保の観点から、水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案し、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進することが必要である。また、多様な水源の活用や配水系統間の融通により水道施設のバックアップ体制を構築していく必要がある。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

(2) 対策

1) 基幹施設及び重要系統の耐震化・更新

水道施設について、部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の更新を進める。

2) 老朽管の更新

水道用管材であるビニル管・鋳鉄管等の更新については、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管等への布設替えを計画的に行う。

3) 緊急時の給水の確保

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に岡山市と倉敷市、玉野市との間で行われたように緊急時に施設間で水の融通を図るため、必要な連絡管等を整備する。

4) 水系統間のバックアップ機能の強化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水の融通を行うことが有効である。そのため、系統間で水を相互融通できる施設を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

5) 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

3 下水道施設

【市】

(1) 方針

市の下水道整備は、市政の重要課題と位置付け、今後、市民の快適な環境づくりのため、最大限の努力を重ねて下水道事業の推進を図ることとする。

その際、下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の回復、事業継続体制の確保を図る。

(2) 対策

1) 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路や緊急輸送路下の幹線管路、排水機場や雨水管きよなど、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

2) 下水道BCPの活用

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の回復、事業継続を行うため、策定した「市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を活用し、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

3) 下水道施設の弾力的運用

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、下水道業務継続計画（BCP）を基に、施設の応急復旧等の実施など早期復旧のために必要な対応を実施することとしており、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

4) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

関連する計画等

重要幹線や下水処理場内の重要な水路や配管、あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり、機能を停止することになる。これを避けるため、処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。

5) 下水道施設のネットワーク化

埋設深度の大きい管渠は、被害を受けにくいことから、電話等の通信手段が不通となった場合の対応として、光ファイバー等下水道管理用の通信網により、処理場・ポンプ場等の主要な施設の破損状況等を早急に把握するための通信手段としても活用する。

6) 下水道施設の防災施設としての活用

下水道施設は下水処理場・ポンプ場等、まとまった空間を有しており、地震・津波の影響のない施設については、これらを避難地、また、施設によっては、延焼遮断帯として活用する。

7) 災害時用マンホールトイレの整備

指定避難所として指定している小学校等において、し尿処理対策を効果的に実施するため、下水道総合地震対策計画に基づき、下水道を利用したマンホールトイレを整備する。

4 工業用水道施設

【市】

(1) 方針

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって、欠かすことのできない重要な要素である。したがって、災害発生直後から、他のライフラインと同様に、的確に復旧しなければならず、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に、施設の耐震性を計画的に強化するとともに、緊急時の対応の充実を図る。

また、信頼性の向上を図るため、工業用水道の改築事業として、設備の更新・管路の耐震化等を進める。

(2) 対策

1) 取水施設

河川水（原水）を取水するための重要な施設であり、地震時においても確実に取水できるよう強固な構造とする。

また、万一取水できなくなった時にも、的確に対応できるような対策を講ずる。

2) 導水・送水・配水施設

地震による被害が、最も大きいと思われるのが管路であることから、耐震性の高い管路への更新を進める。

3) 電気施設

配電線が地震により被害を受けた場合、復旧するまでの間、電源を確保するため、主要施設に耐震構造の非常用発電機を整備するとともに、非常用発電機

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

を運転するため、燃料供給ルート等の計画等を定め、各施設が迅速かつ円滑に対応できるような体制づくりを図り、各施設の機能が確保できる対策を講ずる。

5 電気施設

[中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社]

(1) 方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

(2) 対策

1) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

2) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

4) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造(柔構造又は剛構造)と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

5) 水力発電設備

水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。

また、電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。

6) 火力発電設備

火力発電設備は、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、火力発電設備に関する各種耐震基準に基づき設計する。

6 ガス施設

【岡山ガス株式会社】

(1) 方針

一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保する事を目的として、耐震性の強化等の対策を実施する。

(2) 対策

①ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

ア 整圧所等に、緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

イ 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管・抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管・ダクタイル鋳鋼管・ポリエチレン管の普及にも努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。

ウ 既設導管のうち、印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管・ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更生修理をさらに推進する。

エ マイコンメーターの設置をさらに推進する。

②総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

ア 地震の強さを知り、緊急時の判断資料とするため、供給エリア内に地震計を設置する。

イ 導管情報をマッピングシステム等により整備し、計画的な耐震対策を図る。

ウ 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるよう緊急措置ブロックの確立を進める。

エ 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。

オ 通信施設の整備、補強を行う。

【一般社団法人岡山県LPガス協会】

(1) 方針

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万が一の災害に備えて、防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(2) 対策

1) LPガス製造（充填）施設関係

実施責任者と主要業務

ア LPガス製造事業者

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

a 製造施設の耐震性の強化等

配管・ポンプ回りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

b 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

c 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等と合同で、実施防災力の強化に努める。

イ 岡山県LPガス防災協議会及び岡山県LPガススタンド協会（以下、「協議会等」という。）

a 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内・近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

b 緊急対策用の防災工具・資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

2) LPガス消費設備関係

実施責任者と主要業務

ア LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識の下に、次の事項について、各自がLPガスの事故防止に努める。

a LPガスの安全についての知識の習得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレット等により、地震等発生時の初期防災活動等について、知識を習得し実践する。

b 消防等公共機関や協会支部等が実施する防災訓練等への参加

イ LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと合わせ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守・防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努め、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

(ア) LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

a 容器の転倒防止

b 容器・ガスメータ・調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

c 配管は可とう性のある材料とし、屋内配管にはフレキ管を導入

d 埋設配管は、PE管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

e 安全機器は、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による

24時間集中監視システムの設置促進

(イ) 防災体制の強化

- a 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。
- b 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講ずる。
 - ・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
- c 岡山県LPガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成の整備をしておく。

ウ 協会、支部、協議会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について市・県・中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

a 広域防災体制の確立

市・県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

b 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具・資機材等を定期的に実態把握するとともに、必要な場合、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

c LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止上大切なことから、パンフレットの作成配布・防災訓練の実施等により、安全についての周知徹底を図る。

d 公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進

市・県等の公共機関に対して、地震災害発生時に避難所となる公共施設等に、災害時のリスク分散型の供給方式であるLPガス消費設備及び安全器具の設置を促進する。

e その他必要な事項

7 通信施設

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）・NTTドコモ]

(1) 方針

平成7年の阪神・淡路大震災は、規模・影響範囲が甚大であったことから、そこで得られた教訓と東日本大震災の津波による被害状況を加味し、検討・実施する。

(2) 対策

1) アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から従来から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等とも連携した地中化を推進する。

2) 通信電源の確保

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第3節 ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

3) 輻輳を緩和するサービスの提供

輻輳の大きな原因の一つである、被災地への安否確認等の情報サービスのために、「災害用伝言ダイヤル（171）」及びインターネット通信による「災害時ブロードバンド伝言板（Web171）」のサービスを提供する。

4) 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく、通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と被災地と非被災地との情報交換のために通信衛星による衛星回線システムを構築する。

5) 通信ビルの密閉性の強化

津波等の恐れのある地域について耐水構造化とする。

6) 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第4節 廃棄物処理体制整備計画

第1項 方針

発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物の処理主体となるため、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（環境局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の災害予防 ・ 災害廃棄物処理体制の整備

第3項 実施内容

1 廃棄物処理施設の災害予防等

【市】

(1) 施設整備等

既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(2) 仮設トイレの整備

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを整備できるように、建設事業者やレンタル事業者等と協力体制を整えておく。

2 組織体制の整備等

【市】

迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

第3章 地震・津波に強いまちづくり

第4節 廃棄物処理体制整備計画

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

3 災害廃棄物処理計画の策定

【市】

災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

4 災害時の廃棄物処理体制の整備

【市】

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

(1) 仮設トイレ等し尿処理

指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

(2) 指定避難所のごみ等

指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行う。

(3) 災害廃棄物

1) 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。あらかじめ想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

2) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

3) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

4) 仮置場、仮設焼却炉

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

5) 損壊家屋の解体・撤去

道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6) 最終処分

必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

7) 広域的な処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

8) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

9) 災害廃棄物に関する情報等の周知

災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、Webサイトで公開する等、周知に努める。

第5節 危険物施設等災害予防計画

第1項 方針

危険物は、大別して製造所・貯蔵所・取扱販売所の形で流通されており、市・県及び消防機関は、予防対策について各施設管理者等に対し安全指導を行い、災害の未然防止に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（消防局、保健福祉局）	・各種危険物による災害予防の実施
県、県警察	
文部科学省	・放射性物質による災害予防の実施
中国四国産業保安監督部	・各種危険物による災害予防の実施

第3項 実施内容

1 石油類施設災害予防対策

【市・県】

(1) 法令に基づく検査・指導

消防法並びに危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

- ① 危険物製造所等に対する立入・保安検査をする。
- ② 各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取り扱いの徹底を図る。

(2) 石油類施設管理者等の措置

- ① それぞれの施設に応じた日常の点検事項、点検方法等を自主的に定める。
- ② 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。
- ③ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 石油類の輸送対策

消防機関は警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー・携行缶運搬車両を立入検査し、指導・取締の強化に努める。

2 高圧ガス施設災害予防対策

【市・中国四国産業保安監督部・県】

(1) 法令に基づく検査・指導

高圧ガス保安法並びに関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

- ① 高圧ガス設備等の保安検査・立入検査を実施する。
- ② 各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取り扱いの徹底を図る。

(2) 高圧ガス施設管理者等の措置

- ① 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- ② 定期自主検査を実施する。

(3) 高圧ガスの輸送対策

消防機関・県・県警察は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

- ①高圧ガス移動防災訓練
- ②高圧ガス輸送車両合同取締

3 火薬類施設災害予防対策

【市・中国四国産業保安監督部・県】

(1) 法令に基づく検査・指導

火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

- ①火薬庫の保安検査・立入検査を実施する。
- ②各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取り扱いの徹底を図る。

(2) 火薬類施設管理者等の措置

- ①保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- ②定期自主検査を実施する。

(3) 火薬類の輸送対策

消防機関及び県警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

4 放射性施設災害予防対策

【市・文部科学省・消防庁・県・県警察】

医療用・工業用等の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施し、連携して災害予防対策を推進する。

- ①防災体制の整備
- ②通信連絡体制の整備
- ③環境監視体制の整備
- ④救助体制の整備
- ⑤防護用資機材の整備

5 毒物劇物災害予防対策

【市・県】

(1) 法令に基づく検査・指導

毒物及び劇物取締法に基づき、次の事項を実施する。

- ①毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施する。
- ②各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取り扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ①危害防止規定を整備する。
- ②施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- ③中和剤等必要な資機材を整備する。

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第5節 危険物施設等災害予防計画

(3) 輸送対策

毒物劇物の輸送に係る事故防止のため、毒物劇物運送業者（要届出業務上取扱者）に対して立入検査を実施する。

第6節 有害ガス等災害予防計画

第1項 方針

ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス（以下、「有害ガス等」という。）の発生又は漏えいにより人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要であるため、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（環境局）	・有害物質等に係る施設に対する検査 ・事故防止について維持・管理等の指導
有害ガス等施設管理者	・施設の点検及び保安体制の強化

第3項 実施内容

1 有害ガス等災害予防のための立入検査・指導

【市】

法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査をするとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。

2 有害ガス等施設管理者等の措置

【有害ガス等施設管理者】

- ①施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- ②ガス検知器による監視体制の強化を図る。
- ③災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。
- ④防災衣服及び中和剤等を整備する。

第7節 流出油等災害予防計画

第1項 方針

地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故によって、石油等が海上に流出すると、漁業・生物・環境等に著しい被害を及ぼすとともに、広範囲に流出した油の回収には非常な労力と時間を要することから、陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（区役所）	・初期拡大防止体制の整備
各施設管理者	・オイルタンク等安全調査及び保守点検 ・異常事態に対する操作マニュアルの作成

第3項 実施内容

1 陸上施設の流出防止

【施設管理者】

次の事項の対策に努める。

- ① 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- ② 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ③ 応急資機材（移送機材・土のう・薬剤等）の整備を図る。

2 海上施設の流出防止

【施設管理者】

次の事項の対策に努める。

- ① 接岸による送油時の異常事態に対する操作マニュアルを作成する。
- ② 初期拡大防止のためのオイルフェンス・油処理剤・油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第8節 地盤災害予防計画

第1項 方針

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局・下水道河川局・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり及びびがけ崩れによる災害予防 ・液状化ハザードマップの作成・公表 ・宅地造成に関する指導・監督 ・土地利用の適正化
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり及びびがけ崩れによる災害予防 ・液状化危険度分布図の作成 ・宅地造成に関する指導・監督 ・土地利用の適正化

第3項 実施内容

1 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

(1) 地すべり予防計画

【県】

総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下、地すべり防止区域の指定を促進する。

また、指定後は、地表水の排除・浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

【市】

市内に存在する国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加え、地すべりによる災害を防止する。

(2) 急傾斜地等崩壊予防計画

【県】

危険度の高い急傾斜地に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため、定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

【市・県・その他関係機関】

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第8節 地盤災害予防計画

市・県・その他関係機関は、崩壊危険箇所について、平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性について周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。

また、必要に応じて、防災措置の勧告や改善命令等を行う。

《参照》

○資料編 第3 防災上注意すべき自然的・社会的条件 6 地すべり防止区域

2 液状化危険地域の予防計画

【県】

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化が発生し、建築物・公共施設・地下埋設物等に対して、被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。

【市】

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施し、住民に対しては、地盤改良など安全対策上の検討を促すよう努める。

3 造成地の予防計画

【市・県】

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づく指導・監督を行い、災害の未然防止を図るとともに、無許可開発や危険箇所を発見した場合は、是正指導し、災害発生の防止に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

4 土地利用の適正化

【市・県】

(1) 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施するとともに、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発する。

(2) 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画・土地利用基本計画・都市計画法・宅地造成等規制法等の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第9節 津波災害予防計画

第1項 方針

大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であり、特に平成23年（2011年）3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、東日本に未曾有の被害をもたらした。

本市においても、宝永4年（1707年）、嘉永7年（1854年）等、津波災害の記録がある。

今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の津波に対する研究成果等を踏まえながら、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

沿岸部においては、避難場所について住民に周知させるとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても、避難標識がわかるように配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局・下水道河川局）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の避難体制の整備 ・施設の整備及び建築物の安全化 ・海岸等防災対策
県	

第3項 実施内容

1 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

【市・県】

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 津波災害警戒区域等の指定

【県】

津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。津波による危機の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、津波浸水想定を公表し、津波発生の警戒避難体制の整備を行う。

【市】

津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に

関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の名称及び所在地等について定めるとともに、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

また、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

2 施設の整備及び建築物の安全化

[市・県]

(1) 施設の整備

行政関連施設、要配慮者等にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

[市]

(2) 避難関連施設の整備

避難場所の整備にあたり、できるだけ浸水の危険性が低く、避難後において孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

高速道路等の避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

また、津波想定浸水区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合、津波浸水想定に定める水深だけでなく、基準水位以上の場所に配置される建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、避難できる体制の構築に努める。

(3) 建築物の安全化

劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

第3章 地震・津波に強いまちづくり
第9節 津波災害予防計画

また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

3 海岸防災対策

【県・市】

海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置付けにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

第4章 震災予防施設等の緊急整備計画

この計画は、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域市民に必要な最低限の生活を確保するため、被害要因の除去、あるいは震災予防対策や災害時の緊急活動を円滑に実施する上で必要となる予防（事前）対策について、緊急度の高い事業及び実施予定の事業をリストアップしたものである。

これらの整備計画に要する経費負担は膨大なものとなるため、通常の補助制度及び地震防災対策特別措置法に基づく補助等の活用も検討し、円滑な実施に努めるものとする。

第1節 防災業務施設の整備

第1項 方針

災害時の緊急活動を円滑に実施するために、必要となる消防施設・通信施設・その他施設及び資機材の整備について定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・水道局・消防局・区役所）	・消防施設・水利等整備促進 ・無線通信施設及び防災通信ネットワークの整備 ・水道施設の耐震化

第3項 実施内容

1 消防用施設の整備

【市】

消防計画の定めにより、地震発生時に予想される火災から、被災住民の生命・財産を守るため、現有の消防力の強化と合わせて、消防施設・水利等の整備促進を図る。

2 災害対策本部施設等の整備

【市】

災害時の緊急活動を実施する上で、本部・区本部の設置等重要な役割を果たす拠点施設について、耐震性を考慮した施設の整備及び必要となる資機材の整備を図る。

3 通信施設の整備

【市】

地震発生時には、有線電話の輻輳又は途絶等が予想されるので、防災関係機関相互が迅速・的確に災害情報の収集・伝達が行えるよう、また、市民にも正確な情報伝達が行えるよう、無線通信施設の整備を図る。

- ① 災害対策本部等の拠点間を連絡する防災情報通信ネットワークや防災行政無線等の整備を進めるとともに、消防通信ネットワークの整備を図り、消防無線と有機的な連携を図る。

第4章 震災予防施設等の緊急整備計画

第1節 防災業務施設の整備

- ② 地域住民等への災害関連情報の周知方法を補完するため、コミュニティFM放送の活用（臨時災害FM局を含む）を含めた体制を整備する。
- ③ 緊急告知ラジオ等を公共機関、自主防災組織の代表者宅、不特定多数の人が集まる主な民間事業所等に設置し、迅速・的確な情報伝達を期し、社会的混乱の防止を図る。

《参照》

- 資料編 第4 防災上必要な施設・設備等 4 通信施設・設備等

4 水道施設の整備

【市】

水道事業耐震化計画により水道施設の被害防止及び応急給水を円滑に行うため、配水管の耐震化・給水拠点設備・防災資機材等の整備を図る。

第2節 避難場所・避難路等の整備

第1項 方針

地震、津波、また、それに伴う火災等の危険から市民の生命及び身体を保護するために、必要となる避難場所・避難路等の整備について定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局・教育委員会）	・避難所案内板の設置 ・指定避難所の整備 ・避難路の整備

第3項 実施内容

1 避難所案内板の設置

【市】

地震や津波により家屋が被災し自宅で生活できなくなった市民及び交通手段を失った帰宅困難者の一時的な収容場所となる避難所の所在を示す案内板の設置は、災害発生時における避難者の誘導や避難所への救援物資等を搬送する各種防災機関等の車両の誘導のためにも必要であることから、避難所に設置するものとする。

2 避難誘導案内板の設置

【市】

地震による火災の延焼拡大等の危険から身を守るため、市民及び旅行者等が避難場所から広域避難場所へ移動する必要がある際、迅速かつ安全に避難できるよう誘導するため、広域避難路の適切な位置（交差点等）に誘導案内板の整備を進める。

4 避難所・ヘリポート基地等番号表示

【市】

救援・救護活動において、上空から目的場所が判別できるように番号表示等を各施設の屋上等に行う。

5 避難地の整備

【市】

避難地の整備については、防災アセスメント調査による被害予測結果に基づき、既存の避難地の精査の結果により、不足する地域について整備促進を図ることとする。

6 避難路の整備

【市】

避難時間の短縮、障害物のない有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るとともに、避難路の指定及び整備を進める。

なお、広域避難路については原則として幅員15m以上とする。

7 指定避難所の整備（小・中学校体育館等）

【市】

指定避難所として指定している小・中学校体育館等の安全確保対策のため、早急な耐震改修を始めとした補強対策の実施を図るとともに、要配慮者等の指定避難所への収容がしやすいよう、施設及び敷地における段差の解消に努める。

また、さまざまな状況下での避難者の受入れを勘案し、備蓄倉庫・空き教室等を利用した飲料水や非常食あるいは、毛布等の備蓄・懐中電灯や携帯マイクの配備・学校敷地及び施設への自家発電機・投光器・仮設トイレ・マンホールトイレ（下水道接続型）・情報通信設備等の整備又は保管等も検討し、可能なものから順次整備できるように努める。

第3節 緊急輸送道路の整備

第1項 方針

地震発生時において、人・物資等の輸送を円滑に行うため、交通規制との整合性を図りながら緊急輸送道路の整備を促進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局・区役所）	・緊急輸送道路の整備

第3項 実施内容

1 緊急輸送道路の整備

【市】

緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路（県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）、第2次緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路）、第3次緊急輸送道路（第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路）に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されている。また、未整備箇所の環状道路（主要地方道岡山赤穂線、市道江並升田線、（都）下中野平井線、（都）米倉津島線）について、整備を推進し、緊急輸送道路機能の向上を図る。山陽自動車道（緊急輸送道路）と市内の道路ネットワークとの連携を強化し、災害時についても広域的な人や物の移動を支えるとともに迂回路機能の確保などに寄与する山陽自動車道吉備スマートICへのアクセス道路や美作道路の整備を推進する。

第4節 防災上重要な建物の整備

第1項 方針

地震発生時に応急救護に関係する病院を始め、弱者を収容している福祉施設や災害時に収容施設となり得る社会教育施設等の整備の促進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局・岡山っ子育成局・都市整備局・教育委員会）	・病院施設、社会福祉施設、社会教育施設の耐震化

第3項 実施内容

1 病院施設の整備

【市】

地震発生時の医療救護機能を維持するため、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

2 社会福祉施設の整備

【市】

社会福祉施設の入居者等で、自力による避難が困難な者の身体、生命を地震による被害から守るため、必要に応じ各施設を耐震改修・補強する。

3 社会教育施設の整備

【市】

社会教育施設は、災害時には地域住民の収容施設となり得るため、必要に応じ各施設を耐震改修、補強するとともに整備を進める。

第5節 市有施設の整備

第1項 方針

この計画は、市庁舎を始めとする市有施設が災害本部あるいは避難拠点として、それぞれの機能を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を実施し、改修・補強の必要なものについては整備を促進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（総務局・区役所）	・市庁舎等の整備

第3項 実施内容

1 市庁舎等の整備

【市】

庁舎等の耐震診断に基づく、補強・ガラス飛散防止・ロッカー等の転倒防止対策を講じ、生命の安全を図る。

2 その他市有施設の整備

【市】

市有施設のうち、庁舎・学校等を除く施設で、今後とも継続して利用予定の施設については、耐震診断を始め整備促進を図る。

第3部 地震・津波災害応急 対策計画

第1章 応急体制

第1節 応急活動体制

第1項 方針

地震や津波が発生した場合の初動体制として、被害状況の把握に努め、市民の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

また、大規模地震には、職員の被災・交通機関・通信施設の途絶が想定されることから、初動体制として配備・業務を定め、状況に応じ上位の体制へ円滑に移行するものとする。

なお、南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定めるところによるものとする。

第2項 実施内容

1 震度階に基づく防災体制及び職員の配備

地震による防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。配備につくべき職員は、本市に勤務する職員全員とするが、病弱者又は災害時において急病若しくは負傷し、災害応急対策の実施が困難な者は除く。なお、勤務場所に出勤できない職員は、最寄りの区役所等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

体制	配備基準（地震）	活動内容
監視体制 待機配備	岡山市で震度4	・気象情報等の収集及び配備指令の伝達。
注意体制 1号配備	1 岡山市で震度5弱 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表。	・局地的又は小災害に対応 ・災害情報等の収集伝達 ・警戒巡視 ・災害応急対策
警戒体制 2号配備	1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表。 3 岡山市内で震度5強以上 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表。	・災害情報、被害状況等の収集伝達 ・災害応急対策、災害防除措置
特別警戒体制 3号配備	1 岡山市内で震度6弱以上 2 県沿岸の海域に津波警報が発表。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	・気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達 ・災害応急対策 ・災害防除措置

第1章 応急体制
第1節 応急活動体制

非常体制 4号配備	1 岡山市内で震度6強以上 2 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報[津波]）が発表。 3 地震・津波等により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。	・大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する。
------------------	--	---

2 津波警報・津波注意報における防災体制及び担当者の配備

県内沿岸に津波警報等（大津波警報、津波警報・津波注意報）が発表された場合は、地震による防災体制に準じ配備する。（風水害等対策編、第3編第2章第3「配備体制・基準表」の基準）

3 指定避難所への指定職員の配置、応援配備

(1) 指定避難所への指定職員の配置

災害対策（警戒）本部が設置されたときは、原則として本部設置から初動期の概ね3日間は、予想される災害の規模に応じて、あらかじめ小学校区ごとに定めた担当局室の指定職員を指定避難所に配置し、指定職員は地域住民等と協力し、避難所運営等に従事する。

- 1) 指定職員の指名
 - ア 本部長は、指定職員を指名する。
 - イ 指定職員の指名は、毎年度当初に（定期人事異動の後）行う。
 - ウ 指定職員に特段の事情が発生した場合は、本人の届け出により指定職員の解任又は変更を行うことができる。
- 2) 指定職員の任務
 - ア 指定職員は、区本部長の命を受けて、避難所運営等に従事する。
- 3) 指定職員の招集
 - ア 区本部長は、区役所管内の指定避難所が開設されることが予想される場合、指定職員の全員又は必要な人員を招集することができる。

(2) 応援配備

配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行う。

応援配備は原則、本部設置から初動期の概ね3日間の初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「他機関等からの応援配備」による。

ただし応援時期は、災害の規模に応じて判断するものとする。

- 1) 各部からの応援配備
 - 各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、他部の応援を必要とする場合は本部長に要請し、本部長は、応援配備について受援係に指示する。
 - 受援係は総務部と連携し、すべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し、職員を配備する。
- 2) 他機関等からの応援配備
 - 各区本部長・各部長は、要員が不足し、他機関等への受援を必要とする場合は、本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示する。

灰色網掛け：市以外の役割

受援係は総務部と連携し、必要な人員や業務内容を把握したうえで、受援計画や災害対策本部マニュアルに基づき、各機関へ応援を要請する。

4 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ① 岡山市内で震度5弱の地震を観測したとき。
- ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。
- ③ 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- ④ その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき。

(2) 災害警戒本部の任務及び組織と役割

災害警戒本部の任務、組織と役割は、災害対策本部組織に準ずる。ただし、本部長は危機管理監とする。なお、危機管理監が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、危機管理室長が意思決定を行う。また、災害警戒本部を設置した場合、速やかに市長へ報告を行う。

5 緊急初動班

(1) 緊急初動班の指名

- ① 本部長は現勤務場所までの距離が、おおむね5km以内に居住する職員の中から緊急初動業務を行う職員（以下、「緊急初動班」という。）を指名する。
- ② 緊急初動班員の指名は、毎年度当初（定期人事異動の後）に行う。

(2) 緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外において、岡山市で震度5弱以上の地震を観測した場合に、指定された勤務場所等に参集する。

(3) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、班長の指揮の下に次の業務を行う。

参集が困難、かつ、かなりの時間を要すると予想されるため、班員がそろうことを待たず、その参集状況により可能な業務を行うこと。

	第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)
被災状況及び職員の状況把握	○	○	○
市幹部への情報連絡	○	○	○
県への報告	○	○	○
防災関係機関等との情報連絡		○	○
非常体制への移行準備			○
公共施設の応急復旧状況の把握			○
その他班長が指示する事項			○

6 災害対策本部

(1) 本部の設置基準等

- ① 災害対策本部は、次の場合に設置する。
 - ア 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合
 - イ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき
 - ウ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - エ その他市長が必要と認める場合
- ② 災害対策本部を設置したとき及び解散したときには、県等関係機関に報告する。

(2) 本部組織

- ① 本部組織は、岡山市災害対策本部条例及び岡山市災害対策本部規程の定めるところによる。
- ② 災害状況に応じて、本部は次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。
 - ア 消防機関・県警察・自衛隊・医療機関・電気・水道・ガス・海上保安部
 - イ その他必要な機関

(3) 本部の応急活動

- ① 災害対策本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた業務を所掌する。
- ② 本部は、県の災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら、応急対策を行うものとする。

(4) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合も含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。

現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

《参照》

- 資料編 第11 岡山市災害対策本部の組織

7 災害対策本部会議

(1) 構成

本部会議は、本部長・副本部長・本部長付及び本部員をもって構成する。

ただし、本部長は災害の規模・種別等により必要と認めるとき、副本部長及び関係本部員のみで構成する本部会議を招集することができる。

(2) 協議事項

- ① 本部体制の配備及び解除に関すること。
- ② 重要な災害情報・被害状況の分析及びこれに伴う応急対策の基本方針に関する

こと。

- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

(3) 開催基準（地震・津波によるもの）

以下事象の発生後、市長等と相談のうえ、1時間以内に災害対策本部会議を開催する。災害対策本部が未設置の場合は、あわせて災害対策本部を設置する。

- ① 相当規模の災害が発生したとき。
 - ・土砂災害：人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。
 - ・河川災害：一級河川及び二級河川の破堤があったとき。
 - ・ため池災害：ため池が破堤し、人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。
- ② 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。
- ③ 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）を発表したとき。
- ④ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。
- ⑤ 特別警報が発表されたとき。
- ⑥ 多数の市民に影響を及ぼす重大な事件、事故等が発生したとき。
 - ・大規模火災や危険物流出事案などが発生したとき。
 - ・道路陥没など、ライフラインに重大な被害が発生したとき。

第2節 地震・津波情報の種別と伝達計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（災害対策本部）	・地震情報や津波警報等を伝達
県（危機管理課・水産課・県民局）、 県警察	
岡山地方気象台	
その他関係機関	・地震情報や津波警報等を受信・伝達
住民	・市や報道機関等からの情報をもとに、命を守るための行動を開始

第2項 実施内容

1 地震・津波に関する警報等の種別

【岡山地方気象台】

(1) 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表する。また、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも、長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

(3) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が

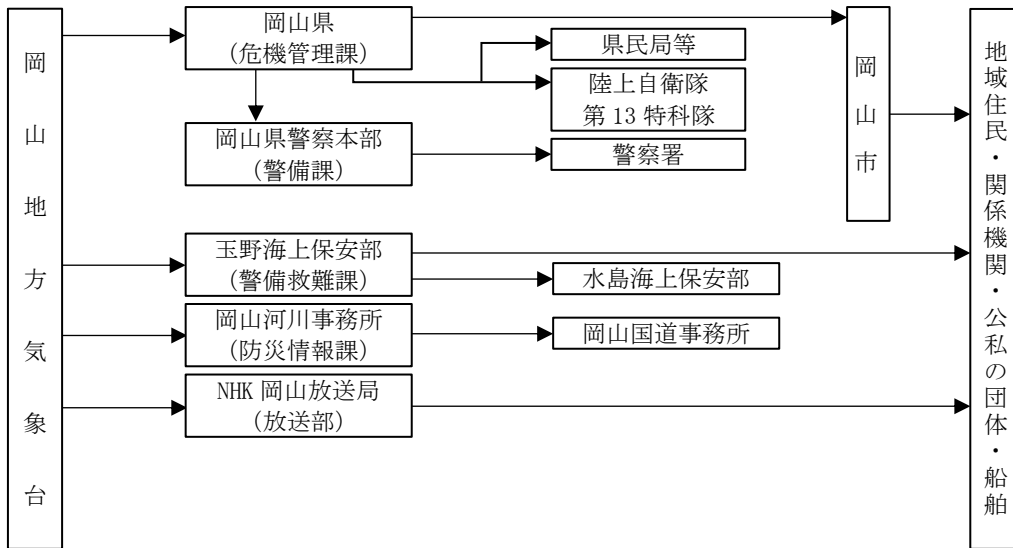
精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(4) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

2 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達

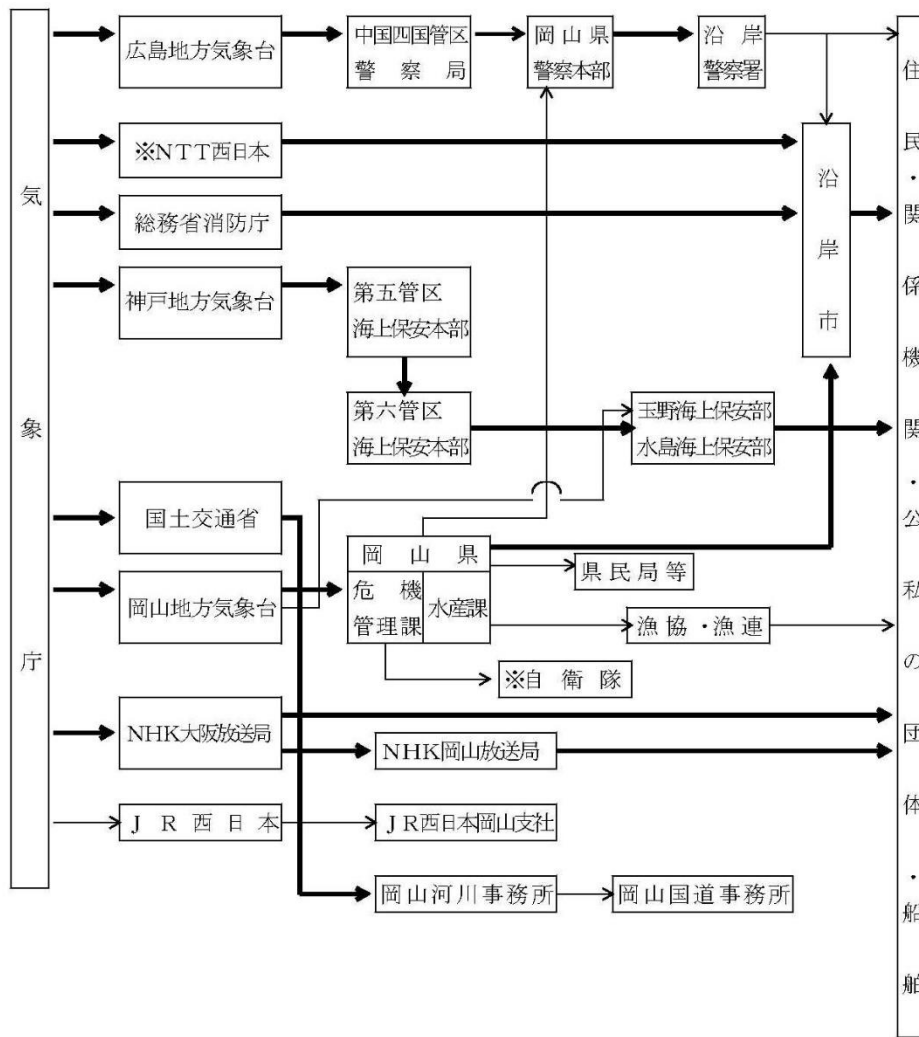


(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

第1章 応急体制
第2節 地震・津波情報の種別と伝達計画

3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達

津波警報等が発表されたとき、気象庁発表の内容にその時点で判断できる情報（潮位、岡山沿岸到達時刻等）を付加し、市民に伝達する。ただし気象庁が津波高を「巨大」「高い」と発表した場合は、潮位、想定等を伝達しないものとする。



(注) ※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
太線は法に基づく伝達ルートを、細線はサブルート等を示す。

第3部 地震・津波災害
応急対策計画

第3節 被害情報の収集伝達計画

第1項 方針

災害時には、通信回線の被災状況を把握し、適切な通信手段の確保に努め、情報の収集に当たる。

また、被害情報の収集に当たっては、災害初期の対応と応急活動期に必要な情報に区分し、その情報を県の関係機関に伝達する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（災害対策本部）	・ 通信手段の確保 ・ 被害情報の収集及び関係機関への報告
県（災害対策本部・県民局）、県警察	・ 被害情報の収集 ・ リエゾン（情報連絡員）の派遣 ・ 人的被害の数の集約と消防庁への報告

第3項 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図る。

また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

1 災害時の通信手段

(1) 通信設備の状況（資料編参照）

(2) 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

- ア デジタルMC A無線
- イ 携帯電話・衛星携帯電話等移動通信回線
- ウ 岡山市防災情報通信ネットワーク
- エ 民間等の通信設備の優先利用・優先使用（災害対策基本法 57 条、79 条）
- オ 非常通信の活用
- カ 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

2 災害初期の被害情報の収集・連絡

【市】

(1) 被害情報の収集

- ① 災害初期に職員からの報告や市民からの通報のほか、消防機関・県警察・自衛

第1章 応急体制
第3節 被害情報の収集伝達計画

隊・医療機関・道路管理者・海上保安部・ライフライン事業者等から被害情報を収集する。

- ② 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。
 - ア 人命に係る被害・社会福祉施設・医療機関等の被害状況
 - イ 道路の被害状況
 - ウ 生活関連（電気・上下水道・ガス）の被害状況
- ③ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 県等への報告

大規模地震発生直後には、被害の全体像よりも迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次の項目を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。

- ① 地震による被害について、把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。また、災害対策本部を設置した場合にも連絡する。
- ② 地震による火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。
- ③ 被害状況等については、順次県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあつては、直接消防庁へ報告する。
- ④ 「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。（被害の有無を問わない。）
 - ア 第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。
 - イ TEL 03-5253-7777（電話での第一報も可）
 - ウ FAX 03-5253-7553
- ⑤ 「震度6弱」以上の地震を観測した場合には、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

【県】

災害の発生により市が県へ状況報告できなくなった場合や、通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分でないと判断する場合には、調査のためのリエゾン（情報連絡員）派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、被害情報等の把握に努める。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関と連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市及び県が密接に連携しながら適切に行う。

3 応急対策時の被害情報の収集・伝達

[市]

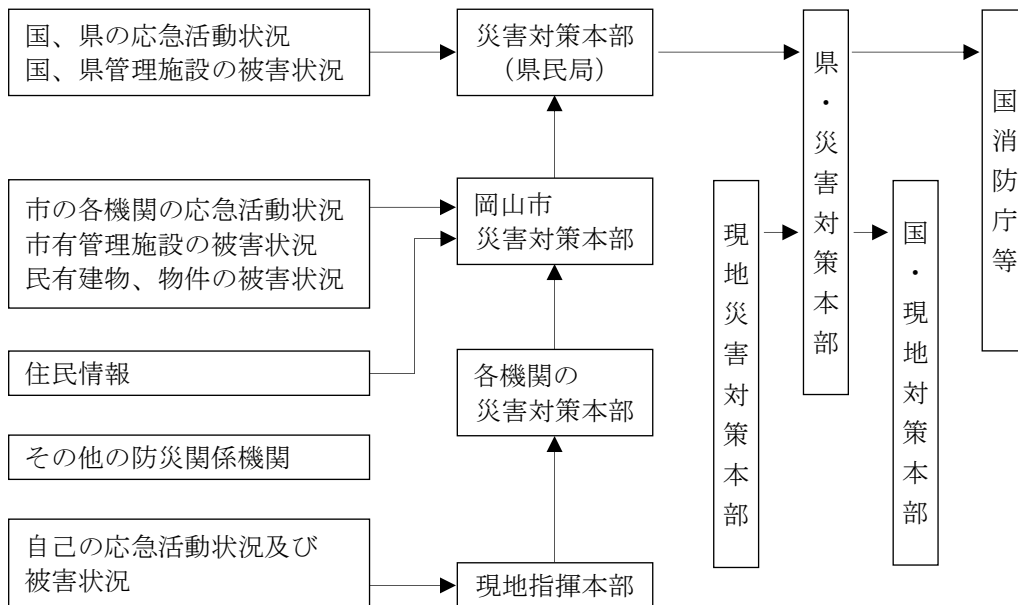
(1) 収集・伝達の内容

- ① 応急対策時においては、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を県災害対策本部に随時報告する。
- ② 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。
 - ア [岡山市→県]
災害対策本部等設置状況・応急活動状況・応援の必要性
 - イ [県→岡山市]
県が実施する応急対策の活動状況
 - ウ [県→指定地方行政機関等]
災害対策本部等設置状況・応急活動状況
- ③ 市災害対策本部及び県災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

(2) 応急対策時の情報収集・伝達

応急対策時の被害状況等の情報収集・伝達の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により、緊急を要すると判断した場合には、直ちに県災害対策本部に連絡する。



第4節 広域応援

第1項 方針

南海トラフ巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路、鉄道、ライフラインの寸断等のあらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

中国地方5県及び中国・四国地方9県では、大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、災害時の広域支援に関する協定に基づき、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制による速やかな連絡員の派遣や情報収集、広域支援体制による包括的な調整等により、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなどしており、本市でも上記9県の県庁所在地市でカウンターパート制（中国・四国地区都市防災連絡協議会 岡山市⇄高松市）を導入し、広域支援体制の強化を図っていく。

また、「応急対策職員派遣制度」や広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請、その他の相互応援協定団体等と連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理部・総務部・消防部）	・県や他市町村への応援要請
県	・国や他の都道府県等への応援要請

第3項 実施内容

1 応急活動の応援要請

(1) 市長の応援要請

[市]

1) 他の都道府県又は市等に対する応援要請

災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。また、応援を求められた場合は、消防、救急等人命にかかわる災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮下で行動する。

- ア 広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請
- イ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ウ 21大都市災害時相互応援に関する協定
- エ 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定
- オ 災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局）
- カ 災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市）
- キ 岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定（岡山県及び県下27市町村）

灰色網掛け：市以外の役割

2) 自衛隊の災害派遣要請

応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊（日本原第13特科隊）派遣の要請をするよう求める。

なお、緊急を要する場合やその他やむを得ない理由により、知事への要請ができない場合は、市域の災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。

3) 消防機関の応援要請

- ① 岡山県下の消防、救急及び救助業務に関して応援活動が必要な災害については岡山県下消防相互応援協定（平成2年3月15日）又は岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定（平成31年3月20日）により応援要請を行う。
- ② 県内の消防力のみで対処できない場合は、災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 知事の応援要請

【県】

- ① 指定行政機関等に対する応援要請
- ② 他の都道府県に対する広域応援要請
- ③ 自衛隊の災害派遣要請
- ④ 消防の応援要請
- ⑤ 国への応援要請

(3) 県警察の応援要請

【県警察】

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

(4) おかやまDMA Tの派遣要請

【県】

知事は、おかやまDMA Tの出動により対応する必要があると判断したときは、指定医療機関の長に対して、おかやまDMA Tの出動を要請する。（おかやまDMA T運営要綱第7条）

2 職員の派遣

【市】

(1) 職員の派遣の要請

- ① 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- ② 派遣要請事項
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員

第1章 応急体制

第4節 広域応援

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 職員の派遣に係る留意事項

被災市町村に市職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮したうえで、職員の選定に努める。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の感染防止策を徹底する。

また、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

第5節 自衛隊災害派遣要請

第1項 方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等について計画を定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理部・消防部）	・知事に自衛隊の派遣を要請
県（危機管理課）	・自衛隊に派遣を要請 ・自衛隊の受入れ体制の整備
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	・被害状況の把握 ・避難の援助 ・遭難者等の捜索救助 ・水防及び消防活動

第3項 実施内容

1 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請者

知事（危機管理課）
第六管区海上保安本部長
大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長
海上自衛隊呉地方総監
航空自衛隊西部航空方面隊司令

2 災害派遣部隊等の活動範囲

【自衛隊】

災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両・航空機等、状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難・立退き等が行われる場合で、必要があると認められるときは、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

第1章 応急体制
第5節 自衛隊災害派遣要請

(4) 水防活動

堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬積み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開・除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者・医師・その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3 災害派遣要請等の依頼手続き

【県】

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

- ① 市長から自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。
- ② 収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。
- ③ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

【市】

(2) 市長の派遣要請の要求

- ① 自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- ② 知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

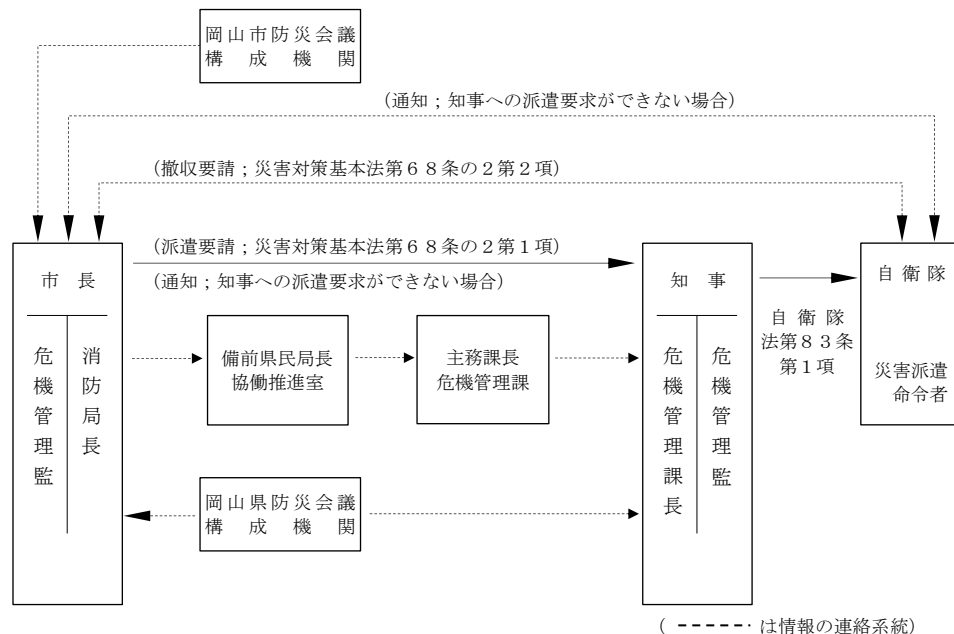
(3) 撤収要請依頼

自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合とき又は必要がなくなった場合ときは、上記の要請手続きと同様の手続きにより、速やかに、撤収要請依頼書を知事に提出する。

受援計画

受援計画

(4) 災害派遣要請等の手続き系統図



(5) 連絡方法

岡山県危機管理課 一般電話 (086)226-7293(直通)
(086)226-7372(休日・夜間)
FAX (086)225-4559,4659

日本原駐屯地 一般電話 (0868)36-5151(内線237)
FAX (0868)36-5151(内線238)

[自衛隊]

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を、行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ③ 海難事故・航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に順じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

[県]

- ① 知事等は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長又は関係機関の長に受入態

勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣させた部隊及び派遣を受けた市、又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には次の点に留意する。

ア 派遣部隊の移動が、迅速に行なわれるために、的確な道路情報を連絡する。

イ 大型輸送機の使用に備えて、岡山空港・岡南飛行場の離着陸の対応措置を取る。

【市】

① 次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員者は、部隊の受入れ及び作業等について、災害現場における市の責任者として、県の連絡責任者等と連携を密にして、部隊との連絡に当たる。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事等と協議して準備する。

◆ 自衛隊が宿営等のために使用する地積の基準

連隊規模；約 15,000 m²

師団等規模；約 140,000 m²

② ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。

ア 基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は、堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。

イ 着陸地点には、H記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向・風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。

ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

エ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又は転圧を実施する。

オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。

カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

① 自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

第1章 応急体制

第5節 自衛隊災害派遣要請

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に使用した土地・建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるための、通常必要とする燃料費を除く。）水道料・汚物処理料・電話等通信費及び入浴料。
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な、自衛隊装備以外の資機材等の調達・借上料・運搬費及び修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- ② 経費の負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。

《参照》

- 資料編 第6 輸送用車両等の保有状況等 8 ヘリコプター場外離着陸場

第6節 津波災害応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・産業観光部・都市整備部・下水道河川部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の伝達 ・水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の伝達 ・水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策の実施
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策の実施

第2項 実施内容

1 的確な津波からの避難指示等の伝達

【市】

強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

2 津波災害情報の連絡体制

【県】

気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市、関係機関等に伝達する。

【市】

走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に避難指示等を伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

3 消防職（団）員、市職員等の活動

【市】

消防職（団）員、市職員等防災対応や避難誘導に当たる者や、要配慮者について把握している民生委員、児童委員の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

避難指示等の判断・伝達マニュアル

第2章 被災者の救助・保護

第1節 災害救助法の適用

第1項 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合、本市は、災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報にもとづき、自ら法を適用したうえで、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（指揮係・物資係・遺体取扱係・危機管理部・保健福祉部・環境部・都市整備部・下水道河川部・水道部・消防部・教育部・区本部）	・災害救助法の適用基準の該当の有無を判定 ・災害救助法による救助を実施
県（こども・福祉部）	・資源の配分を指示

第3項 実施内容

1 災害救助法の適用

【市】

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として市長が行う。

市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準にしたがって定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりである。

救助の種類	実施者
医療及び助産	岡山市長
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

【県】

岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

2 適用基準

【市】

次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。

(1) 適用基準

基準1 (1号)	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が 150世帯以上の場合 。 ただし、 1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合 は、その行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
基準2 (2号)	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、 岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合 は、本市又はその行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
基準3 (3号)	岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数 （住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上））の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（「5世帯以上」の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）
基準4 (4号)	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合 であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、 避難して継続的に救助を必要とすること 。 (2) 被災者について、 食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること 。 （災害救助法施行令第1条第1項第4号）

<別表>

市全域	滅失世帯数	
	A	B
岡山市	150	75
北区	150	75
中区	100	50
東区	80	40
南区	100	50

(2) 被害計算の方法等について

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- ① 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼・全壊・流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊・半焼等）については、滅失世帯の2分の1・一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。
- ③ 飯場・下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等、総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 災害種別については限定しない。したがって洪水・震災等の自然災害であっても、火災・船舶事故・群集の雑踏等による、人災的災害であっても差し支えない。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における、救助の程度・方法及び期間等は、災害救助法施行細則（平成31年岡山市規則第46号。以下「施行細則」という。）の定めるところによる。

3 適用手続き

【市】

- ① 災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。
- ② 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。知事も災害救助法を適用した場合は、特別基準の情報も共有する。
- ③ 実施した応急救助について、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、災害対策基本法第62条又は災害救助条例等による救助として処理する。
 - ア 各部班は、応急救助を開始してから完了するまでの間、毎日定期的に、逐次、危機管理班に救助の実況状況を報告するものとする。
 - イ 危機管理班は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするとき又は実施したときは、県本部と情報共有をするものとする。
 - ウ 危機管理班は、各部班が、その所管に係る救助の実施状況について、必要とするとき、県本部に情報提供をするものとする。
- ④ 災害救助法の適用基準に該当し、岡山市長が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日を告示する。

4 岡山市災害救助条例の適用

【市】

災害救助法の適用基準に満たない場合は、災害対策基本法の枠組みまたは「岡山市災害救助条例」での対応を検討する。

1) 適用基準

災害救助条例の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、市長が災害救助条例による救助を必要と認めたときとする。

ア 災害救助法の適用を受けない場合で、10世帯又は40人以上の者が同一災害にあった場合。

イ 罹災世帯は、全焼・全壊・流失又は床上浸水を対象とする。

2) 被害計算の方法等について

ア 住家の被害程度は、全焼・全壊・流失世帯を標準とし、半焼・半壊については、2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水にあつては3世帯をもって1世帯とみなして算定する。

イ 死傷者については、風水害・震災等の自然災害であっても、火災・爆発等の人為的災害であっても災害種別に関係なく算定する。

3) 岡山市災害救助条例による救助の種別・期間・及び範囲等

岡山市災害救助条例を適用した場合における救助の種別、支出経費、期間及び範囲等は資料編に記載する。

5 被災者台帳の整備等

【市】

(1) 被災者台帳の作成

被災状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、各部班は速やかに下記事項に留意して「被災者台帳」を作成する。

なお、被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行には「被災者生活再建支援システム」を利用することとし、危機管理部及び関係部班は、システムの運用方法等について整理しておくこととする。

- ① 作成に当たって、保健福祉総務班及び関係各班は、住民票等の閲覧の協力及び資料の提供等を積極的に行い、被災者台帳の正確を期する。
- ② 「被災者台帳」は、救助・その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるため、救助実施状況等をできるだけ具体的に被害の状況及び救助・支援の実施状況を記載し、整備保管しておくものとする。

(2) 罹災証明書の発行

罹災世帯に対して、保健福祉総務班及び関係各班は「罹災証明書」を交付する。

「罹災証明書」の発行に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 被災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の災害援助関係に影響するものであるから慎重を期するものとする。
- ② 本証明書は、被災者台帳等と照合し、発行の事実を判然とし、重複発行を避け

災害救助法事務
マニュアル

第2章 被災者の救助・保護

第1節 災害救助法の適用

るよう留意しなければならない。

- ③ この項の被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行については、災害救助条例の適用災害、その他の災害についても準用して行う。
- ④ 災害時には、罹災証明書と併せて、被災した非住家建物、車両、家財等に被害が生じたとする届け出の事実について証明する被災届出証明書を交付する。

第2節 避難及び避難所の設置・運営計画

第2-1節 避難方法

第1項 方針

避難は、地域住民が自主的に又は指示等に基づいて行うものとするが、要配慮者等にあつては状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。

また、避難場所においては、早急に避難状況を把握するとともに行方不明者について必要な措置を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・危機管理部・市長公室部・市民生活部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 地域住民等の避難誘導及び避難場所等の情報の提供
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> 市長代行による立退き指示 避難指示等の対象地域や判断時期等に関する助言
海上保安庁（玉野海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> 市長代行による立退き指示
関係指定行政機関・指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 市長代行による立退き指示 避難指示等の対象地域や判断時期等に関する助言
施設管理者、事業者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、従業員の避難誘導
住民	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動の開始

第3項 実施内容

1 避難指示等

【市】

(1) 避難指示の発令判断基準と発令対象範囲

災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。

避難指示等の
判断・伝達
マニュアル

第2章 被災者の救助・保護
第2-1節 避難方法

1) 津波

区分	基準
高齢者等避難	※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。
避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。 ■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※ ■津波警報（1m<予想高さ≦3m）が発表された場合 ■大津波警報（3m<予想高さ）が発表された場合 ※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。

【津波災害に対する発令対象範囲】

① 揺れを伴う場合の避難指示発令対象区域

- パターンA 「避難指示発令対象区域全域を一つの発令単位とする」
（津波到達まで余裕がない場合）

→国道2号より南側の小学校区及び御南、西、旭操、財田、富山、可知、古都、芥子山学区

- パターンB 「すべて小学校単位（41学区）で発令する」
（津波到達まで余裕がある場合）

② 揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示発令対象区域

- 揺れを伴わない津波災害については、堤防が機能する場合の津波浸水想定区域図を参考に、浸水想定地区（小学校区単位）と沿岸部一帯を発令対象範囲とする。

2) 地震

区分	基準
高齢者等避難	—
避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合

【地震災害に対する発令対象範囲】

発令対象区域については、状況により、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する

(1) 避難指示等の内容

避難指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

① 避難指示等の理由

灰色網掛け：市以外の役割

- ② 避難指示等が出された地域名
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難行動における注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等を発令したときは、ただちに避難指示等を発令した地域の住民に対して、以下を活用して迅速かつ的確に伝達するほか、警察官、消防団、海上保安官、自主防災組織等の協力も得てその旨の周知徹底を図る。

なお、令和8年度の新庁舎整備に合わせ、的確かつ迅速な避難判断・市民への情報発信ができるよう、情報伝達システムを更新・整備する。

1) 公共放送の利用

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定（県－NHK、民間放送各社）」に定める手続きにより、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事に依頼する。

3) Lアラート（災害情報共有システム）

Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、メディア等を通じて緊急情報等の配信を行う。

4) 広報車及び職員による口頭伝達

広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織、区等による口頭伝達を積極的に実施し、情報の空白状態をなくするよう努める。

5) 防災行政無線（同報系）

避難場所及び施設等に設置した防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局を利用し、住民に伝達する。

6) 緊急速報メール

携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メールシステムを利用し、市域内にある各電気通信事業者の端末に対し緊急情報等のメール配信を行う。

7) 緊急告知ラジオ

岡山シティエフエムから緊急電波を受信すると自動的に電源が入り、最大音量で避難指示等の情報を伝える。

8) 岡山市防災メール（多言語版）

多言語（12言語）対応したメール配信システムを利用し、事前に登録された携帯電話やスマートフォン等に、緊急情報等のメール配信を行う。

9) 岡山市公式LINE・ツイッター・フェイスブック

各種SNSを利用し、緊急情報等の配信を行う。

10) 市Webサイト

市Webサイトを利用し、緊急情報等の配信を行う。

(3) 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第2章 被災者の救助・保護

第2-1節 避難方法

【県、指定行政機関、指定地方行政機関】

知事は、災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長に代わって避難指示等に関する措置の全部又は一部を行う。

避難指示等の発令及び解除について、市長から助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

【県警察、海上保安庁】

市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

2 避難誘導及び一般住民の避難

【市】

- ① 災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ③ 指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ④ 災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施等により、住民等に周知徹底を図る。
- ⑤ 市職員が庁舎内の住民を避難させる必要がある場合などは、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- ⑥ 避難指示等が発令された場合の避難先は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅で身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」を行うことを住民等へ周知する。なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

【住民】

- ① 津波発生の恐れがある場合には、すぐに避難行動を開始する。避難時においてはできる限り、要配慮者等に配慮しながら、町内会ごと等、漏れが無いよう留意した避難に努める。
- ② また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員、海上保安官（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講ずる。
- ③ 津波災害の場合、直ちに津波浸水想定区外の安全な場所へ避難する。
ただし、避難を行うための十分な時間がない場合には、最寄りの津波避難ビルや指定緊急避難場所等へ避難する。

3 特定施設内にいる者の避難

【施設管理者】

デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の管理者は、当該施設内にいる者について事前に作成している避難誘導マニュアルにしたがって避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、県警察又は消防機関に連絡する。

4 事業所の従業員の避難

【事業所】

災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めるとともに、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する。

第2-2節 指定避難所の設置

第1項 方針

大規模地震の被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況や開設可能な指定避難所の状況を速やかに確認の上、必要な指定避難所の開設を行う。指定避難所の開設に当たっては、開設状況を住民に周知するとともに、できるだけ早い運営体制の確立に努める。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

市自らの開設が困難な場合は、他市町村や県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。また、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは避難者等の受入れ等の対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・危機管理部・都市整備部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認及び応急修理等の措置の実施 指定避難所及び福祉避難所の開設 指定避難所の開設や広域避難の実施に係る応援を要請
県	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて指定避難所の開設の応援を他市町村へ指示 広域避難に係る助言
各避難所・福祉避難所の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認及び応急修理等の措置の実施
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難への協力

第3項 実施内容

1 指定避難所の被災状況の確認

【市・各避難所の施設管理者】

地震発生後の指定避難所の開設に際しては、被災状況及び安全確認を実施する。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

2 指定避難所の開設

【市】

- ① 災害時には、避難所運マニュアルに基づき指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告し、県は、その情報を国に共有する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地

域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- ② 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

3 広域応援協力

【市】

自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は他県へ指定避難所の開設につき応援を要請する。

【県】

指定避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援を指示する。

4 広域避難

【市】

市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、岡山県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。他の都道府県の市町村への受入れについては、岡山県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要するときは、岡山県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

【県】

市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

【運送事業者】

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

【放送事業者】

避難者のニーズを十分把握するとともに、市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関相互と連絡をとりあい連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

5 広域一時滞在

【市】

避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、岡山県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第2章 被災者の救助・保護
第2-2節 指定避難所の設置

【県】

市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

市から求めがあった場合には、受入先の候補地となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。

災害救助法事務
マニュアル

6 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

災害救助法事務
マニュアル

7 帳簿の整備

【市】

関係各部班は、避難所設置の実施に係る受付名簿などの帳簿を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第2-3節 指定避難所の運営体制

第1項 方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐に渡ることから、市は、指定避難所の運営は自主防災組織などを中心とした避難所運営組織と連携して行うこととする。

また、指定避難所の設置に伴い、保健師等による巡回相談も行う。

市及び各施設管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、避難施設の平常業務再開に向けて、指定職員、施設管理者、避難所運営組織の三者で協議していく。

なお、市及び県は、避難者の健全な住生活を早期確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の運営管理 避難者の良好な生活環境の確保 避難所救護センターの設置 指定避難所の規模縮小・統合・閉鎖
県	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の心のケアの専門職チームの編成及び協力の要請
岡山県精神科医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所を巡回しての検診・相談業務の実施
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所を巡回しての検診・相談業務の実施
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の良好な生活環境の確保
各避難所・福祉避難所の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の良好な生活環境の確保

第3項 実施内容

【市】

避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等を実施するとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

また、障害者・外国人・性的マイノリティ等にも充分配慮し、多様なニーズの把握、支援を行う。

1 維持管理体制の確立

【市】

避難所運営が長期化する場合は、自主防災組織等と協力し、避難所運営組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営管理に当たっては、避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。

2 自治組織、施設管理者、行政による連携

【自主防災組織・避難所の施設管理者】

避難所運営上の諸課題に対応するため、指定職員、当該施設の管理者、避難所運営組織は、定期的な協議の場を設けるものとする。

3 生活環境への配慮

【市】

避難者の避難生活環境を確保するため、自主防災組織や避難所の施設管理者等と連携し、以下の措置を講じる。

- ① 食事供与の状況、トイレの設置状況、入浴の機会の提供状況等、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- ② 指定避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努める。
- ③ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ④ 避難所運営における意思決定の場へ女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や下着等の配布時の配慮や安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、性別に伴う困りごとの専用相談窓口を開設する。

- ⑤ 避難所内の女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等を、昼夜問わず安心して使用できるように努め、照明の増設や、性暴力・DVの注意喚起ポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ⑥ 生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。
- ⑦ やむを得ず指定避難所に滞在できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ⑧ 指定避難所に、被災ペットのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。ペットとの同行避難の際には、所有者の責任で適切に飼育するよう周知・啓発する。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ⑨ ペットとの避難は同行避難を原則とする。
- ⑩ 指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含め必要な措置を講ずる。
- ⑪ 生活用水が不足する場合、給水車の水や応急給水栓（水質検査後）の水の利用、防災協定先への依頼を検討する。
避難生活について、保健師による巡回のほか、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請するなど、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。
- ⑫ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

【県】

避難の長期化等が見込まれる場合、岡山 J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請、必要に応じて J R A T 本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A T の活動に係る調整を行う。

【民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等】

要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

4 保健・福祉面の対応

【市】

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、メンタル・ケアの必要がある。そのため、内科に加え心療内科の診療も行うことができる避難所救護センターを設置する。また、医師・保健師等は各指定避難所で巡回相談等の業務を行い、また、学校を避難所とする場合には担当の医師の下養護教諭もカウンセリングをサポートする。

第2章 被災者の救助・保護

第2-3節 指定避難所の運営体制

さらに、医師等の不足が生じた場合は県へ協力を要請する。

[県・岡山県精神科医療センター・精神保健福祉センター]

岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての検診・相談業務を、保健所と協力して行う。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保を図る。

5 平常体制への復帰対策

[市]

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

第3節 被災者の救出計画

第1項 方針

大震災時には、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により救出を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるため、消防・警察・自衛隊あるいは地域住民は、緊密な連携・協力の下、生命・身体が危険となった者を早期に救助し、負傷者を医療機関に搬送することとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係、統括係、庶務係、指揮係、受援係、遺体取扱係、危機管理部・保健福祉部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動の実施 ・県、自衛隊及び他の市町村への応援要請 ・負傷者の応急手当 ・行方不明者の情報収集 ・救出用資機材の確保 ・被災ペットの保護
県（保健医療部）、県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動の実施 ・国や他の都道府県等への応援要請 ・救出用資機材の確保 ・被災ペットの保護
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急手当
海上保安庁（玉野海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動の実施
日赤県支部、おかやまDMAT、医療関係機関（災害拠点病院・岡医連・市医師会・その他医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護や後方医療機関への転送及び消防機関等への搬送要請
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・救護等の協力

第3項 実施内容

1 救助活動

【市】

市の災害対策（警戒）本部は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県、自衛隊及び他の市町村への応援要請を行う。また、被災を免れた場合は県及び被災市町村からの応援要請や自らの判断により救助活動を行う。

また、災害現場で活動する消防機関は、必要に応じて、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊と合同調製所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

受援計画

第2章 被災者の救助・保護

第3節 被災者の救出計画

なお、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

【県】

市の要請や自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救助活動の全県的な調整を行う。

2 負傷者の応急手当

【市・自衛隊】

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む。）及び自衛隊は、救助した傷病者に対して専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて緊急の治療を要する者について救護班又は医療機関へ搬送することとする。

【日赤県支部・DMAT・医療関係機関】

日赤県支部・おかやまDMAT・岡医連及び市医師会並びに他の医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者については後方医療機関への転送及び消防機関等に対して搬送の要請を行う。

【住民】

講習又は訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

3 行方不明者の搜索

【市】

県警察、海上保安部、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

【住民・企業等】

救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するものとする。

4 救出方法

【市・県警察】

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行う。また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効果的な救出活動を行うこととする。

なお、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

5 救出用資機材の確保

【市】

救出用資機材の借り上げ協定等に基づき、関係団体から資機材を調達し、資機材の確保を図る。また、資機材の不足が生じた場合は県に支援の要請をする。

【県】

市からの要請や自らの判断により市町村に対し支援を行う。

【市・県警察】

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達し、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなどで協力するものとする。

6 被災ペットの保護

【市】

犬・猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、県や（公益社団法人）岡山県獣医師会、動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と対応し、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば、速やかに保健所において対応する。

7 被災者の救出の実施に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

8 帳簿の整備

【市】

関係各部班は、遺体の捜索・収容・埋火葬等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

災害救助法事務
マニュアル

災害救助法事務
マニュアル

第4節 食料の供給計画

第1項 方針

大規模震災によりライフラインが破壊され、炊き出し等が不可能となる場合には、市及び県の備蓄物資、民間事業者からの調達物資、県外や他市町村からの救援物資により、食料を供給する必要がある。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることが想定されるため、物資供給計画に基づき食料の迅速かつ的確な確保、供給を行う。

その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

なお、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

物資供給計画には以下のような事項を盛り込んで作成する必要がある。

- ・ 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制
- ・ 被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化
- ・ 避難体制との連携
- ・ 他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・指揮係・物資係・危機管理部・財政部・市民協働部・保健福祉部・岡山っ子育て部・市場部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給 ・ 協定等に基づく食料の調達 ・ 救援物資の調達
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定等に基づく食料の調達
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急食料等の供給に関する体制の整備
運送事業者、一般社団法人岡山県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の配送
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の備蓄

第3項 実施内容

[市]

物資供給計画に基づき、被災者への食品の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

(1) 本市の備蓄する食料の供給

- ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している食料を避難者に供給する。
- ② 各指定避難所の分散備蓄食料では不足が生じる場合は、不足する食料の品目・量を区本部（総務班）に報告する。
- ③ 区本部（総務班）は、内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ④ 総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで食料の配送を

灰色網掛け：市以外の役割

指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。

- ⑤ なお、岡山市の備蓄食料は、クラッカー、アルファ化米、アルファ化米（おかゆ）、粉ミルク、液体ミルクである。
- ⑥ 必要に応じて専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け適切に食料を供給する。

(2) 備蓄で不足する場合の食料の調達

- ① 区本部（総務班）は、不足する品目・量を取りまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給の協定事業者に対し、必要な食料の品目・量の調達・配送を依頼する

(3) 救援物資の調達

- ① 総括事務本部（物資係）は、不足する食料を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に食料の品目・量を報告し、救援を依頼する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。
- ③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。

(4) 炊き出しの実施

小・中学校（指定避難所）及び給食センター等の給食施設を利用する場合は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するまでは給食施設を利用して実施する。なお、衛生面に注意するとともに、食器を洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム等を張るなど工夫する。

また、実施に当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。

【県】

事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により措置する。

- ① 被災地への援助食品の受入集積地の決定
- ② 市町村からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- ③ 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- ④ 国、他県、日赤県支部等への協力要請（食料等の調達、輸送）
- ⑤ 他の市町村の応援の調整

第2章 被災者の救助・保護

第4節 食料の供給計画

- ⑥ 普通の食事が出来ない人の代替食の検討、特別食の調達等、栄養・食生活全般に対する支援の実施

【農林水産省】

事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の供給に関する体制整備を次により行う。

- ① 県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関すること。(農林水産省農産局長)
- ② 県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給に関すること。

【住民】

3日分以上(できれば1週間分)の食料を備蓄するよう努める。

第4項 食品の給与に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

第5項 帳簿の整備

【市】

各区本部(総務班)等の関係各部班は、食品の給与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

災害救助法事務マニュアル

災害救助法事務マニュアル

第5節 飲料水の供給計画

第1項 方針

市域内において、被災住民の飲料水の供給に努める。最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）の水の確保ができない場合は、県へ速やかに応援を要請する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・指揮係・物資係・危機管理部・保健福祉部・水道部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給 ・協定等に基づく飲料水の調達 ・救援物資の調達 ・給水車や応急給水栓の活用による確保
県	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村等への協力要請及び支援活動に係る調整
運送事業者、一般社団法人岡山県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の配達
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の備蓄

第3項 実施内容

【市】

(1) 本市の備蓄する飲料水の提供

- ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。
- ② 指定職員は、各指定避難所の分散備蓄飲料水では不足が生じる場合は、不足する量を区本部（総務班）に報告する。
- ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ④ 総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで飲料水の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。

(2) 備蓄で不足する場合の飲料水の調達

- ① 区本部（総務班）は不足する飲料水の量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給の協定事業者に対し、必要な飲料水の調達・配送を依頼する。

(3) 救援物資の調達

- ① 総括事務本部（物資係）は、不足する飲料水を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に飲料水の量を報告し、救援を依頼する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて

備蓄計画
物資供給計画

第2章 被災者の救助・保護

第5節 飲料水の供給計画

て施設管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。

- ③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された飲料水を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。

(4) 給水車等による応急給水

水道事業管理者は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、給水車や小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓の利用を中心に臨時給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

なお、医療機関から給水要請があったときは、医療機関への優先的な給水に配慮する。

また、甚大な被害が発生し、飲料水の確保が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱、大都市水道局災害相互応援に関する覚書等に基づき、近隣市町村、応援幹事都市に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、順次仮設共用栓等を設置し、生活水準を維持するために必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、1人1日20リットル程度を目標とする。

【県】

市から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市町村に対し指示、指導を行う。

【住民】

3日分以上（できれば1週間分）は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用して飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第4項 飲料水の供給に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

災害救助法事務
マニュアル

第5項 帳簿の整備

【市】

水道部等の関係各部班は、飲料水の供給の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

災害救助法事務
マニュアル

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画

第1項 方針

震災発生により必要となる物品は、個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合を想定し、市及び県は特定の生活必需品について確保し、供与する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・指揮係・物資係・危機管理部・財政部・保健福祉部・岡山っ子育て部・区本部）	・生活必需品の供与 ・協定等に基づく生活必需品の調達 ・救援物資の調達
県	・生活必需品の調達とあっせん
日赤県支部	・被災者に毛布や日用品等を支給
運送事業者、一般社団法人岡山県トラック協会	
住民	・生活必需品の備蓄

第3項 実施内容

【市】

災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要がある場合は、次により給（貸）与する。

(1) 本市の備蓄する生活必需品等の供給

- ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している生活必需品等を避難者に供給する。
- ② 各指定避難所の生活必需品等では不足が生じる場合は、不足する生活必需品等の品目・量を区本部（総務班）に報告する。
- ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ④ 総括事務本部（物資係）は、物資係員及び物資配送の受託業者に対し、他の避難所または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで生活必需品等の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。
- ⑤ 岡山市の備蓄している生活必需品等は、哺乳瓶、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、毛布、ボックストイレ、ボックストイレ用簡易テント、排便収納袋、トイレトーパー等である。

(2) 備蓄で不足する場合の生活必需品等の調達

- ① 区本部（総務班）は不足する生活必需品等の品目・量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給の協定事業者に対し、必要な物資の品目・量の調達・配送を依頼する。

備蓄計画
物資供給計画

(3) 救援物資の調達

- ① 総括事務本部（物資係）は、不足する生活必需品等を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に必要な品目・量を報告し、救援を依頼する。
- ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。
- ③ 総括事務本部（物資係）は物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。

【県】

市から生活必需品の応援要請があったとき、又は県が独自の判断において次により物資を調達・あっせんする。

- ① 生活必需品取扱業者等との協定に基づく調達
- ② 相互応援協定締結県への応援要請
- ③ 調達が困難な物資の国へのあっせんの依頼

【日赤県支部】

被災者に、毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を支給する。

【住民】

各家庭の状況に応じた生活必需品を備蓄しておく。

第4項 生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

第5項 帳簿の整備

【市】

保健福祉部（福祉援護班）、岡山っ子育成部（児童救護1班、2班）、各区本部（総務班、福祉事務所班）等の関係各部班は、生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第7節 医療・助産実施計画

第7-1節 医療体制

第1項 方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用し他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。災害発生後48時間等直後における医療救護に関しては必要に応じてDMATを受入れる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・消防部）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関情報、傷病者情報等の収集及び提供 ・救護所の設置・運営 ・医療救護班等の派遣要請 ・岡山市保健医療救護本部及び岡山市災害医療対策会議の設置 ・医療機関のライフラインの確保
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害保健医療調整本部の設置 ・医療救護班の派遣 ・医療機関のライフラインの確保
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣
おかやまDMAT	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATの派遣
医療関係機関（災害拠点病院・日本医師会災害医療チーム・独立行政法人国立病院機構・独立行政法人地域医療機能推進機構・国立大学病院・日本歯科医師会・日本薬剤師会・日本看護協会・民間医療機関等）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成及び医療活動の実施 ・ライフラインの確保

第3項 実施内容

1 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

【市】

県が設置する県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部における調整が迅速かつ的確に行われるよう協力するとともに、自主防災組織等と連携して次の業務に当たる。

- ① 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- ② 避難所・居宅等における傷病者情報の収集提供
- ③ 救護所の設置・運営と救護班の派遣要請

【県】

- ① 医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害

灰色網掛け：市以外の役割

保健医療調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。

災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、その活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等からの医療チーム等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。また、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。

医療における県災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。

- ア 総合的な医療情報の収集及び提供
- イ 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- ウ 医療従事者確保の総合調整
- エ 医薬品等の供給に関する総合調整
- オ 医療ボランティアの総括

② 県地方災害対策本部の下に地域災害保健医療調整本部を設置し、管内の医療活動に関する総合調整を行う。

地域災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。

- ア 総合的な医療情報の収集及び提供
- イ 傷病者の受入れの要請等
- ウ 医療従事者確保の総合調整

2 救護所の設置・医療救護班の編成

【市】

岡山市保健医療救護計画に基づき、岡山市保健医療救護本部及び岡山市災害医療対策会議を設置し、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所・災害現場等に救護所を設置する。救護所は保健所長が設置し、医療救護班の編成については、岡医連及び市医師会との協定に基づき、医療救護班の派遣を要請すると同時に県地域災害保健医療調整本部へ報告する。

さらに被災状況に応じ、県地域災害保健医療調整本部に対して、医療救護班の派遣要請をする。また、DMAT等他からの応援を受入れ、医療救護の運営には岡医連及び市医師会と連携・協調して行う。

【市（消防機関）】

傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMATの出動を要請する。

【DMAT指定機関】

県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

【日赤県支部】

市・県との協定に基づき医療救護班の派遣等を行う。

【県】

県災害保健医療調整本部において、市、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により医療救護班を速やかに派遣する。

第2章 被災者の救助・保護

第7-1節 医療体制

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、心療内科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

- ① 県災害保健医療調整本部は、次により医療救護班の派遣を行う。
 - ア 日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、県看護協会への要請
 - イ 中四国8県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請
 - ウ 医療ボランティア
- ② 地域災害保健医療調整本部は、県災害保健医療調整本部、地元地区医師会等と連携し、医療救護班の派遣調整を行う。

【医療関係機関】

災害拠点病院は、医療救護班の派遣要請を受けた場合、おおむね次により医療救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ① 医師、看護師、連絡要員等
- ② 関係医療用資機材一式
- ③ 救急自動車
- ④ 通信連絡手段の携行

3 救急医療活動のアクセスの確保

【県】

県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者・県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効率的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県、民間航空事業者等に、また海上輸送について海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

4 医療機関のライフラインの確保

【市】

医療機関からライフラインの復旧等の要請があった場合には、県の協力を得て水道、電気等のライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援を県に要請する。ライフライン事業者は、災害時の医療機関への臨時的供給及び優先的復旧要請に協力するものとする。

【県】

市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるように、水道、電気等のライフライン事業者へ要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

【医療関係機関】

被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、水道、電気等のライフライン事業者に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替を要請する。

5 効率的な医療の実施

【DMAT指定機関】

災害急性期（おおむね48時間以内）に次の活動を行うDMATを派遣する。

- ① 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等
- ② 被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療
- ③ 被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療
- ④ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMAT県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMATの派遣要請等について決定する。）

【医療関係機関】

あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ① 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。
- ② 重複診療回避等のため、診療記録の写しを患者へ交付することを検討する。
- ③ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
- ④ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。
- ⑤ DMAT等他からの応援を受入れる。

医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

- a 患者の応急処置
- b 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

- a 来院、搬送、転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
- b 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
- c 被災地への救護班の出動

第2章 被災者の救助・保護
第7-1節 医療体制

- d 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する
- ウ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院）
 - a 上記イの病院の役割
 - b 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。
 - c なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

6 人工透析・難病患者等への対応

【市・県】

広域災害救急医療情報システムの活用等により患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

7 小児・周産期医療への対応

【市・県】

広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

8 被災者の心のケア対策

【県】

被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

9 医療救護に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
 - ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。
 - ③ 集団的におおむね10人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。
- なお、7-2 医薬品等の供給、7-3 傷病者の搬送についても同様とする。

10 帳簿の整備

関係各部班は、医療救護の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第7-2節 医薬品等の供給

第1項 方針

医薬品等の確保については、備蓄している医薬品等の提供とともに、救急医薬品等の確保体制に基づき迅速に供給するものとする。

輸血用血液製剤については、現行の確保体制（県赤十字血液センター）に基づき円滑な輸血用血液製剤の供給に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉部）	・ 医薬品等の確保
県	・ 医薬品等の確保 ・ 円滑な輸血用血液製剤の確保及び供給
県薬剤師会	・ 災害薬事コーディネーター又は薬剤師班を派遣
医薬品等備蓄施設	・ 医薬品等の迅速な供給
岡山県赤十字血液センター	・ 輸血用血液製剤の確保及び供給
各医療機関	・ 医薬品等備蓄施設に医薬品等の供給を要請 ・ 輸血用血液製剤の確保

第3項 実施内容

1 救急医薬品等の供給

【市】

可能な限り自らが調達した医薬品等で対応し、災害の状況等により不足する場合は、県災害保健医療調整本部に医薬品等の供給を要請する。

【県】

県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来さないよう、県内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し供給する。

また、県災害保健医療調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国4県及び厚生労働省に支援要請する。

県災害保健医療調整本部は、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県医師会に集積所・救護所等での医療品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を行う薬剤師班の派遣を要請する。

地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。

災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。

第2章 被災者の救助・保護
第7-2節 医薬品等の供給

【県薬剤師会】

県との協定に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を行う。

【医薬品等備蓄施設】

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療調整本部からの指示に基づき医薬品等の迅速な供給に努める。

【医療関係機関】

医薬品等の不足が生じた場合は医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

2 輸血用血液製剤の供給

【岡山県赤十字血液センター】

的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

また、必要に応じて、中四国ブロック血液センターと連絡を取り円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

【県】

的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

【医療関係機関】

岡山県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

第7-3節 傷病者の搬送

第1項 方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

被災県及び被災市（以下、「被災県等」という。）は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、被災県等内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の搬送を実施する。

非被災県等は、予想される航空搬送拠点を確保・運営するとともに航空搬送拠点から、非被災県等内の医療機関までの重病者等の輸送を実施する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・都市整備部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 搬送手段の確保 道路啓開
県（道路管理者・港湾管理者・関係部署）、県公安委員会、県警察	<ul style="list-style-type: none"> 搬送手段の確保 道路啓開
中国地方整備局（岡山国道事務所・宇野港湾事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の搬送及び赤十字飛行隊の派遣を要請
おかやまDMA T	<ul style="list-style-type: none"> 搬送手段を確保できない場合に関係機関等に調整を依頼
各医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者等の転院搬送を行う場合は地域災害保健医療調整本部に調整を要請

第3項 実施内容

1 搬送手段の確保

【市】

傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部あるいは消防機関から要請があった場合はまず公用車の手配を行い、さらに不足する場合は災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により一般車両を確保する。

なお、一般車両で対応する場合には、規制除外車両の標章等の交付を受けるものとする。

【市（消防機関）】

市の消防機関が傷病者の搬送を行うことが原則であるが、消防機関の救急車両、消防ヘリコプター等が確保できない場合は県、及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

第2章 被災者の救助・保護

第7-3節 傷病者の搬送

【県】

県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。

また、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合などは、必要に応じて、DMAT等の医療チーム等と連携して岡山空港への航空搬送拠点の設置及びその運営を行うとともに、広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

道路の損壊等により陸上搬送が不可能な場合及び早急に遠隔地への搬送が必要な場合などは、航空運用調整班において、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。

【DMAT指定機関】

派遣したDMATが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療調整本部等に調整を依頼する。

【日赤県支部】

所有の救急車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて日本赤十字社本社に赤十字飛行隊の派遣を要請する。

【医療関係機関】

入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。

2 搬送先の確認

【県】

県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

【市（消防機関）】

広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

3 搬送経路の確保

【道路管理者】

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は、その所管する道路の障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所の修復（道路啓開）を迅速に行う。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

【県公安委員会、県警察】

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県警察等は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

第1項 方針

災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して死亡していると推定される者について、人道上及び人心の安定を図るため、捜索・収容及び埋火葬等を実施する必要があるため、その方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・受援係・遺体取扱係・危機管理部・市民生活部・保健福祉部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索・処理、必要機器の確保 ・検視・遺体安置場所の選定 ・火葬場の確保 ・遺体の搬送方法の確保 ・遺体の埋火葬
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索・処理、必要機器の確保
海上保安庁（玉野海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市等と連携して海上の遺体を捜索
一般社団法人岡山県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県等の要請により遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供
全日本葬祭業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・県等の要請により棺及び葬祭用品の供給や遺体の搬送等を協力

第3項 実施内容

1 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

【市】

- ① 遺体の捜索は、消防部（各消防署班）及び各区本部（福祉事務所班）が行い、発見した場合は速やかに収容する。
- ② また、県警察・医師に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体については、おおむね次により処理する。
 - ア 遺体の身元識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時間に埋火葬できない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまでの間、一時安置する。なお、捜査・処理体制・資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）については、協定を締結している葬祭業者等に依頼する。
- ③ 対応できないときは、遺体捜査等の実施及び実施のための要員・資機材について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。
 - ア 遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋火葬に供する施設の使用の可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な資機材の品目数量

【県】

市から要請があったときは、捜査、処理等必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じ、他市町村に対し応援するよう指示し又は他県や自衛隊に対して応援を要請するものとする。

また、県内の全火葬場の火葬能力（1日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数）及び最寄のヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

遺体の搬送等について市から要請を受けた時は、県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

また、災害救助法の適用市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。

【県警察】

必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市、指定公共機関等と密接に連携する。

2 検視・遺体安置場所の確保と遺体の処理

【市】

避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定する。また、遺体の処理は安全・適切に行う。

3 火葬場の確保

【市】

管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

各斎場への進入路の被害状況調査を実施し、必要により他市町村からの応援を県に要請するものとする。

4 遺体の搬送方法の確保

【市】

協定を締結している葬祭業者等に依頼し、搬送用車両を確保する。

管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について、把握しておくものとする。

5 遺体の埋火葬

【市】

実際に埋火葬を行う者に棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、県警察・海上保安部の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。

なお、埋火葬に当たっては次の点に留意するものとする。

第2章 被災者の救助・保護

第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

- ① 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋火葬する。
- ② 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いとする。
- ③ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引渡すものとする。

[海上保安部]

玉野海上保安部は、市、県警察と連携をとりながら海上における遺体の捜索を行う。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第4項 遺体の捜索・処理・埋葬の実施に係る費用・期間等の措置方法

災害救助法事務
マニュアル

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

第5項 帳簿の整備

災害救助法事務
マニュアル

[市]

関係各部班は、遺体の捜索・処理・埋葬の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第9節 住宅応急対策計画

第1項 方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を行い、その結果を活用することにより二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を行う。

なお、住宅金融支援機構による応急対策及び復旧対策に関する協力を求めるとともに、借入金に対する利子補給を市が実施する場合には、これまでの事例を参考に財政的支援も検討する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・危機管理部・都市整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等の供与 ・賃貸型・建設型応急住宅の供与 ・被災した住宅の応急修理 ・住宅金融支援機構に住宅復興の支援を要請 ・利子補給に係る支援の検討
県	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構に住宅復興の支援を要請

第3項 実施内容

1 公営住宅等の供与

【市】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家等に被災者を一時入居させることができる。

(1) 担当

公営住宅等の供与は、都市整備部住宅班が担当する。

(2) 公営住宅等の空き家情報収集と調整

市内の公営住宅等の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、入居申込みの調整業務を行う。

(3) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者

(4) 提供期間

市営住宅については岡山市公有財産取扱規則（昭和39年市規則第21号）第21条によりそれぞれ1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

2 応急仮設住宅の供与

[市]

(1) 賃貸型応急住宅の供与

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に民間賃貸住宅を借り上げて供与する。

1) 担当

賃貸型応急住宅の供与は、都市整備部住宅班が担当する。

2) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

3) 住宅の規模等

世帯の人数に応じて賃貸型応急住宅で定める規模に準ずる。

4) 着工時期及び供与期間

災害発生の日から速やかに提供し、その供与期間は契約の日から2年以内とする。

5) 対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者。

(2) 建設型応急住宅の供与

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に建設し、供与する。

1) 担当

建設型応急住宅の供与は、都市整備部公共建築班が担当する。

2) 建設基準

ア 建設予定場所

原則として公有地を利用する。ただし、困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

イ 建設の規模等

1 戸当たりの面積及び費用の限度額は施行細則別表1に定める基準とする。

3) 建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

4) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者。

5) 管理及び処分

ア 被災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるため、使用目的に反しないよう適切に管理する。また、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。なお必要に応じて、応急仮設住宅における被災ペットの受入に配慮するものとする。

イ 使用目的が達成されたときは、換価処分又は解体撤去する。
(2年以内に処分するときは、内閣総理大臣の承認が必要)

3 被災した住宅の応急修理

【市】

住家が半壊、半焼もしくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、現物をもって行う。

1) 担当

被災した住宅の応急修理は、都市整備部建築指導班が担当する。

2) 対象者

災害によって住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

3) 対象修理箇所

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分

4) 費用の限度額

施行細則別表第1に基づく額とする。

5) 救助期間

災害が発生した日から3カ月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。)

4 応援協力関係

【市】

① 市内での公営住宅が不足の場合は、県・他市町村に一時入居用の公営住宅等の提供要請を行う。

② 応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理について、市の機関のみで実施することが困難な場合は、他市町村又は県本部へ応急仮設住宅の供与及び、被災した住宅の応急修理の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請

第2章 被災者の救助・保護
第9節 住宅応急対策計画

する。

- ③ 応急仮設住宅の供与及び被災した住宅の応急修理にあたっては、関係団体との協定及び連携により、物件や資機材等の供給可能性を把握するなど、平時より県と協力して供給体制を整備しておく。

(協定一覧：資料編 第10 協定書一覧参照)

5 広域一時滞在

【市】

危機管理班は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び公営住宅・応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該市町村との協議を求める。

6 応急仮設住宅の供与等に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

7 帳簿の整備

【市】

関係各部班は、応急仮設住宅の供与等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

8 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地の危険度判定

【市】

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度判定制度を活用した被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定制度を活用した被災宅地の危険度判定を速やかに行う。

1) 判定の実施

地震が発生し、判定が必要と思われる被害状況が報告された場合は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき災害対策本部内に実施本部を設置し、判定を迅速かつ的確に実施する。

6) 県との連携

県支援本部と連携を密にし、備蓄している判定資機材等の搬入の調整を行う。また、被災状況等により市職員の判定士が活動できない場合や不足する場合は、市以外の判定士の派遣等の応援を求める。

7) 被災者への判定調査の理解と協力

実施本部は、判定の開始とともに建築物等の所有者からの判定結果に対する相談等の対応を行い、併せて判定実施及びこれに関する情報をマスコミ等の協力を得て被災者等へ広報する。

災害救助法事務
マニュアル

災害救助法事務
マニュアル

第3部 地震・津波災害
応急対策計画

【県】

建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。

9 住宅金融支援機構への要請

【市・県】

市・県がそれぞれに締結した協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援を要請する。

- ① 住宅再建や住宅融資に関する相談に対応する臨時住宅相談窓口の設置
- ② 住宅復旧に資する情報提供
- ③ 被災した債務者に係る住宅ローンの支払猶予や返済期間の延長等の措置

10 利子補給に係る市支援の検討

【市】

被災した住宅の復旧のための資金の融資を受けた被災者に対し、その一部を市が利子補給する制度で、災害ごとに補助制度の創設について検討する。

第2章 被災者の救助・保護

第10節 障害物の除去

第10節 障害物の除去

第1項 方針

災害により各種の障害物が排出され、住民の生活に著しい支障及び危険を及ぼす場合に、障害物を除去し、住民の生活の安定と物資・要員等の輸送の確保を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・環境部・都市整備部・下水道河川部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関係障害物の除去対象選定及び除去 道路関係障害物の調査・除去優先順位の選定及び除去 河川関係障害物（流木等）の除去 公園等における障害物の一時的集積
県（関係部署、備前県民局）	<ul style="list-style-type: none"> 管理する道路又は河川の障害物の除去
中国地方整備局（岡山国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 管理する道路又は河川の障害物の除去
自衛隊（陸上自衛隊（第13特科隊等））	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の除去

第3項 実施内容

1 住宅関係障害物の除去

【市】

(1) 障害物除去の対象

居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないもの。

(2) 対象住家の選定

被災住家の中から、上記（1）の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。

(3) 実施

- ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。
- ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき実施する。
- ③ 実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。

(4) 住宅関係障害物除去に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

2 道路関係障害物の除去

灰色網掛け：市以外の役割

【市】

道路上の障害物は、住民の避難行動や防災関係機関の輸送活動等を始め、災害応急対策活動全般に大きな影響を与えることになるので迅速に除去する。

(1) 調査

津波等により大量の障害物の排出が予想される場合、関係各部班は、市内を巡回調査し、道路上の障害物の発見に努める。

(2) 実施

- ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。
- ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき、請負により実施する。

(3) 障害物除去の優先道路順位

災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、まずは人命に関わる避難路の確保を最優先として、次の順位を基準に実施する。

- ① 避難路
- ② 災害の拡大防止上の重要道路・防火遮断道路等
- ③ 緊急輸送を行う上での重要道路・一般国道・主要地方道等
- ④ その他応急対策活動を実施する上で重要な道路

3 河川関係障害物の除去

【市】

津波等により、排出した流木等の障害物が、流水に障害をもたらし、橋脚等の構築物を破壊することが予想されるので、区本部土木班及び各支所班は市管理河川について、速やかに障害物の除去を実施する。

なお、国・県管理に係る河川については、各河川管理者に障害物の除去を要請する。

4 障害物の集積場所

【市】

除去した障害物は、原則として公園・運動場等、市有地に一時的に集積し、災害応急対策終了後、埋立地等へ運び処理するものとする。

5 障害物の除去に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

6 帳簿の整備

【市】

関係各部班は、障害物の除去の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第11節 文教対策計画

第1項 方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・岡山っ子育成部・教育部）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設の安全点検・応急復旧措置及び臨時施設の確保 ・学用品の給与 ・授業料等の減免措置
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携した応急教育実施等の指導 ・市からの教職員確保要請への対応

第3項 実施内容

1 学校等の管理・運営

[市]

- ① 教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。

[学校管理者 教職員等]

- ① 幼稚園長及び学校長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。
- ② 校長等は、地震災害が発生し、今後、二次災害や津波のおそれがあるときは、気象予報・警報等、災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。
- ③ 地震災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。
- ④ 校長等は、学校等が指定避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

2 児童生徒の安全措置

[学校管理者 教職員等]

(1) 早退又は臨時休業の措置

1) 在校時の発災の場合

- ア 地震災害が発生し、今後、二次災害や津波のおそれがあるときは学校班と協議し、必要に応じ、早退の措置をとる。
- イ 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底するとともに、低学年児童に対しては、教職員が地区別に付き添う等の安全措置をとる。

ウ 早退の措置をとることがあることを、保護者に対して予め周知しておくようにする。

2) 在校時外の発災の場合

在校時外の臨時休業については基準を定めており、そのことを保護者に対して予め周知しておく。

(2) 避難措置

校長等は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所及び避難路をあらかじめ選定し、児童生徒等に周知徹底しておく。

(3) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

3 応急教育の実施

[市]

(1) 学校等施設の確保

1) 学校等施設が使用可能な場合の応急措置

- ① 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う
- ② 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

2) 学校等が使用不可能な場合

- ① 被災校（園）舎が応急修理のため、一時的に使用不能の場合又は一週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設・公民館等の公共施設・その他民有施設を借り上げて、臨時校（園）舎を開設する。
- ② この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用・応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育部長に報告する。
- ③ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県本部に対して、通学区域外に臨時校（園）舎及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保するよう要請する。
- ④ 教育設備の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理・補充の不可能な場合には無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し使用することとする。

(2) 教職員の確保

学校班は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県本部に教員の配置について要請するものとする。

第2章 被災者の救助・保護

第11節 文教対策計画

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ、次の方法等を考慮して応急教育を実施する。

1) 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

2) 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室・屋内体操場等を利用して、学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

3) 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校（園）舎及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保する。

4 学用品・授業料等に関する措置

[市]

(1) 学用品の給与

1) 給与品目

教科書及び教科書以外の教材、文房具、通学用品、その他学用品

2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童又は生徒で、学用品を滅失又はき損した者

3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。

② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

4) 帳簿の整備

教育部は、学用品の供与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

(2) 授業料等の減免等

① 災害のため幼稚園授業料及び高等学校授業料の納付が困難となった者に対しては、岡山市立幼稚園授業料条例（昭和35年市条例第14号）及び岡山市立高等学校授業料及び入学考査料徴収条例（昭和32年市条例第11号）により減免措置をとる。

② 校長等と連携のうえ、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、育英資金の貸与を希望する生徒に対して所要の措置をとる。

5 学校給食に関する措置

[市]

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。

- ① 学校給食施設が災害救助のため使用された場合
- ② 学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ③ 感染症が発生し又は発生の危険がある場合
- ④ 給食物資の調達が困難となった場合
- ⑤ その他給食の実施が外的事情により不可能な場合又は給食の実施が適当でないと思われる場合

6 学校等の衛生管理

【学校管理者 教職員等】

(1) 校舎内外の清掃等

災害の状況によって必要と認める場合は、教職員を動員し、又は保健福祉部に要請して校舎内外の清掃及び消毒を実施する。

(2) 罹災教職員及び児童生徒等の健康管理

被災学校等の教職員・児童生徒等に対し、学校医の意見を聞いて健康診断を実施し、必要と認める場合は、感染症予防接種を実施する。（「第8章保健衛生」を参照。）

7 疎開児童生徒等への対応

【学校管理者 教職員等】

市と協議した内容について指定避難所等に告示板等を設ける等、教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

【市】

県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

8 学校の再開

【学校管理者 教職員等】

校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

【市】

県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。

- ア 施設の診断及び他施設との調整
- イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡
- ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を、災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。
- エ 問合わせ窓口の設置

9 社会教育施設の保護

【市】

滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、施設班による構造上の安全確認の上、使用するものとする。

10 文化財

【市・文化財等の所有者又は管理団体等】

(1) 発災予測

事前に発災予測が可能な場合については、応急措置の実施・文化財等の所有者又は管理団体等に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

- ① 防災気象情報及び災害情報の収集に努める
- ② 地震災害が発生し、今後、二次被害や津波のおそれがある場合、文化財等の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、被災防止措置を講じるよう助言・指導する。
- ③ 災害が発生するおそれがある場合、必要に応じ、文化財等の損失・損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な管理を行うよう助言・指導する。

(2) 被害状況の把握

- ① 文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求める。
- ② 必要に応じて、職員を現地に派遣して、状況の迅速かつ的確な把握に努める。
- ③ 市内の文化財等の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

(3) 避難

地震等による文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する場合があるため、速やかにその外に避難する。

(4) 応急措置

- ① 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、その救助を優先して行うこと。
- ② 文化財等の所有者又は管理団体等は、文化財等とその部材の保護に努める。
- ③ 被災した文化財等については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、その所有者又は管理団体等に対し指導及び助言する。
- ④ 文化財を収蔵又は展示している社寺、その他の施設及び個人が所蔵する文化財等の廃棄・散逸等を防止するため、所有者等の要請に応じた応急措置又は一時保管。
- ⑤ 文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動・危険部分の撤去・立ち入り制限等の危険防止措置に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合、二次災害等により周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

第3章 緊急活動

第1節 道路啓開

第1項 方針

地震発生直後の緊急活動を行うために必要である道路には、自動車、落下物等の障害物の散在に加え、路面の亀裂、陥没等の破損が生じており、これらを修復すること（道路啓開）が人命救助、消火及び救護活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うために、道路管理者を始め関係機関が協議の上、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応援活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において関係機関・業界の協力の下迅速な啓開作業を実施する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・都市整備部・区本部）	・緊急輸送道路の選定 ・緊急輸送道路の啓開
県（道路管理者・関係部署）、県警察	
中国地方整備局（岡山国道事務所）	・緊急輸送道路の啓開
西日本高速道路株式会社（中国支社）	
一般社団法人岡山県建設業協会等 関係団体	・市との協定等により、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等を確保

第3項 実施内容

1 緊急輸送道路の選定基準

(1) 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- ① 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- ② 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- ③ 本庁舎、出先庁舎を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- ④ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。
- ⑤ 主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- ⑥ 道路幅員は、原則として2車線以上を有するものであること。

(2) 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

1) 第1次緊急輸送道路

市庁所在地・空港等広域物流拠点を連絡する道路

第3章 緊急活動
第1節 道路啓開

2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と、主要な防災拠点（県、行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

3) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

2 緊急輸送道路の指定

[市]

あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、県及び市関係部局と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として1に規定する選定基準に基づき地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

《参照》

○資料編 第4 防災上必要な施設・設備等 5 避難施設等 (4) 緊急輸送道路ネットワーク

3 緊急輸送道路の啓開

[各道路管理者]

- ① 市を含む各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- ② この場合、2車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とする。また、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。
- ③ 市内の道路の被災状況等の情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。
- ④ 一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

[各道路管理者・県警察]

各道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第2節 交通の確保計画

第1項 方針

広域交通規則対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行の確保と交通整理要員及び必要な資機材を確保する。また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・産業観光部・都市整備部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の応急復旧 ・ヘリポート基地等の整備・確保 ・帰宅困難者対策
県（道路管理者・港湾、漁港管理者・岡山空港管理事務所・関係部署）、県警察、県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両や規制除外車両の確認及び標章等の交付 ・道路の応急復旧 ・海上交通の確保 ・帰宅困難者対策
中国地方整備局（岡山国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の応急復旧
大阪航空局（岡山空港出張所）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を一時停止した場合の乗組員等への情報提供
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の通行の確保
海上保安庁（玉野海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通の確保
鉄道事業者（JR西日本・岡山電気軌道株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の避難及び応急復旧
一般財団法人岡山県警備業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導等の整理要員や誘導資機材の確保
一時滞在施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・水の提供やトイレの使用等についての協力
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・交通整理の指示の準拠 ・被災地域における一般車両の走行の自粛

第3項 実施内容

1 陸上交通の確保

【市・県】

- ① 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。
- ② 道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し又は制限する。
- ③ 応急復旧工事の実施が困難な場合、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。
- ④ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。

【中国地方整備局】

- ① 県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第3章 緊急活動
第2節 交通の確保計画

[自衛隊・市（消防機関）]

現場に警察官がない場合、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[県・県公安委員会]

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか平常時に緊急通行車両及び規制除外車両の事前届け出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続きの簡素・効率化を図る。

[県公安委員会・県警察]

(1) 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

- ① 緊急交通路を指定し、消防機関、県警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に通行できるよう道路機能を確保する。
- ② 緊急交通路に通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。
- ③ 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。
- ④ 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を規制する。

(2) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行等車両及び規制除外車両の事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

(3) 交通広報

- ① 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用し日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。
- ② 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用してドライバーに対する現場広報を実施する。
- ③ 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県・県警察]

(1) 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員や誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

(2) 交通信号機用非常電源装置の設置

県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。

【鉄道事業者】

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに応急復旧に努め、独力での復旧が困難な場合は、県を通じて自衛隊に応援を要請する。

【住民等】

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

2 海上交通の確保

【海上保安庁】

玉野海上保安部は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。

また、海難の発生等により危険が生じたときは、必要により船舶交通の規制又は禁止を行う。

【県】

海上保安部等の関係機関と連携をとり、海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。

また、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

【港湾・漁港の管理者（県）】

管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講ずる。

3 航空交通の確保、ヘリポート基地の整備・確保

【市・県・防災関係機関等】

相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

【県（岡山空港管理事務所）】

滑走路、誘導路、エプロン又は空港保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。

【大阪航空局】

大阪航空局岡山空港出張所は、前記により施設の利用を一時停止する措置を講じた場合は、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全に努める。

4 帰宅困難者対策

[市・県]

(1) 帰宅困難者に関する普及・啓発

大震災や事故等により広域に交通障害が発生し、通勤・通学・買い物等で外出中の市民が帰宅困難となった場合に取りべき行動や支援について、市民に次のような知識について、普及・啓発を行なう。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備
- ② 家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ③ 災害時には、「自身の安全確保、傷病者の救援・救護、情報の収集・確認、行動の決定」という手順で行動する等、状況を確認して、無理のない行動を原則とする
- ④ 災害用伝言板サービスや災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否の確認

(2) 一斉帰宅の抑制

大震災や事故等により広域に交通障害が発生した場合、膨大な数の帰宅困難者の発生が予測され、これらが一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。

そのため、「慌てて移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。また、平日に発災した場合の帰宅困難者は、事業所や学校に所属する人が多いため、事業所や学校の協力による一斉帰宅の抑制を図る。

(3) 駅周辺等滞留者への支援

大震災や事故等により、本市内において帰宅困難となった人々が一時的に滞在することができるよう、駅周辺の施設やホテル等、民間施設との協定を締結し、帰宅困難者に「一時避難場所」を提供する。

(4) 徒歩帰宅者支援対策

大震災や大規模事故などで、交通障害の発生により徒歩帰宅者が発生した場合、徒歩帰宅者が安全に帰宅経路を選択できるように、道路情報等を提供する。

また、帰宅途上における水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖や熱中症対策などの支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店などの民間施設に「災害時帰宅支援ステーション」として支援を行うよう協力を要請し、協定を締結する。

(5) 都市の安全確保対策

駅周辺等における滞留者の安全を確保するため、退避経路、退避施設の確保及びその表示、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導及び標識設置、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

[事業所・学校等]

事業所・学校等では、自らの従業員や教職員・児童生徒を一定期間施設内に留め、食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族間の安否確認等の体制整備に努める。

第3節 消火活動に関する計画

第1項 方針

大規模地震による火災が広域的に同時多発することを前提とし、円滑な広域応援を受ける体制を確立した活動計画を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・消防部）	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生状況の把握及び消防活動に関する情報収集 住民の避難誘導及び安全確保 他市町村等への応援要請
県	<ul style="list-style-type: none"> 県内の消防力で対処できない場合に他の都道府県等所有のヘリコプターの派遣等を要請

第3項 実施内容

1 消火活動対策

【市】

(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防局長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ① 延焼火災の状況
- ② 自主防災組織の活動状況
- ③ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- ④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防局長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ① 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- ② 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ③ 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- ④ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防御を優先して行う。
- ⑤ 自主防災組織が初期消火活動を実施する場合に、連携、指導を図る。
- ⑥ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

第3章 緊急活動
第3節 消火活動に関する計画

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力では防御が著しく困難な場合は次により応援要請を行う。

【市】

- ① 岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。
- ② 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定第5条1項に基づき、岡山県知事に広域応援要請を行う。

【県】

県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。

2 消防の応急体制の整備

【市】

(1) 応援隊の対応専任者

- ① 応援隊の受入れにつき、県災害対策本部や派遣自治体等との連絡調整に当たる専任者を配置する。
- ② 専任者の任務については、おおむね次のとおり。
 - ア 緊急消防援助隊等の対応
 - イ 応援ルートを選定及び進出拠点を選定
 - ウ 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地である岡山市の市長又は市長から委任を受けた消防局長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における主運用波及び統制波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報収集・連絡体制の確立を図る。

第4節 危険物施設等の応急対策計画

第1項 方針

地震により、石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質等の施設が損壊あるいは火災等による危険な状態が発生した場合は、防災関係機関及び施設管理者において安全措置を講ずる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・環境部・消防部）	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者への危害防止の指示 地域住民への避難指示及び立入制限等の命令 消防隊の出動及び救助活動等の実施
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> 他の市町村への応援指示及び自衛隊の派遣を要請 資機材の確保 被災者等の救助活動等の実施 施設周辺の交通確保 地域住民の避難誘導及び広報
危険物取扱施設の管理者（石油類施設・高圧ガス施設・火薬類施設・ばい煙発生施設・特定施設・放射性物質取扱施設・毒物劇物施設 等）	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の安全措置 初期消火活動及び延焼防止活動の実施 関係機関への通報及び地域住民等に避難を周知

第3項 実施内容

1 石油類施設の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

- ① 施設の状況により石油類を安全な場所に移動し、注水冷却する等の安全措置を講じる。
- ② 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ③ 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

【市】

- ① 施設管理者に対し危害防止の指示をし又は自らその措置を講じる。
- ② 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ③ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動等を実施する。

【県】

- ① 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。
- ② 化学消火剤等の必要な資機材を確保する措置を講じる。

【県警察】

- ① 被災者等の救出救助を行う。
- ② 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。
- ③ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

第3章 緊急活動

第4節 危険物施設等の応急対策計画

2 高圧ガス施設の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

- ① 施設の状態により設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは安全な場所に移動し又は水（地）中に埋める等の措置をする。
- ② 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

【市】

- ① 施設管理者に対し、危害防止の指示をし又は自らその措置を講じる。
- ② 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ③ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動等を実施する。
- ④ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部停止を命令する。
- ⑤ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し製造、移動等を一時禁止し制限する。

【県】

- ① 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。
- ② 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、製造、移動等の一時禁止又は制限を行う。
- ③ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

【県警察】

- ① 被災者等の救出救助を行う。
- ② 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。
- ③ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

3 火薬類施設の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

- ① 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。
- ② 火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め又は火薬庫の入口を密閉し防火の措置を講じる。
- ③ 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

【市】

- ① 施設管理者に対し、危害防止を指示するとともに自らその措置を講じる。
- ② 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ③ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動等を実施する。

【県】

- ① 施設管理者に対し、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。
- ② 施設管理者に対し、製造、移動等の一時禁止又は制限を行う。

【県警察】

- ① 被災者等の救出救助を行う。

- ② 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。
- ③ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

4 ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

- ① 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに施設の稼働を中止し、必要な応急措置を講じる。
- ② 知事又は市長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう周知する。

【市】

有害ガス等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

また、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は避難指示等を行う。

5 放射性物質の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

事故の状況により、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会及び消防庁並びに県内関係機関へ通報するとともに次の応急措置を実施する。

- ① 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ② 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- ③ 放射性物質の安全な場所への移動
- ④ 立入制限区域の設定及び立入制限
- ⑤ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑥ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

【市】

- ① 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ② 消火及び当該放射線物質への延焼防止
- ③ 警戒区域の設定による立入制限
- ④ 避難若しくは避難指示等
- ⑤ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑥ 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- ⑦ 地域住民等に対する広報

【県】

- ① 他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。
- ② 国の関係省庁等へ防災活動の要員及び資機材の応援を要請する。

【県警察】

- ① 放射性物質事故情報の収集とその活用
- ② 被災者等の救出救助及び屋内待避の措置
- ③ 被災地域住民の避難等広報及び避難誘導
- ④ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置

第3章 緊急活動
第4節 危険物施設等の応急対策計画

- ⑤ 迂回路の設定等必要な交通規制

6 毒物劇物施設の応急対策

【危険物取扱施設の管理者】

- ① 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- ② 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

【市・県】

毒物劇物に係る事故発生時には、施設管理者等に対し、拡大防止のための必要な措置を講じるよう指示する。

【市】

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがある場合は、避難指示等を行う。

第5節 災害警備活動に関する計画

第1項 方針

被災地域における社会的混乱や人心の動揺等が生じないように、社会秩序の維持活動を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・市民生活部）	・地域住民にパトロールや通報等の呼び掛けを実施
県警察	・避難所等の警戒 ・不法事犯等の予防及び取り締まり ・移動交番の派遣
海上保安庁（玉野海上保安部）	・巡視船の配備及び不法行為の取り締まり

第3項 実施内容

1 社会秩序の維持

(1) 市

【市】

市長は、市民がとるべき下記事項について呼びかけを行う。

- ①地域のパトロール
- ②不法行為者の通報
- ③警察等関係機関への協力

(2) 陸上防犯

【県警察】

関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- ①避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- ②自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ③被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- ④災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
- ⑤必要な地域への移動交番の派遣
- ⑥鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- ⑦その他治安維持に必要な措置

(3) 海上防犯

【海上保安庁】

玉野海上保安部は、巡視船を配備し不法行為を取締る。

第6節 緊急輸送計画

第1項 方針

緊急輸送に際しては、被災地内の状況把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルート
の確保のため輸送順位を考慮するとともに、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑
に輸送できる措置を講ずる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・産業観光部・都市整備部・消防局・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や市道等の被害状況の把握及び応急復旧の実施 ・放置車両や立ち往生車両等の移動の命令 ・必要に応じて海上輸送・空輸の実施 ・輸送ルートに関する情報を関係機関等へ提供
県（道路管理者・港湾等管理者・岡山空港管理事務所・関係部署）、県警察、県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の実施 ・緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ・放置車両や立ち往生車両等の移動等の要請 ・海上輸送・空輸に備えた調整 ・輸送ルートに関する情報を関係機関等へ提供
民間土木建設業者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の倒壊物等の除却
旅客船・貨物船事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・海上の緊急輸送措置の実施

第3項 実施内容

1 輸送ルートの確保

(1) 陸上輸送

【市】

- ① 岡山市管内の高速道路、国道、県・市道等について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。
- ② 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建設業）等の協力を得て早急に実施する。
- ③ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合は、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

【県警察】

- ① 被災地直近はもとより広域的な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。
- ② 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等
 - ア 知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。

イ 県公安委員会は、事前届出制により平常時から緊急通行車両及び規制除外車両の審査を行う。

③ 道路管理者等に対する放置車両等の移動等の要請

緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 海上輸送

陸上の状況によって、海上輸送が有効になる場合については、適切な運航が図られるよう関係機関に要請する。

[市]

陸上輸送が途絶した場合や、陸上輸送のみでは必要な物資等の輸送が十分でない場合は、中国運輸局に船舶のあっせんを要請し、旅客船及び貨物船事業者の協力を得て、緊急輸送を行う措置を図る。

[港湾等の管理者]

港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧等を行う。

[県]

県有船舶を活用した輸送措置を図る。

(3) 空路輸送

空輸による輸送が適切な場合は、関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。

[市]

陸上輸送が途絶した場合に伴い、緊急に空路輸送が必要となる場合は、県に空路輸送を要請する。また、ヘリコプターの運航が安全・確実に行えるよう、ヘリコプター基地の確保を図る。

[県（岡山空港管理事務所）]

岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。

2 災害対策本部の輸送ルート調整

[市]

輸送ルートに関する情報収集と適切な輸送ルートを判断し、防災機関等に情報の提供又は指示をする。輸送ルートについては、県外からの応援隊、資機材等にも関連するため県へ要請し、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

3 人員・物資の輸送順位

[市・県]

(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

第3章 緊急活動

第6節 緊急輸送計画

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

- ①人命の救助等に要する人員、物資
- ②応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して災害対応に必要な車両の通行措置を図る。

- ①救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
- ②応急復旧等に必要な人員、物資

第7節 ボランティアの受入れ・調整計画

第1項 方針

市及び県、日赤県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、被災地内外からのボランティアに対する被災者のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等と連携を図り、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・市民協働部・保健福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティアニーズの把握及び市災害ボランティアセンターへの情報提供 ボランティアの健康への配慮
県（県民生活部・関係部署）	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティアニーズの把握 災害救助専門ボランティアの受入れ及び活動調整
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティアニーズの把握 先遣隊等による情報を県に連絡 ボランティアの健康への配慮
県・市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティアニーズの把握 災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受付 ボランティアの健康への配慮

第3項 実施内容

1 各機関の実施内容

【市】

指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

また、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3章 緊急活動
第7節 ボランティアの受入れ・調整計画

【県】

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、本部内の各種ボランティアを所管する班の統括及び連絡調整を行う。また、市、日赤県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携し、生活支援、医療等の各種ボランティアニーズの把握を行うとともに、当該班に申し出のあったボランティアを所管する各組織へ振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

【日赤県支部】

先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救援（支援）活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

【社会福祉協議会】

① 県・市社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- オ その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

② 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- カ ボランティア活動の拠点等の提供
- キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

③ 本市の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

2 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

【県】

県が登録する災害救助専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳）については県（県民生活部）がその他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

3 ボランティアの健康に関する配慮

【市・社会福祉協議会・日赤県支部】

- ①それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- ②必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ③被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、市民協働局と保健福祉局等が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第4章 民生安定活動

第1節 要配慮者支援計画

第1項 方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者等のための配備を十分に行う。市は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活においては、できる限り自立した生活を過ごすことができるような支援をすることとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・受援係・物資係・危機管理部・市民協働部・保健福祉部・岡山っ子育て部・消防部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の施設管理者への開設要請 岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合に要配慮者等の宿泊施設の提供を要請 要配慮者に必要な食料・資機材の提供
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設状況等の情報収集を及び被災市町村の支援 社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧をライフライン事業者へ要請
岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請を受け要配慮者等の宿泊施設を提供
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者の処遇の確保 要配慮者の受入れ 入所者の避難
住民	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難誘導の協力支援 避難所又は地域で要配慮者等を支援

第3項 実施内容

1 要配慮者支援体制

【市】

要配慮者の安否確認や避難誘導、避難所等での避難生活の支援等を行うために、要配慮者の情報の把握に努める。また、市独自での対応が困難な場合は、県又は他の市町村へ応援を要請する。

【県】

災害応急対策を行うに当たっては要配慮者支援班を組織し、市町村の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、要配慮者支援の総合的な調整を行う。

2 福祉避難所の開設

【市】

指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の受入れ対象者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合

灰色網掛け：市以外の役割

は、市災害対策本部、保健福祉部を通じて福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市での対応が困難な場合は、宿泊施設の協定事業者や他市町村又は県へ応援を要請する。

【県】

市における福祉避難所の開設状況等情報の収集を行い、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他府県に対して要配慮者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

【社会福祉施設】

被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れるものとする。

3 宿泊施設提供事業の実施

【市】

指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員が所有するホテル・旅館を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

4 迅速な避難

【市】

消防機関、県警察等と連携し、地域住民が要配慮者とともに避難できるよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、要配慮者等を雇用する事業所等について、要配慮者等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

【県】

被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。

- ① 非被災他市町村又は他施設への避難受入れ、要員派遣の依頼
- ② 他府県への応援要請

【社会福祉施設】

消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

【住民】

地域の要配慮者等の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

第4章 民生安定活動
第1節 要配慮者支援計画

5 避難後の対応

【市】

要配慮者等を支援するため、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル及び避難支援全体計画に従い対応するものとする。

【県】

市町村の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材確保等について市町村を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

【社会福祉施設】

不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市町村、県に応援を要請する。

【避難所 福祉避難所・住民】

避難所又は地域で要配慮者等を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では要配慮者等の意欲保持のため、住民の一人として何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

第2節 被災者に対する情報伝達・広報計画

第2-1節 情報伝達体制

第1項 方針

被災者等に対して大規模停電時も含め必要な情報が確実に伝達され共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。防災行政無線の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。また、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを活用するほか、指定避難所への掲示、広報車、Webサイト、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、臨時災害FM局の開設等を活用して、情報伝達の多重化・多様化に努める。その際、障害者や外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち情報の混乱が生じないようにする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・市長公室部・消防部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車や自主防災組織等を活用した広報の実施 ・避難者への情報伝達 ・地域住民の安否情報の収集及び管理
県	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関の協力を得て広報を実施
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被害状況や復旧見込み等の広報及び関係機関等への情報提供 ・停電時や通信障害が発生した場合の情報提供体制の整備
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・市等との連携による広報の実施

第3項 実施内容

市及び県は、被災者等に対し確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市及び県が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

1 被災者への情報伝達

【市】

広報車や自主防災組織等を通じ、以下に示す広報事項について広報を行うとともに、必要に応じ県に広報の要請を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、チラシなど紙媒体の貼り出し、配布等や広報車を利用するなどにより、適切に情報提供がなされるようにする。

第4章 民生安定活動
第2-1節 情報伝達体制

また、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。加えて、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

- ① 災害の発生状況
- ② 高齢者等避難、避難指示
- ③ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- ④ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- ⑤ 道路情報、医療情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンドその他の生活情報
- ⑥ その他必要事項

【県】

県の判断及び市からの要請により、報道機関の協力を得て広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

なお、広報事項の主なものは、前記市の広報事項と同様とする。

【ライフライン事業者】

水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報するとともに、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

なお、適宜、県・市にこれらの情報提供をするものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

2 指定避難所避難者への情報伝達等

【市】

効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を岡山市避難所運営マニュアルで定めておく。

- ① 情報伝達・収集体制及び自治組織のかかわり方
- ② 本部との連絡方法の確保
- ③ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- ④ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- ⑤ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- ⑥ その他必要事項

3 避難者の安否確認への対応

【市】

住民の安否情報を各指定避難所単位で収集し、災害対策本部においても管理できるよう、岡山市避難所運営マニュアルであらかじめその対応方法について定めておく。

第2-2節 報道関係への対応

第1項 方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達するために、報道機関の協力を得るものとする。また、救助活動に伴うサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・市長公室部）	<ul style="list-style-type: none"> 被害等に関する情報収集及び報道機関への情報提供 県災害対策本部との情報内容等に関する調整
県（災害対策本部・関係部署）	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への情報提要及び報道要請 救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等の規制
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関へのライフラインや交通の復旧状況等の情報提供及び報道要請

第3項 実施内容

1 情報の提供及び報道の要請

【市】

報道機関を通じて情報提供するとともに、報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておくこととし、県災害対策本部と調整を図るものとする。

次の情報を報道機関に提供する。

- ① 地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
- ② 救助活動に関する情報
- ③ 交通施設等の復旧状況、医療情報等の生活関連情報
- ④ 被災者の安否確認に関する情報
- ⑤ その他の関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、県と連絡をとりあい、情報の錯綜を生じないようにする。

【県】

災害情報を一元的に報道機関へ提供し、また、必要な場合は、報道することを要請する。

【ライフライン事業者】

県に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について適宜、情報提供・報道要請するものとする。

2 サイレントタイムの設定

【市】

消防機関では、県の示した指針に沿って、サイレントタイムを設定できるようにしておく。

【県】

生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道関係機関と協議して作成する。

第3節 風評・パニック防止対策計画

第1項 方針

災害時の混乱防止ため、迅速に正確な情報伝達を行い、風評・パニック防止を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（市長公室部）	<ul style="list-style-type: none">・指定避難所等への定時的な情報提供・報道機関の協力を得て情報を周知・風評の解消に向けた広報の実施

第3項 実施内容

1 発生防止対策

【市】

- ①被災地及び指定避難所等に定時的に貼紙又は車両巡回による広報手段により情報提供の均一化を図る。
- ②報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

2 風評解消対策

【市】

風評の事実又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により速やかに適切な措置をする。

第4節 ごみ・し尿処理計画

第1項 方針

震災時に発生するごみ及びし尿等については、速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図る必要があるため、国の災害廃棄物対策指針に基づいて災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の処理を含めた体制を構築する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・危機管理部・市長公室部・環境部・下水道河川部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材、人員、運搬経路の確保 他の市町村や県への協力・調整依頼 臨時のごみ置場等の設置及び地域住民等への周知 仮設の共同トイレの設置 ごみ、し尿処理施設の被害状況の把握及び応急復旧 仮置場のごみの整理、飛散、流出の防止等の管理
県	<ul style="list-style-type: none"> ごみ及びし尿処理の全県的な調整 他県等への応援要請 周辺市町村と調整
ごみ、し尿処理施設の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握及び市等への情報提供
住民	<ul style="list-style-type: none"> ごみ及びし尿処理業務への協力 仮置場のごみの整理、飛散、流出の防止等の協力

第3項 実施内容

1 必要な資機材、人員、運搬経路の確保

【市】

独自の資機材、人員による活動と併せ、民間のごみ処理及びし尿処理関連業界等との協力を得て、必要な資機材、人員の確保を行うとともに被災地の生活環境を悪化させないため、収集車両の運搬経路を確保する。

さらに、被害状況によっては、他の市町村の協力依頼をするとともに県へ調整の依頼を行う。

【県】

市の要請に基づき、ごみ及びし尿の処理について全県的な調整を行うとともに必要に応じて他の県へ応援を要請する。

2 避難所等被災地におけるごみ処理等

【市】

ごみ等の処置について、次の処置を速やかに行う。

① 臨時のごみステーション、ごみ仮置場を粗大ごみ・不燃ごみと可燃ごみを区分し

て定め、住民や避難者に周知する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と

灰色網掛け：市以外の役割

減量のための分別について住民に周知する。

- ② 住民、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理、飛散、流出の防止等の管理を行う。
- ③ 粗大ごみ・不燃ごみの処理体制は生活環境を悪化させない程度の必要最小限にとどめ、可燃ごみの処理体制を中心に置く。
- ④ 軽度若しくは未被災地域においても従来の収集体制の確保が困難なため、臨時収集体制の広報を徹底する。
- ⑤ トイレが使用不能となった場合、リース業者等の協力を得て仮設の共同トイレを設置する。
- ⑥ 避難所等から排出されるし尿の収集処理を優先する。
- ⑦ 仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者にも配慮するとともに管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。また、防犯面にも十分配慮するものとする。

【県】

市の要請に基づき、ごみ及びし尿の受入れ・処理について周辺市町村への調整を行う。

【住民】

市が実施するごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所生活に支障が生じないように努めるものとする。

3 施設損壊の場合の対応

【市】

ごみ、し尿処理施設が被害を受け、平常時の処理が行えない場合には、迅速に被害状況の把握と応急復旧を図るとともに近隣他都市の施設借用、下水処理場の活用、大型中継車の利用等について検討を行う。

第5節 災害廃棄物処理計画

第1項 方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、次の事項について早急な対応に努める。

- ・ 市内の受入可能な廃棄物処理施設の拡大
- ・ 他県や他市町村との受入支援体制の構築
- ・ リサイクル施設の整備
- ・ 一時的仮置場の確保

また、震災の規模によっては廃棄物が大量に発生することが予想されるが、迅速な廃棄物処理と被災地の環境保全、早急な復旧活動に資するため、市内及び他市町村への受入支援の要請を行う。

なお、廃棄物の処理に当たっては、可燃物、爆発物、あるいはアスベスト等有害物質の混在に十分配慮するものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（環境部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の計画的な整備及び更新 ・ 被害状況の把握及び応急復旧 ・ 県への被害状況の報告及び他の処理施設への処理の依頼
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の計画的な整備及び更新に向けた助言 ・ 市町村での処理が不可能な場合に近隣市町村等と調整
一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、一般社団法人岡山県建設業協会、岡山再生資源事業協同組合、岡山廃棄物リサイクル協同組合、岡山市環境整備協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市等との連携による解体や収集等の協力

第3項 実施内容

1 施設の復旧計画

【市】

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行うとともに、施設の計画的な整備、更新等を行う。

また、被害が生じた場合、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告し、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策をたて、効果的な処理を行う。

【県】

廃棄物処理施設の管理、整備、更新等が行われるよう市へ必要な助言等を行う。また、市区域内での処理が不可能な場合は、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整及び助言を行うとともに、さらに広域的な処理が必要な場合は、国と連携し支援の調整を行う。

2 廃棄物処理計画

【市】

- ① 被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共施設については各施設管理者が、個人被災建物については各所有者が行う。
- ② ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより自力での解体、処理が困難な場合、市においてその被災程度、被災者の処理能力等を勘案した支援策を講じるよう努める。
- ③ 適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分場の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。
- ④ 処理の進捗状況をふまえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木くずやコンクリートがら等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行う。
- ⑤ 最終処分場の建設に努めるとともに廃棄物の減量化、再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の充実を図る。
- ⑥ 災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。

3 関係業界との協力

【市】

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために速やかに行わなければならないことから、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、一般社団法人岡山県建設業協会、岡山再生資源事業協同組合、岡山廃棄物リサイクル協同組合、岡山市環境整備協会等の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクル等の処理技術の向上を図る。

第6節 防疫及び保健衛生計画

第6-1節 感染症等予防

第1項 方針

災害発生時における感染症等の予防措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）等の法令に定められた実施方法により、感染症発生の原因になる可能性が高い避難所を始めとしての的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・危機管理部・保健福祉部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の消毒 ・ごみ集積場所等に殺虫剤等を散布 ・安全な飲料水の提供 ・感染症患者への適切な対応 ・指定避難所における感染症対策の実施
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防用品の持参

第3項 実施内容

[市]

次により感染症等の予防措置を行う。

(1) 予防措置の実施

感染症の発生を予防し、まん延を防止する必要があると認める場合は、地区別実施計画により家屋等の消毒を行う。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除

感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ集積場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

(3) 安全な飲料水等の供給

水道事業管理者が感染症予防のため水道等の使用停止を命じた場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。

(4) 患者に対する措置

被災地域において感染症患者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律に基づき適切に対応すると共に、必要に応じ、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置をとる。

(5) 指定避難所における感染症対策

指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の調査、防疫活動を実施する。

(6) 臨時予防接種

知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

(7) 健康診断及び感染症等予防指導

地区衛生組織の協力を得て被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たる。また、被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

なお、市において消毒その他の措置が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ① 臨時予防接種：県、中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
- ② その他の予防措置の実施：県、自衛隊に応援を要請する。
- ③ 防疫用資機材の確保：県、自衛隊に応援を要請する他、不足については卸売業者等から調達する。
- ④ その他必要に応じ、他自治体に人員、資機材の応援を要請する。

(8) 応援協力関係

県に対して必要に応じて応援を要請する。

第6-2節 健康管理

第1項 方針

被災者に対して、予防医学的な観点での公的な支援が不可欠であるため、保健所の機能強化、健康相談会場の設定、巡回訪問相談指導体制、エコノミー症候群解消等について、避難所救護センターや医療機関、協力協定先との連携を図る。

この場合のマンパワーの不足については、非被災地の医師や保健師等の応援を求める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉部・区本部）	・指定避難所巡回等を行う医師や保健師等の保健チームの編成
県（保健医療部）	・指定避難所巡回等を行う医師や保健師等の保健チームの編成 ・DWA Tの派遣を要請

第3項 実施内容

【市】

被災者に対して予防医学的な観点からの公的な保健医療面での支援のため、次の対策を行う。

- ① 指定避難所巡回や個別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成
- ② 保健相談会場の設定
- ③ 状況に応じ要員派遣の要請を行う。
- ④ 非被災地になった場合には、県の要請に協力する。

【県】

必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。災害の状況に応じて市のみの対応では不十分な場合、次の対策を行う。

- ① 被災地の保健所等を拠点として、市との協力の下に指定避難所巡回や個別訪問を行うための医師・保健師・栄養士等からなる保健チームの編成を行う。
- ② 県内他地域からの保健所医師・保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。
- ③ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

第6-3節 食品衛生

第1項 方針

震災時での食品の供給は、通常の流通販売が行われなため、保健所において救援食品の安全性確保を図るとともに給食施設、炊き出し施設等の衛生確保を図る。また、被災した関係業者の早期かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉部・区本部）	<ul style="list-style-type: none">被災地の食品衛生の監視及び食品や飲料水の検査の実施市のみで対応が困難な場合は県等に応援要請

第3項 実施内容

【市】

被災の状況に応じて、被災地の食品衛生の監視及び食品や飲料水の検査を行う。

なお、被災状況により、市のみでは対応が十分でない判断した場合には、県等へ応援要請する。

具体的な活動内容は、次のとおりとする。

- ① 救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。
- ② 給食施設、炊き出し施設等を巡回し、調理及び食器等の衛生を指導する。
- ③ 被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。
- ④ 被災地住民に対して、広報媒体を活用し、食品の安全な取り扱いについて啓発する。
- ⑤ 保健所は必要に応じ、食品や飲料水の検査を行う。

第6-4節 公衆衛生活動

第1項 方針

県は、市のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉部・区本部）	・市のみでは公衆衛生活動の実施が困難な場合に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請
県（保健医療部）	・調査班や保健衛生班の編成及び市への派遣 ・避難所等における避難者の生活環境等の情報を収集 ・県内の公衆衛生スタッフでは対応できない場合に全国への派遣を要請及びスタッフの受入調整を実施

第3項 実施内容

1 公衆衛生スタッフの派遣

【市】

市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

2 調査班の派遣

【県】

県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、市へ派遣する。

調査班は、市の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。

3 保健衛生班の派遣

【県】

県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね4日目から派遣する。保健衛生班の基本構成は調査班と同じであるが、県内の職能団体（「岡

「山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体）等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。

4 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整

【県】

県災害保健医療調整本部において、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。

第5章 機能確保活動

第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画

第5章 機能確保活動

電気、ガス、水道、下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合には、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障を来すことにもなるため、各ライフライン事業者においては早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示、施設台帳のバックアップシステムの整備等について検討する。

第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画

第1-1節 ガス施設応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係）	・岡山ガス株式会社及びLPガス事業者からの情報収集及び支援
岡山ガス株式会社	・応急対策の実施 ・復旧対策の実施 ・災害復旧活動資機材の整備 ・防災訓練の実施 ・災害時相互救援体制の整備
LPガス事業者	

第2項 実施内容

1 都市ガス

【岡山ガス株式会社】

- ① 応急対策を行う。
- ② 復旧対策を行う。
- ③ 災害復旧活動資機材を整備する。
- ④ 防災訓練を行う。
- ⑤ 災害時相互救援体制を整備する。

2 LPガス

【LPガス事業者】

- ① 応急対策を行う。
- ② 復旧対策を行う。
- ③ 災害復旧活動資機材を整備する。
- ④ 防災訓練を行う。
- ⑤ 災害時相互救援体制を整備する。

第1-2節 上水道施設応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・市長公室部・水道部）	<ul style="list-style-type: none"> 給水車や給水タンクによる応急給水の実施及び水道施設の復旧 地域住民に水道施設の復旧予定時期等を周知 他市町村や他都道府県、関係機関へ協力支援を要請

第2項 実施内容

【市】

1 応急給水の実施

水道施設の被災により各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。この場合、地震発生後は、避難所や医療施設等を中心に施設の性格に応じた優先的な給水を実施する。

2 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める。

(1) 水道施設の復旧

復旧に当たっては、震災直後の応急給水と平行して、浄水場、配水池、ポンプ場、水道管等主要な施設を優先して復旧を進める。水道管は、その多くが道路等の地下に埋設されていることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

(2) 市民への広報

施設の復旧に当たっては、各地域の復旧予定時期等適時に地域住民に周知するよう努める。

3 他自治体等との協力体制の整備

水道部は、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断された場合、県及び公益社団法人日本水道協会岡山県支部に属する各水道事業者に対して応援を要請する。県内の支援で不十分な場合には、公益社団法人日本水道協会等を通じて他府県へ、また、大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結している都市に応援幹事都市を通じて応援を要請する。

第1-3節 工業用水道施設応急対策計画

第1項 方針

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・水道部）	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じた保安用水の確保 津波対策の実施 被害の拡大防止非常用発電機等によりポンプ等の電源確保

第3項 実施内容

【市】

1 土木施設

(1) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水が確保できるような措置を講ずる。また、津波等により潮止堰から海水の遡上が予想される場合は、直ちに必要な対策を講ずる。

(2) 配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、管路の寸断等の発生している箇所では、企業へ事前説明の上、止水等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

2 電気施設

地震発生により停電した場合、非常用発電機等によりポンプ等の電源を確保し、給水の確保に努める。

第1-4節 電力施設応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係）	・中国電力ネットワーク株式会社等との連携による応急復旧
県（県企業局）	・電気施設の緊急点検による被害状況の把握及び応急復旧
中国電力ネットワーク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策組織の設置及び市等と連携による応急復旧の実施 ・感電事故等の未然防止及び電力施設の被害状況や復旧状況に関する広報の実施 ・警察等から要請があった場合に送電停止等を実施 ・発電機車の派遣や発電機の貸し出し等による応急電源の確保

第2項 実施内容

【中国電力ネットワーク株式会社】

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、地方公共団体及び防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

(1) 災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイトを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

- ① 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項
- ② 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

(2) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(4) 災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

第5章 機能確保活動
第1-4節 電力施設応急対策計画

(5) 災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

また、復旧工事を迅速に行うため、伐採工事会社など関係事業者等との協力体制を事前に構築しておく。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧するとともに、復旧までの間、発電機車の派遣や発電機の貸し出し等による応急電源の確保に努める。

【県企業局】

電気施設については、地震発生後、緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、被害が認められた場合は応急復旧に当たる。

第1-5節 電気通信施設応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係）	・ 県やNTT西日本等との連携による重要通信の確保及び応急復旧
NTT西日本	・ 災害対策本部の設置及び市等と連携による応急復旧の実施 ・ 応急復旧等に関する広報及び情報共有の実施

第2項 実施内容

【NTT西日本】

平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、市、県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

- ① 災害対策本部を設置する。
- ② 通信の確保と措置を行う。
- ③ 非常電報の優先
- ④ 設備の応急復旧を行う。
- ⑤ 応急復旧等に関する広報を行う。
- ⑥ 情報共有を行う。
- ⑦ 災害復旧を行う。

第1-6節 下水道施設応急対策計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・下水道河川部）	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握 ・緊急輸送道路や災害拠点病院等に接続する重要な管渠ルートの確認 ・必要に応じて他市町村及び県に支援を要請
県（下水道管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握 ・市への人員や資機材の支援及び他市町村への相互支援の依頼

第2項 実施内容

【市】

市が管理する下水道施設については、緊急輸送道路、災害拠点病院、広域避難所に接続する重要な管渠ルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。

1) 管渠施設

市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されていることから、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没等想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて仮設ポンプ、仮設配管等の措置による応急復旧を行う。また、これらにより地表面の陥没等による二次被害の発生を防止する。

特に住民の避難生活の場となる避難所、救護活動を行う病院等に接続する管渠ルートを確認を行うとともに人員や資機材の確保を図る。

また、支援が必要な場合は、他の市町村及び県に支援要請を行う。

2) 下水処理場、ポンプ場施設

発生時には、迅速に施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて緊急措置を講ずる。また、被害が甚大なために短期での下水処理機能の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などの応急復旧を行う。

【県】

県は、被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により、人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

また、県管理の管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備やテレビカメラ等の資機材の調達に努め、発災時における迅速な被害状況の把握に努める。

第2節 公共施設等応急対策計画

第1項 方針

大規模な地震においては、各種の災害が同時・複合的に発生し甚大な被害が予想されるため、各公共施設の管理者は緊急点検と被害状況の把握に努め、緊急活動、二次災害や被災者の生活確保を優先した復旧を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・危機管理部・総務部・財政部・市民生活部・市民協働部・保健福祉部・岡山っ子育成部・環境部・産業観光部・都市整備部・下水道河川部・水道部・市場部・消防部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や緊急輸送道路等の被害状況の把握及び応急対策と県への報告 緊急輸送道路等の被害状況の調査及び復旧 一般社団法人岡山県建設業協会等との連携による路上の障害物の除去や必要な人員及び資機材等の確保
県公共施設管理者（河川・海岸施設・砂防関係施設・ため池施設・公共建築物・道路施設・港湾施設・空港施設）	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や緊急輸送道路等の被害状況の把握及び応急対策 港湾施設の被害状況の把握及び海上輸送ルート確保
国公共施設管理者（河川・海岸施設・砂防関係施設・道路施設 等）	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や緊急輸送道路等の被害状況の把握及び応急対策
J R西日本（岡山支社）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携による災害の防止や輸送確保

第3項 実施内容

1 復旧体制の整備

【市】

- ① 市災害対策本部は、関係各部から市有の各公共施設の管理者が点検・調査した各々の施設の被害状況を収集するとともに、施設復旧の緊急性、施設の重要性を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。
- ② また、収集した被害状況を県に報告する。
- ③ 人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との協定の締結等に努める。

【公共施設管理者】

- ① 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

2 各公共施設ごとの応急復旧計画

〔市・公共施設管理者〕

(1) 河川・海岸施設の応急対策

市・県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆うとともに、堤防及び水門の破壊については土のうや矢板等による応急締切を行うなど施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(2) 砂防関係施設等の応急対策

①市及び県は、専門職員を活用して地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土石災害危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置等被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに必要に応じて土砂流動監視装置の設置等により適切な警戒避難体制の整備を図る。

②関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土石流災害対策等推進連絡会を積極的に活用する。

③河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の緊迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(3) ため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後、直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに施設決壊のおそれがあると判断したときには斜樋・底樋を開放して水位低下に努め、周辺地域への災害防止のためにビニールシートや土のう等による応急復旧を行う。

(4) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等としての利用が想定されることから、各管理者において被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士等の専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

3 交通施設の応急復旧計画

(1) 道路施設の応急対策

【各道路管理者】

- ① 市を含む各道路管理者は、地震発生後、直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査するとともに、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- ② この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。
- ③ 市内の道路の被災状況等の情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、市、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社等において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。
- ④ 一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

【各道路管理者・県警察】

各道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

(2) 港湾施設の応急対策

【港湾管理者】

国（中国地方整備局）との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努める。

また、市街における被災地域、輸送ルート of の状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて仮設橋の設置を検討するとともに、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻等の利用（埋立て）についても検討する。

(3) 空港施設の応急対策

【岡山空港管理事務所】

県は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、施設の被害状況を把握した上で早期の施設復旧に努めるとともに、国との相互連絡を密にし、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先的に離発着させるなど国の航空管制業務と一体となった効果的な施設の供用に努める。

(4) 鉄道施設の応急対策

【JR西日本】

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害等の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

第4部 地震・津波災害復 旧・復興計画

第1章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、必要な基礎データの不足や喪失や復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた。これを踏まえ、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進める。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	・復旧・復興の基本方向の決定 ・復興計画の策定
県	

第2項 実施内容

【市・県】

- ①被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- ②被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- ③観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

【市】

- ①災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。
- ②被災後の早期復旧・復興を実現するため、以下の項目を定めた事前復興計画の策定を検討する。
 - ア 復興体制の事前検討
 - イ 復興手順の事前検討
 - ウ 復興訓練の実施
 - エ 基礎データの事前整理、分析
 - オ 復興における目標等の事前検討

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第1項 方針

被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支援やその迅速な処理のための仕組みの構造に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいの確保 ・ 生活資金等の支給等 ・ 被災者の見守り、相談支援等 ・ 被災者の中長期的な心のケア ・ 雇用の確保等 ・ 迅速な罹災証明書の交付 ・ 情報、サービスの提供等
県	

第3項 実施内容

(1) 住まいの確保

【市・県】

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報を提供する。

災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、国の「防災集団移転促進事業」を活用するなど、極力安全な地域への移転を推奨する。

【市】

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

【県】

恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。また、国と連携し、市の活動の支援に努める。

(2) 生活資金等の支給等

【市・県】

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

【県】

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

【市】

応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

【県】

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市が行う精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

【市・県】

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

【市】

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査体制や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定める。

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第1章 復旧・復興計画

第2節 被災者等の生活再建等の支援

【県】

発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け罹災説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

【市・県】

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

【市】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

【県】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3節 公共施設等の復旧・復興計画

第1項 方針

公共施設等の復興計画は、被災者の生活再建を支援するとともに、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、基礎的な条件づくりを目指す。このため、復興計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等によっては、さらに災害に強いまちづくり計画についても検討する。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

県警察は、県及び市と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・総務局・財政局・市民生活局・市民協働局・保健福祉局・岡山っ子育成局・環境局・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・水道局・市場局・消防局・教育委員会・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の決定 復興計画の作成
県	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の作成

第3項 実施内容

1 基本方針の決定

【市】

社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとする。

なお、被災の状況・地域の特性により、さらに災害に強いまちづくり等の課題の解決を図る必要がある場合には、関係公共施設管理者の意向を勘案した上で、中長期の計画的復興についても合わせて検討する。

2 迅速な復旧事業計画の作成

【市】

公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度等の活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復興計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

第1章 復旧・復興計画

第3節 公共施設等の復旧・復興計画

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成

【市・県】

被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備える。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況・地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

(1) 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重するとともに、計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望・計画決定までの手続き・スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

(2) 都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅・オープンスペースの確保・耐震性貯水槽の設置・ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限等の特例を活用するとともに、市及び県は建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

(4) 学校とまちづくりの連携

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

第1項 方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して、早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国・県の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく、国による激甚災害の早期指定が、復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や、早期指定に向けた国・県への働きかけについて定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室）	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を県に報告 国・県との連絡
県	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害の指定の判断 総合的な窓口
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を県に報告 国・県との連絡

第3項 実施内容

1 被害状況の収集

【市】

激甚法による国の激甚災害の指定を受けるに際し、県において激甚法等に規定する基準を満たす災害であるかどうかの判断を行うため、施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行い、県に報告する。

- ・事業種別
- ・被害額
- ・復旧事業に要する負担額
- ・その他必要事項

2 激甚災害の早期指定

【県】

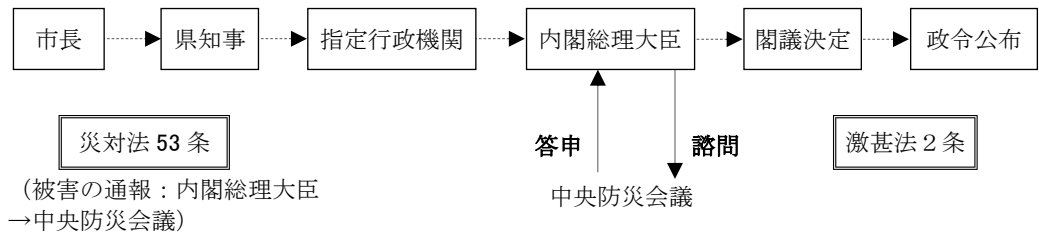
激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である県危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努める。

第1章 復旧・復興計画
第4節 激甚災害の指定に関する計画

【市】

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる指定は指定対象地域及び財政援助措置を政令において個別に指定することとなっており、知事はその被害状況を勘案し激甚災害の指定の是非の判断をするため、県の地域振興部が総合的な窓口として業務に当たることから、市の各関係部局においても、国・県の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進が図られるよう措置を講じる。

■激甚災害指定のフロー



第5節 津波災害からの復興計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による被害を受けた被災地復興 ・農林漁業の復興支援
県	

第2項 実施内容

1 津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）

【市・県】

被災地の復興では、災害前の状況に戻すにとどまらず、よりすぐれた状態とする「よりよい復興」の実現を目指すべきである。このため、市及び県は、必要に応じ再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、次のことに留意して住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためという理念の下に、計画作成段階から住民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、住民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。なお、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(1) 浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

(2) 短時間で避難可能な避難場所等の計画整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

2 農林漁業の復興支援

【市・県】

津波災害が沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等十分留意して行うこととする。

第2章 財政援助等

第1節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

第1項 方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は知事の報告、その他、地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・総務局・財政局・市民生活局・市民協働局・保健福祉局・岡山っ子育て局・環境局・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・水道局・市場局・消防局・教育委員会・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・農林水産業に関する特別の助成 ・中小企業に対する特別の助成 ・その他の財政援助措置
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を国に報告 ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・農林水産業に関する特別の助成 ・中小企業に対する特別の助成 ・その他の財政援助措置

第3項 実施内容

1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりである。また、これら事業を積極的に活用することにより迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤海岸法
- ⑥感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧予防接種法
- ⑨農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ⑪防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助
- ③ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

【市・県】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づき、激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、市は、被害の状況を速やかに調査するとともに、国・県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防施設事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水防除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

第2章 財政援助等

第1節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資器材費の補助の特例
- ⑥ 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設・公立学校施設・農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2節 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

第1項 方針

地震により被害を受けた個人・法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定・社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに市・県・金融機関、その他の関係機関において構すべき措置を明確にする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・財政局・保健福祉局・岡山っ子育成局・産業観光局・都市整備局・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔意金等の支給 ・罹災証明書の交付 ・税の期限延長、医療費負担及び保険料の減免等 ・被災者への広報 ・農林水産業に関する特別の助成 ・中小企業に対する特別の助成 ・住宅関連融資等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県死亡弔慰金等の支給 ・農林水産業に関する特別の助成 ・中小企業に対する特別の助成 ・住宅関連融資等
県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付け

第3項 実施内容

1 個人被災者への融資等

【市・県・社会福祉協議会】

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、次の生活支援策を実施する。

(1) 災害弔意金の支給（市）

地震により死亡した者の遺族に対して、災害弔意金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給（市）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給（県）

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金の支給（県）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によってその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって、自立して生活を再建する事が困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金が支給される。

第2章 財政援助等

第2節 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

(5) 災害援護資金の貸付け（市）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。

(6) 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて生活福祉資金を貸付ける。

(7) 母子父子福祉寡婦資金の貸付け（市・県）

地震により被害を受けた母子世帯又は父子世帯及び児童に対して、市及び県は、母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。

(8) 子ども災害見舞金の支給（県）

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

(9) 公的負担の免除等（市・県）

被災状況等を勘案し、必要に応じて、税の期限の延長・徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

(10) 罹災証明書の交付（市）

上記の支援等を早期に実施するため、地震発生後、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

(11) 被災者への広報（市）

被災者の自立に対する援助・助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

2 被災中小企業への融資等

【市・県】

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、中小企業金融公庫・商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに岡山県中小企業振興資金の貸付け等により、施設の復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、市及び県は次の措置を実施する。

- ① 中小企業関係の被害状況・資金需要等について調査するとともに、その現状の早期把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- ② 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化・貸付条件の緩和等について要請する。
- ③ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- ④ 特別融資制度の創設・既往債務の負担軽減・税制上の特別措置等について国に要請する。
- ⑤ 中小企業関係団体を通じて、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- ⑥ 岡山県中小企業振興資金融資制度（災害資金）による貸付けを優先的に行う。

- ⑦被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 農林漁業関係者への融資等

【市・県】

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に市・県は次の措置を実施する。

- ①天災融資法による経営資金等の融資措置の促進及び利子補給及び損失補償を実施する。
- ②株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融資あっせんを実施する。
- ③農業災害補償法に基づく、農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速・適正化を図るよう要請する。

4 住宅関連融資等

【市・県】

被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による、次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の情報提供を行う。

- ①災害復興住宅資金
- ②地すべり等関連住宅資金
- ③宅地防災工事資金
- ④マイホーム新築資金
- ⑤リフォームローン

第3節 義援金品等の配分計画

第1項 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（保健福祉局・区役所）	・義援金品の募集・受付・配分
県	
日赤県支部	
県社会福祉協議会	
その他各種団体（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金等）	

第3項 実施内容

【市・県・社会福祉協議会・日赤県支部】

(1) 義援金品の募集

市、県は大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日本赤十字岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

また、義援金品を提供する場合には品名を明示する等、梱包包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援金品の受付

市、県及び関係団体は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3) 義援金品の配分

市、県及び関係団体等は、義援金品配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を決定しておく等して、できるだけ迅速な配分に努める。

2 義援金の管理

【市】

受け付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。

(1) 義援金の受付

個人や事業所等から義援金を受付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。

(3) 配分

一般から拠出された義援金で、市に寄託されたもの又は県等から送付されたものは次の方法により配分する。

1) 配分基準

被災者の救護は、現物により実施することが災害救助法の主旨であるが、義援金については、現金で配分する。

2) 配分の時期

配分は、できる限り寄託を受けた都度行うことを原則とする。ただし、義援金等が少量の場合は、一定金額に達したとき行う。

(4) 義援金の保管

義援金は、歳入歳出外現金として、会計管理者が保管する。

(5) 帳簿の整備

保健福祉局は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管する。

第3章 市復旧・復興推進本部の設置 及び市復興計画

第1節 市復旧・復興推進本部の設置

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（危機管理室・都市整備局）	・復旧・復興推進本部の設置

第2項 実施内容

【市】

大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

第2節 市復興計画

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市（各局区室）	・復興計画の策定

第2項 実施内容

【市】

迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

市の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- ① 復興計画の区域
- ② 復興計画の目標
- ③ 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- ④ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興事業の実施に関し必要な事項

第5部 南海トラフ地震防災 対策推進計画

第1章 総則

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い、発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- ① この計画は、岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第5部として作成する。
- ② この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

第1章 総則

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき、指定された本市を含む岡山県内における推進地域は次のとおりである。(平成26年3月28日内閣府告示第21号)

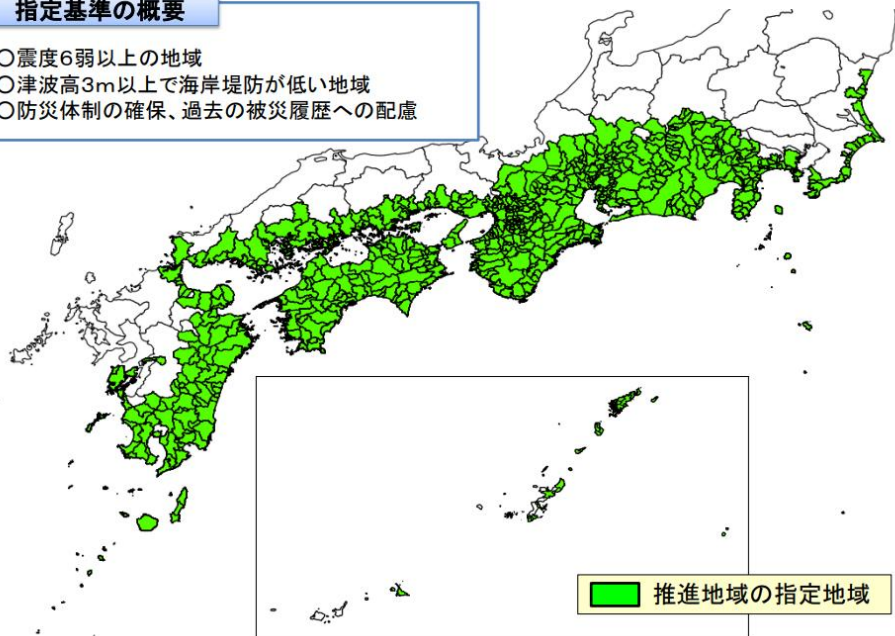
なお、推進地域の指定基準は、地震の揺れにおいては震度6弱以上、津波においては大津波（津波の高さ3メートル以上）又は満潮時での陸上の浸水深さが2メートル以上になる地域を持つ市町村及びそれに準じた市町村となっている。

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町

(平成26年3月28日内閣府告示第21号)

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

- 指定基準の概要**
- 震度6弱以上の地域
 - 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
 - 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



第3節 南海トラフ地震の被害の特徴

1 広域的な被害

東海から九州にかけての広い範囲で被害の発生が想定され、複数の都府県で同時に相当数の災害の発生が予想されることから、これまでの地震災害時においてとられた防災体制及び応援体制では、十分対応ができないおそれがある。

また、太平洋側はもとより瀬戸内海に至る広域の沿岸にかけて、津波が長時間にわたり来襲し、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定される。

2 揺れと津波の複合災害

昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震では、当時の岡山市で震度4と記録されているが、西大寺町（現在の岡山市西大寺地区）では震度6の記録が残されており、また推進地域の指定に当たって示された国の震度想定では、平野部が主に震度5強で、震度6弱以上となる地域もあるとされることから、この地震が発生した場合には、海溝型地震特有の横揺れ要素が強く、かつ揺れる時間の長い地震動となる。

津波については、昭和南海地震は幸いにも地震の規模がマグニチュード8.0どまりであったため、到達は認められたものの、大きな津波被害は記録していない。

しかし、想定される南海トラフ地震の発生では、最大規模がマグニチュード9.0であって、津波の到達と満潮時刻とが重なった場合には、本市の沿岸にTP（東京湾平均海面）3メートルに達する津波が襲来すると予想され、堤防等を越水してきた場合には、広域的な浸水被害が発生しやすい地形にある。

したがって、地震の強震動による建物被害及び土砂災害・被害家屋からの失火による火災延焼・鉄道や自動車の事故・そして津波の到達による浸水被害等、人的被害や建物被害が複合的かつ甚大に発生すると想定される。

（注）複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象

3 津波による被害

(1) 浸水被害

本市沿岸部においては、津波到達が満潮時刻に重なる場合には、平成16年台風第16号の高潮浸水以上の規模の津波浸水被害の発生が想定され、海岸堤防あるいは樋門等の損傷があった場合には、さらに標高の低い地域への広域的な浸水被害の拡大及び浸水期間の長期化の可能性のおそれがある。

(2) 孤立地域の発生

瀬戸内海では、太平洋側ほど津波の高さは高くないものの、内海に入り込んだ津波は影響時間が長く、かつ海岸や島々によって複雑な反復を繰り返すため、本市唯一の離島である犬島においては本土への移手段が失われる。

また、児島半島の沿岸部においても、津波到達による海面潮位の高さによっては海岸線を走る幹線道路が冠水し、避難路を失う可能性がある。

第1章 総則

第4節 防災会議

さらに山間部等においては、地震動による土砂崩れにより道路が寸断され、孤立する集落が発生する可能性がある。

(3) 船舶被害

流木・漂流船舶等の衝突が発生し、船舶被害が拡大する危険性がある。

(4) 港湾・道路橋梁等の被害

長時間に渡る津波の襲来、流出物の衝突や打ち上げ等により、港湾施設や橋梁及び海岸線の道路において被害の発生が懸念される。

4 長周期地震動による被害

(1) 建造物の被害

長周期・長時間（数分間）の横揺れにより、ビルやその他の大型建造物において、相当の被害が懸念される。

(2) 危険物施設等の被害

市南部で、危険物施設のタンク類の亀裂や配管の破断等の損傷が生じ、石油類等の流出や火災等を招くおそれがある。

第4節 防災会議

第1部「総則」第2章「防災会議」に記載する。

第5節 防災関係機関が地震発生時の災害応急 対策として行う事務又は業務の大綱

第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震等と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに岡山市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法・岡山市災害対策本部条例及び岡山市災害対策本部規程に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

- ① 市長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制・参集場所等の職員の参集計画を、別に定めるものとする。
- ② 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等から被害情報を収集 通信施設、津波防災施設、公共施設等、避難場所に指定されている施設の点検と当該施設の被災状況等の把握 応急措置の支障となる空家等の除却 火災や土砂災害等の広報活動や警戒活動の実施
県（保健医療部、道路管理者、港湾管理者、岡山空港管理事務所、その他関係部署）、県警察、県公安委員会	※
文部科学省、農林水産省	※
消防庁	※
中国地方整備局（岡山国道事務所、宇野港湾事務所）	※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	※
海上保安庁（玉野海上保安部）	※
岡山地方気象台	※
中国四国産業保安監督部	※
日赤県支部	※
一般社団法人岡山県トラック協会、岡山県貨物運送株式会社	※
危険物取扱施設の管理者（石油類施設・高圧ガス施設・火薬類施設・ばい煙発生施設・特定施設・放射性物質取扱施設・毒物劇物施設 等）	※
医療関係機関（岡医連・市医師会・おかやまDMAT 等）	※
自主防災組織	※
各運送・流通事業者、漁業事業関係者、民間航空事業者、民間土木建設業者、旅客船・貨物船事業者、各企業・民間事業者	※
他都道府県	※
住民	※

第2項 実施内容

1 情報の収集・伝達

【市・県・岡山地方気象台・その他関係機関・住民】

(1) 情報の収集・伝達における役割

避難指示等の判断・伝達マニュアル

第3部 第1章 第2節「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第3節「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第3部 第1章 第2節「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第3節「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

【市】

必要に応じて、通信施設・水門等の津波防災施設・公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

【市・県・文部科学省・中国四国産業保安監督部・有害ガス等施設管理者・各施設管理者・危険物取扱施設の管理者】

地震・津波による危険物施設・魚介類の増養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置・関係機関との相互協力等を実施する。

倒壊物の飛散による被害の防止・ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

また、第2部 第3章 第5節「危険物施設等災害予防計画」、第6節「有害ガス等災害予防計画」、第7節「流出油等災害予防計画」及び第3部 第3章 第4節「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救助活動

【市・県・自衛隊・海上保安庁・日赤県支部・おかもやまDMAT・医療関係機関・住民】

第2部 第2章 第4節「救助・救急体制整備計画」及び第3部 第2章 第3節「被災者の救出計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

【市・県・日赤県支部・おかもやまDMAT・医療関係機関・自主防災組織・医薬品備蓄施設・岡山県赤十字血液センター】

第2部 第2章 第4節「救助・救急体制整備計画」及び第3部 第2章 第7節「医療・助産実施計画」に準ずる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

6 消火活動

[市・県]

第3部 第3章 第3節「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

[市・県・自衛隊・日赤県支部・各企業・各事業所・住民]

第2部 第1章 第9節「食料・飲料水・生活必需品の確保計画」及び第3部 第2章 第4節「食料供給」、第5節「飲料水の供給計画」、第6節「被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画」に準ずる。

8 輸送活動

[市・県・民間土木建設業者・旅客船・貨物船事業者]

第3部 第3章 第6節「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

[市・避難所・住民]

第3部 第4章 第6節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2節 資機材・人員等の配備手配

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・物資係・危機管理部・総務部・保健福祉部・岡山っ子育成部・都市整備部・下水道河川部・水道部・消防部・区本部）	・各部の人員の配備状況の把握と他部からの応援人員の派遣 ※
県警察	※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	※
一般社団法人岡山県建設業協会、その他建設・リース業者 等	※

第2項 実施内容

1 資機材の調達手配

【市・県警察・自衛隊・一般社団法人岡山県建設業協会・リース業者】

第2部 第2章 第7節「災害救助用資機材の確保計画」及び第8節「建設用資機材の備蓄計画」に準ずる。

2 人員の配備

【市】

本市における各部の人員の配備状況を把握し、必要に応じて、他の部からの応援人員の派遣等を行い、不足のないよう措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

【防災関係機関】

地震が発生した場合において、岡山市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備及び配備等の準備を行うものとする。

受援計画
業務継続計画

第3節 他機関に対する応援要請

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる

機関	役割の例
市（危機管理部・保健福祉部・消防部）	<ul style="list-style-type: none"> ・知事に自衛隊の派遣を要請 ・応援協定のもと応援を要請 ・厚生労働省、消防庁や県警察等との連絡体制の保持及び活動拠点等の受け入れ体制の確保
県（危機管理課・関係機関）、県警察	※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	※
各指定行政機関	※
県内他市町村	※
相互応援協定都市	※
岡医連、市医師会、他の医療機関	※

第2項 実施内容

[市・県・県警察・自衛隊・県内他市町村・相互応援協定都市]

- ① 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2部 第2章 第12節「広域的応援体制整備計画」及び第3部 第1章 第4節「広域応援」のとおりである。
- ② 必要があるときは、①に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- ③ 自衛隊の災害派遣に関しては、知事に派遣要請を行う。
- ④ 第3部 第1章 第5節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。
- ⑤ 災害が発生し、他の都道府県からの医療救護班、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受入れることとなった場合に備え、厚生労働省、消防庁・代表消防機関等及び県警察との連絡体制を保持し、活動拠点等受入体制を確保するように努めるものとする。

第2部 第2章 第12節「広域的応援体制整備計画」及び第3部 第1章 第4節「広域応援」に準ずる。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（危機管理部・総務部・産業観光部・都市整備部・下水道河川部・消防部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> 津波のおそれがある場合に水門及び閘門を閉鎖 内水排除施設等の非常用発電装置の準備や点検 津波により孤立が懸念される地域の住民等の安全確保及び臨時ヘリポートの選定
県（土木部・道路管理者・港湾管理者・空港管理者・関係部署）、県警察	<ul style="list-style-type: none"> 同報系無線等の整備の方針及び計画の策定 海岸保全施設の耐震性の向上
中国地方整備局（岡山河川事務所・岡山国道事務所）	※
西日本高速道路株式会社、J R 西日本（岡山支社）、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社	※
学校等施設管理者	※

第2項 実施内容

[市・県・県警察・施設管理者・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社]

- ① 河川・海岸・港湾・漁港及び児島湖締切堤防の管理者は、津波のおそれがある場合、必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中であれば直ちに工事を中断する。
- ② また、内水排除施設等は施設の管理上、必要な操作を行うため、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- ③ 河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。
 - ア 堤防・水門等の点検方針・計画
 - イ 堤防・水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門・陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順・平常時の管理方法
 - エ 港湾・漁港等の整備の方針及び計画
 - オ その他、第2部 第3章 第2節「公共施設等災害予防計画」に準ずる。
- ④ 津波により、孤立が懸念される地域の住民等の避難について、住民自らの身の安全の確保のため、避難の方針及び計画を定めるとともに、人命救助及び救援物資搬送の観点から、地域内における臨時ヘリポートの選定を行う。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

- ⑤ 津波避難行動が容易になるよう、避難誘導看板等の整備及び計画を定める。
- ⑥ 同報系無線等の整備の方針及び計画を定める。
- ⑦ 海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

第1項 関係機関の役割の例

避難指示等の
判断・伝達
マニュアル

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波に関する情報を地域住民や報道機関及び船舶等に伝達 ・船舶の固定及び港外退避 ・市域内の被害情報の把握 ※
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協力して地域住民等に広報を実施 ※
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備や避難 ※

第2項 実施内容

【市・県・岡山地方気象台・その他関係機関・住民】

津波に関する、情報の伝達に係る基本的事項は、第3部 第1章 第2節「地震・津波情報の種別と伝達計画」のとおりとする他、次の事項にも配慮する。

- ①津波に関する情報が、市域内の地域住民、公私の団体（以下、「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。その際、要配慮者等に配慮するものとする。
- ②地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等や観光客等に対し広報を行うこと。
- ③船舶に対する津波警報等の伝達
第3部 第1章 第2節「地震・津波情報の種別と伝達計画」に準ずる。
- ④船舶の固定・港外退避等
- ⑤市域内の被害状況の迅速・確実な把握

避難指示等の
判断・伝達
マニュアル

第3節 避難対策等

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・受援係・物資係・危機管理部・市長公室部・市民生活部・市民協働部・保健福祉部・岡山っ子育成部・都市整備部・消防部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対策に関する状況把握及び連絡調整 ・津波浸水想定域内に避難指示の発令 ・県と協力して地域住民等に津波に関する知識や避難方法等の啓発活動を実施 ・適切な指定緊急避難場所や避難路の指定及びわかりやすい案内板の設置 ・津波避難ビルの指定
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協力して地域住民等に津波に関する知識や避難方法等の啓発活動を実施
関係指定行政機関・指定地方行政機関	※
海上保安庁（玉野海上保安部）	※
N T T西日本	※
大型小売店、駅、学校、病院、社会福祉施設、各避難所・福祉避難所施設管理者	※
保健所	※
岡山県精神科医療センター	※
精神保健福祉センター	※
岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合	※
自主防災組織	※
消防団	※
学校等職員	※
県内他市町村・他都道府県 等	※
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の支援 ・安全な場所への移動

第2項 実施内容

[市・県・県警察・関係指定行政機関等]

①避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について配慮するものとする。

なお、この場合、要配慮者等に対する支援・誘導等について、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。

また、災害救助法の対象となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

ア 第2部 第1章 第8節「要配慮者の安全確保計画」、第2部 第2章 第6節「避難及び避難所の設置・運営計画」、第3部 第2章 第1節「災

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
第3節 避難対策等

関連する計画等

害救助法の適用」及び第2節「避難及び避難所の設置・運営計画」並びに、第3部 第4章 第1節「要配慮者支援計画」に準ずる。

イ 基本的に気象台から大津波警報、津波警報が発表された場合は、県の公表した津波浸水想定区域図において、浸水地域に対して避難指示を発令する。

②地震発生時において県と協力して地域住民等が津波来襲に備えての的確な避難を行うことができるよう、津波に関する基本的な知識や避難方法等の啓発活動を実施する。

地震において無事だった人は即座に人命を最優先にした共助精神を発揮し、要配慮者等を支援しつつ、津波から身の安全を確保できる場所に、集団移動することが共通認識となるようにする。

③避難に適切な指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。

また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビルの指定を行う。

さらに、津波浸水想定区域図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第4節 消防機関等の活動

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・消防部）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の伝達及び避難誘導 ・緊急消防援助隊等の活動拠点の確保 ・被災堤防等の応急浸水対策 ・救助及び救急活動 <p>※</p>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の伝達及び避難誘導 ・被災堤防等の応急浸水対策 ・救助及び救急活動 <p>※</p>

第2項 実施内容

[市]

- ① 消防機関が、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点とする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 被災堤防等への土のう等による応急浸水対策
 - エ 救助・救急等
 - オ 緊急消防援助隊等、応援部隊の進出・活動拠点の確保
- ② 市の実施する消防及び水防活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。
 - イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整・消火薬剤・水防資機材等の点検・配備及び流通在庫の把握。
- ③ 地震が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。
 - ア 所管区域内の監視・警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水防資機材の点検・整備・配備

第5節 電気・ガス・水道・下水道・通信関係

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・市長公室部・都市整備部・下水道河川部・水道部）	※
県（関係部署・下水道管理者・県企業局）	※
防災関係機関	※
中国電力ネットワーク株式会社	※
岡山ガス株式会社、一般社団法人岡山県LPガス協会	※
NTT西日本、NTTドコモ	※

第2項 実施内容

ライフライン施設は住民の暮らしに必要なものであり、安定的な供給が求められることから、各施設の耐震化や木の確保を前提とした復旧活動の整備に努める。

1 電線共同溝

【市・県】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 水道

【市】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 下水道

【市】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第5節 電気・ガス・水道・下水道・通信関係

4 工業用水道施設

【市】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 電気

【中国電力ネットワーク株式会社】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

6 ガス

【一般社団法人岡山県LPガス協会】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

7 通信

【NTT西日本、NTTドコモ】

第2部 第3章 第3節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3部 第5章 第1節「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

第6節 交通対策

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・危機管理部・市長公室部・保健福祉部・産業観光部・都市整備部・消防部・区本部）	・県警察や道路管理者との連携による避難路の交通規制及び周知 ※
県（道路管理者・港湾漁港管理者・岡山空港管理事務所・その他関係部署）、県警察、県公安委員会	・市や道路管理者との連携による避難路の交通規制及び周知 ※
海上保安庁（玉野海上保安部）	・船舶の退避や船舶交通の規制又は禁止 ※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	※
中国地方整備局（岡山国道事務所）	・市や県警察との連携による避難路の交通規制及び周知 ※
大阪航空局（岡山空港出張所）	・津波が来襲するおそれがある場合に飛行場を閉鎖 ・空港等の利用者への津波情報の伝達
JR西日本（岡山支社）	※
岡山電気軌道株式会社	※
岡山県警備業協会	※
駅・空港・港湾のターミナル等の施設管理者	・津波避難計画の策定 ・津波が来襲するおそれがある場合に飛行場を閉鎖 ・船舶や港湾施設、空港等の利用者への津波情報の伝達 ※
住民	※

第2項 実施内容

1 道路

【市・県警察・道路管理者】

津波が来襲した場合に、危険度が高いと予想される区域及び避難路として使用が予定されている道路について、次に定める交通規制を行うとともに、事前の周知徹底を図るものとする。

- ①危険区域及び避難路への通行禁止又は進入制限
- ②その他必要な交通規制

必要に応じ、公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

第3部 第3章 第2節「交通の確保計画」及び第3部 第5章 第2節「公共施設等応急対策計画」に準じる。

2 海上及び航空

【港湾管理者・空港管理者・海上保安庁】

- ① 玉野海上保安部は、津波による危険が予想される地域から、安全な海域へと船舶を退避させる等の措置を講じることとし、その具体的な内容を定めることとする。
また、海難の発生等により、船舶交通に危険が生じたときには、必要により船舶交通を規制又は禁止する。
- ② 港湾管理者は、可能な限り船舶や港湾施設の利用者に対し、津波情報を伝達するものとする。
- ③ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。
- ④ その他、第3部 第3章 第2節「交通の確保計画」及び第3部 第5章 第2節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 鉄道

【鉄道事業者】

第3部 第3章 第2節「交通の確保計画」及び第3部 第5章 第2節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

4 乗客等の避難誘導

【駅・空港・港湾のターミナル等の施設管理者】

市が定める津波避難誘導計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、津波避難計画を定めるものとする。

第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・庶務係・危機管理部・総務部・財政部・市民生活部・市民協働部・保健福祉部・岡山っ子育て部・環境部・産業観光部・都市整備部・下水道河川部・水道部・市場部・消防部・教育部・区本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の伝達及び入場者等の安全確保 ・施設や設備等の点検 ・非常用電源や通信手段及び資機材等の確保 ・国や民間等の所有施設に協力を要請 ・津波の来襲のおそれがある場合に工事中の建築物等の工事を中断 <p>※</p>
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の伝達及び入場者等の安全確保 ・施設や設備等の点検 ・国や民間等の所有施設に協力を要請 ・非常用電源や通信手段及び資機材等の確保 <p>※</p>

第2項 実施内容

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

【市・施設管理者】

市が管理する庁舎・会館・社会教育施設・社会体育施設・社会福祉施設・学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
 - ア 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、適切な伝達方法を検討すること。
 - イ 指定緊急避難場所・避難経路・避難対象地区・交通規制状況その他必要な情報を合わせて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたときや、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水・食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検・整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備・防災行政無線・テレビ・ラジオ・コンピュータ等、情

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

報を入手するための機器の整備

- ⑧ 市等が管理する施設における、具体的な措置方法は施設ごとに定める。

(2) 個別事項

- ① 市立学校・研修所等にあつては、次の措置をとる。

ア 避難の安全に関する措置

イ 保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

- ② 社会福祉施設にあつては、重度障害者・高齢者等、移動することが不可又は困難な避難行動要支援者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

【市・施設管理者】

- ① 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 非常用発電装置・可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等、通信手段の確保

ウ 災害対策本部等、開設に必要な資機材・緊急車両等の確保

- ② 推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力するものとする。

- ③ 市域における、屋内避難に使用する建物の選定については、国・県や民間の所有する施設の活用等について検討し、必要に応じて協力を依頼するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

【市】

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・各局区室）	※

第2項 実施内容

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

【市】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における県・市町関係機関の役割については、第5部 第4章 第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置

**第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置**

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・各局区室）	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や交通及びライフライン等の情報を地域住民や施設の利用者等に周知 ・地域住民や施設の利用者等の安全確保 ・災害対策本部からの指示事項等の伝達 ・地域住民等の問い合わせ対応窓口等の体制を検討 ・災害応急対策の実施状況等の情報の収集体制の整備 ・地域住民等に地震への備えを周知 ・飲料水の供給体制の確保 ・滞留旅客等の保護及び帰宅支援等の実施 <p>※</p>

第2項 実施内容

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

【市・県・報道機関・住民・岡山地方気象台・その他関係機関】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、県・市町関係機関の役割については、第5部 第4章 第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

国、関係機関、県等との連絡体制図については、第3部 第1章 第2節「2 地震情報の伝達系統」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第5部 第2章 第2節「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

【市・県・報道機関・住民・海上保安庁・自衛隊・岡山地方気象台・その他関係機関】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、災害対策本部からの指示事項等を伝達するものとし、その体制及び

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置

周知方法、情報の収集・伝達における県、市町関係機関の役割については、第5部
 第4章 第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

国、関係機関、県等との連絡体制図については、第3部 第1章 第2節「2 地震
 情報の伝達系統」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、検討してお
 く。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害
 応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

【市・県】

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が
 発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制
 を整備するものとする。その収集体制は、第3部 第1章 第3節「被害情報の収集伝
 達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第3部 第
 1章 第3節「3 応急対策時の被害情報の収集・伝達」に準ずる。

4 災害応急対策をとるべき期間等

【市】

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生か
 ら1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM
 6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり
 等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南
 海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期
 間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

【市】

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、
 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨
 を呼びかける。

(2) 避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第5部 第4章 第3節「避難対策等」
 に準ずる。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置

6 消防機関等の活動

【市】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

【県・その他関係機関】

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとるものとする。

水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

7 警備対策

【県警察】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

【市】

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

【県・中国電力ネットワーク株式会社】

指定公共機関の中国電力株式会社等の電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

【岡山ガス株式会社・一般社団法人岡山県LPガス協会】

- ① 指定地方公共機関の岡山ガス株式会社等のガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- ② ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

[NTT 西日本・NTT ドコモ]

通信各社は、第1部 第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定めるものとする。

(5) 放送

[日本放送協会岡山放送局・各民放放送会社]

- ① 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第1部 第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定めるものとする。
- ② 指定地方公共機関の各民放放送会社は、第1部 第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定めるものとする。

9 金融

[日本銀行岡山支店]

指定公共機関の日本銀行岡山支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、第1部 第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

10 交通

(1) 道路

[県・県警察]

- ① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容については、第5部 第4章 第6節「1 道路」に準ずる。
- ② 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第5部 第4章 第6節「1 道路」に準ずる。
- ③ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は第5部 第4章 第6節「1 道路」に準ずる。

(2) 海上および航空

[市・県・海上保安庁]

- ① 水島海上保安部玉野海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に第5部 第4章 第6節「2 海上及び航空」に準じて行う。
- ② 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第5部 第4章 第6節「2 海上及び航空」に準じて行う。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害 応急対策に係る措置

- ③ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、第5部 第4章 第6節「2 海上及び航空」に準じて行う。
- ④ また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。
- ⑤ 後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

[市・県・県警察・県公安委員会・中国地方整備局・自衛隊・JR西日本・岡山電気 軌道株式会社]

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を第5部 第4章 第6節「3 鉄道」に準じて行う。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

1.1 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

[市・各施設管理者]

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

① 庁舎等公共施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置

- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- エ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上、原則として中断するものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

【市】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

【県】

対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行う。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置

**第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害
 応急対策に係る措置**

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（情報収集係・統括係・広報係・避難調整係・庶務係・指揮係・各局区室）	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震への警戒 ・地域住民等に地震への備えを周知 ・施設や設備等の点検 ※

第2項 実施内容

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

【市・県・岡山地方気象台・その他関係機関・住民】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における県、市町関係機関の役割については、第5部 第4章 第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

国、関係機関、県等との連絡体制図については、第3部 第1章 第2節「2 地震情報の伝達系統」に準ずる。

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第5部 第2章 第2節「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

【市・県・岡山地方気象台・その他関係機関・住民】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第5部 第4章 第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

情報の収集・伝達における県、市町関係機関の役割、国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、第3部 第1章 第2節「2 地震情報の伝達系統」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

【市】

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震

（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

【市】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 方針

指定緊急避難場所、避難路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画において、基本方針及び具体的な整備計画を定めて事業を推進する。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

また、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

第2項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（危機管理室・総務局・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・消防局・教育委員会・区役所）	※
県（道路管理者・港湾管理者・関係部署）、県警察	※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	※
中国地方整備局（岡山国道事務所）	※
岡山地区非常通信協議会	※
防災関係機関	※
西日本高速道路株式会社	※
救援活動の拠点・学校・社会福祉施設・医療機関等の施設管理者	※

第3項 実施内容

1 建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

〔市・県・中国地方整備局・救助活動の拠点・学校・社会福祉施設・医療関係等の施設管理者〕

第2部 第3章 第1節「建物、まちの不燃化・耐震化計画」に準ずる。

2 指定緊急避難場所の整備

〔市・県〕

第2部 第2章 第5節「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

3 避難路の整備

【市・県】

第2部 第2章 第5節「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

4 津波対策施設

【市・県】

第2部 第3章 第9節「津波災害予防計画」に準ずる。

5 消防用施設の整備等

【市・県・自衛隊】

第2部 第2章 第11節「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路・港湾等の整備

【市・県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社】

第2部 第3章 第2節「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

7 通信施設の整備

【市・県・岡山地区非常通信協議会】

第2部 第2章 第2節「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

第7章 防災訓練計画

第1項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（危機管理室・消防局・区役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練及び津波警報伝達訓練等の実施 ・南海トラフ地震防災推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施 ・自主防災組織等による防災訓練の実施を促進 ※
県、県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等による防災訓練の実施を促進 ・市が実施する訓練への指導 ※
自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施 ※
自主防災組織	※
各企業	※

第2項 実施内容

【市・県・県警察・自衛隊・防災関係機関・自主防災組織】

① 防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う総合防災訓練に加え、県や他の市町村、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練等、より高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- ウ 要配慮者等、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- エ 災害警備及び交通規制訓練
- オ その他、第2部 第2章 第13節「行政機関防災訓練計画」に準ずる。

【市・自衛隊・海上保安庁・その他国防災関係機関】

- ① 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知・関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- ② 防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。
- ③ 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの初動対応及び円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- ④ 市及び県は、災害時に組織的な活動ができるよう、自主防災組織等による防災訓練の実施を促進する。

- ⑤ 第2部 第1章 第6節「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。
- ⑥ 県は、市が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な指導を行うものとする。

第2部 第1章 第6節「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」及び第2部 第2章「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え」、第6節「避難及び避難所の設置・運営計画」に準ずる。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1項 方針

市は、防災関係機関・地域の自主防災組織・事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第2項 関係機関の役割の例

※本節に記載されている役割の例のみ記載。その他は各参照先に準ずる。

機関	役割の例
市（各局区室）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る防災教育の実施 ・県等との連携により地域住民や児童生徒等への防災教育を実施 ・地震対策の実施上の相談窓口の設置及び周知 ※
県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る防災教育の実施 ・市等との連携により地域住民や児童生徒等への防災教育を実施 ・地震対策の実施上の相談窓口の設置及び周知 ※
防災関係機関・施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る防災教育の実施 ・市及び県が実施する研修への参加 ※
各企業（施設管理者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び県が実施する研修への参加 ※
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・市や県との連携により地域住民等への防災教育を実施 ※
国公立各学校管理者、学校等職員	<ul style="list-style-type: none"> ・市や県等との連携により児童生徒等への防災教育を実施 ※

第3項 実施内容

1 市職員に対する教育

【市・県・その他防災関係機関】

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各局区室・各課・各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震の発生の周期に関する知識
- ② 発生に伴い予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 南海トラフの可能性の認識
- ④ 地震・津波に関する一般的な知識及び被害想定並びに浸水想定

- ⑤地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑥職員等が果たすべき役割
- ⑦地震防災対策として、現在、講じられている対策に関する知識
- ⑧今後地震対策として、取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

【防災関係機関・施設管理者】

防災関係機関や施設管理者は、市、県等と協力して地域住民等に対する防災教育を行うものとする。

防災教育は、あらゆる機会をとらえ、地域の実態に応じて地域単位・職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物・ビデオ等の映像・各種集会の実施など地域の実情に合わせた教育を行うものとする。

- ①南海トラフ地震の発生の周期に関する知識
- ②発生に伴い予想される地震動及び津波に関する知識
- ③南海トラフ地震の発生の可能性の認識
- ④地震・津波に関する一般的な知識及び被害想定並びに浸水想定
- ⑤地震災害が発生した場合における、出火防止・初期消火・救出救助活動・避難誘導・要配慮者等の介助及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑥正確な情報入手及び発信の方法
- ⑦防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑧各地域における津波避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識
- ⑨各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑩避難の時期及び方法
- ⑪避難所運営及び避難生活に関する知識
- ⑫自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑬地域住民が日頃から実施可能な応急手当・生活必需品の備蓄・非常持ち出し品等の用意・家具の固定・出火防止・ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑭住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑮第2部 第1章 第1節「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。
- ⑯ペットが迷子になったときのために、マイクロチップや迷子札の装着等の所有者明示を行う等の、飼い主が平時から行う対策に関する内容。

3 児童、生徒等に対する教育

【市・県・学校管理者・学校等職員】

児童生徒等に対して、学校教育等を通じて地震・津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

第2部 第1章 第2節「防災教育の推進計画」に準じる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

【防災関係機関・施設管理者】

市及び県が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 相談窓口の設置

【市・県】

地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

岡山市地域防災計画
(地震・津波災害対策編)

平成9年1月16日	策 定
平成10年2月	一部修正
平成11年2月	一部修正
平成12年2月	一部修正
平成13年5月	一部修正
平成14年6月	一部修正
平成15年6月	一部修正
平成17年2月	一部修正
平成18年2月	一部修正
平成19年6月	一部修正
平成23年3月	全面修正
平成25年9月	全面修正
平成27年3月	一部修正
平成28年3月	一部修正
平成29年3月	一部修正
令和2年3月	一部修正
令和3年3月	一部修正
令和5年9月	全面修正

編集発行 岡山市防災会議

(事務局担当)

岡山市危機管理室

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

直通電話 (086) 803-1082

F A X (086) 234-7066